

条例 - 1 河内長野市防災会議条例

河内長野市防災会議条例

〔昭和38年5月27日
条例第8号〕

改正 昭和43年10月21日 条例第36号
平成2年3月31日 条例第8号
平成12年3月28日 条例第4号
平成12年12月26日 条例第32号
平成15年9月26日 条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、河内長野市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務や組織について定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 河内長野市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく、政令によりその権限に属する事務(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充る。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市長がその部内の職員のうちから指命する者
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関、指定地方公共機関又は公益的事業を営む法人の職員のうちから市長が委嘱する者

6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の定数は、それぞれ1人、3人、2人、7人及び7人以内とする。

7 前5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員をおくことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が、防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月21日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年3月31日条例第8号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第4号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日条例第32号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年9月26日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

条例 - 2 河内長野市災害対策本部条例

河内長野市災害対策本部条例

〔 昭和38年 5月27日
条 例 第 9 号 〕

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第 223号）第23条第 6 項の規定に基づき、河内長野市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑 則)

第 4 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

条例 - 3 河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 昭和49年 9月30日
条 例 第 22号 〕

改正 昭和56年 9月29日 条例第32号
昭和62年 9月30日 条例第15号

平成 3年12月26日 条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金を支給し、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に対し災害障害見舞金を支給し、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金を貸付け、もつて市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）又は外国人登録法（昭和27年法律第125号）の規定により登録されていた者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第3条 市は、令第1条に規定する災害（以下単に「災害」という。）により死亡した市民の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

2 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては5,000,000円とし、その他の場合にあっては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第6条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(遺族の範囲等)

第4条 災害弔慰金の支給を受けることができる遺族の範囲は法第3条第2項の規定によるものとし、その順位は、次に掲げる順序とする。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

2 前項の場合において、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡当時その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともした者を先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に災害弔慰金を支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき

は、その1人に対してした支給は全員に対しなされたものとみなす。

(死亡の推定及び支給の制限)

第5条 災害による死亡の推定及び災害弔慰金の支給の制限については、法第4条及び第5条の規定によるものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第6条 市は、災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に精神又は身体に法別表に掲げる程度の障害がある市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

(災害障害見舞金の額)

第7条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては2,500,000円とし、その他の場合にあっては1,250,000円とする。

(準用規定)

第8条 第5条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第9条 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項に規定する被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に規定する世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第10条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失し、又はこれと同等と認められる特別の事情があった場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ、又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際して、住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と、「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と、「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項かつこ書の場合は5年)とする。

(貸付利率)

第11条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還方法等)

第12条 災害援護資金の貸付けに係る償還方法、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、令第7条第3項及び第4項並びに第8条から第11条までの規定によるものとする。

(償還免除)

第13条 市長は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなったと認めるときは、当該災

害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、令第12条で定める場合は、この限りではない。

(規則への委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年9月29日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第7条の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和62年9月30日条例第15号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第6条から第8条までの規定は、この条例の公布の日以後に生じた災害による障害者に対して支給する災害障害見舞金について適用する。
- 3 新条例第10条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、昭和61年7月10日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (平成3年12月26日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の河内長野市災害弔慰金の支給等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第2項の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、新条例第7条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、新条例第10条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

要綱 - 1 河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付要綱

〔平成13年3月13日〕
〔要綱第8号〕

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第5条及び河内長野市地域防災計画に基づき、自主防災組織に対し、防災資機材等の整備及び自主防災活動の推進に必要な助成を行うことにより、防災体制を確立し、もって市民の防災意識の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「自主防災組織」とは、法第5条第2項に規定する自主防災組織をいう。

(助成事業及び助成対象団体)

第3条 この要綱による助成事業の種類は次の各号に掲げるものとし、その助成対象団体はそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 育成事業 自主防災組織又は自主防災組織を結成する予定のもので、助成することが必要と認めるもの
- (2) 活動推進事業 前号の事業を終えた既存の自主防災組織であって、助成することが必要と認める自主防災組織

(助成対象年度)

第3条の2 育成事業及び活動推進事業の助成対象年度は、第6条の規定による申請のあった日の属する年度からそれぞれ5箇年を限度とする。

(助成対象)

第4条 育成事業の助成対象は、次に掲げる防災資機材等とする。

- (1) 防災物資等 別表第1に掲げるもの
 - (2) 備蓄倉庫 別表第2に掲げる面積
- 2 活動推進事業の助成対象は、次に掲げる経費とする。
- (1) 別表第3に掲げる自主防災活動に要する経費
 - (2) 別表第4に掲げる消耗品等の購入に要する経費

(助成金の額)

第5条 育成事業の助成金の額は、予算の範囲内で次の各号に定める額とする。

- (1) 防災物資等 購入費の2分の1の額とする。ただし、40世帯未満の世帯で構成する助成対象団体の場合には、1助成対象団体につき、30,000円を限度とし、40世帯以上の世帯で構成する助成対象団体の場合には、1世帯当たり750円を限度とする。
- (2) 備蓄倉庫 事業費の2分の1の額とする。ただし、1平方メートル当たり20,000円を限度とする。

2 活動推進事業の助成金の額は、自主防災組織を構成する世帯数に100円を乗じて得た額の範囲内で、前条第2項に規定する経費の2分の1の額とする。ただし、1年度当たり10万円を限度とする。

3 第1項第1号に規定する助成金の額は、第3条の2の助成対象年度の間における額とする。

(助成の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする助成対象団体(以下「助成団体」という。)は、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付申請書(様式第1号)に河内長野市自主防災組織育成事業計画書(様式第2号)又は河内長野市自主防災組織活動推進事業計画書(様式第2号の2)を添えて、市長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、その決

定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付決定通知書（様式第3号）又は河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により助成団体に通知しなければならない。

（申請内容の変更申請等）

第8条 助成団体は、申請内容に変更があったときは、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付申請書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（助成金の変更交付決定等）

第9条 市長は、前条の規定による変更交付申請があったときは、当該変更交付申請に係る書類を審査し、その変更決定内容を河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金変更交付決定通知書（様式第6号）により助成団体に通知しなければならない。

（助成金の交付等）

第10条 助成金の交付を受けようとする助成団体は、河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業助成金交付請求書（様式第7号）及び河内長野市自主防災組織育成事業及び活動推進事業実績報告書（様式第8号）に、領収書等を添えて市長に提出しなければならない。

（防災資機材等の管理）

第11条 育成事業の助成を受けた助成団体は、十分な注意を払い、助成金の交付を受けた防災資機材等を維持管理しなければならない。

（防災資機材等の譲渡の禁止）

第12条 育成事業の助成を受けた助成団体は、前条に規定する防災資機材等を第三者に譲渡してはならない。

（助成金の返還）

第13条 市長は、助成金の交付を受けた助成団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは助成金交付決定額の全部又は一部を取り消し、既に交付した助成金があるときは期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることがある。

- (1) 申請書その他の関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則(平成14年9月19日要綱第42号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年5月10日要綱第36号)

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第1 （第4条関係）

防災物資等
ヘルメット、ロープ、ハンマー、鋸、ツルハシ、バール、消火器、コ・ドリール、かけや、消火バケツ、スコップ、ボルトクリッパー、金バサミ、てこ棒(角材)・カマセ木、リヤカー、レンジャー手袋、防塵マスク、防護メガネ、モンキーレンチ、タガネ、ミニカッター、腕章、救急セット、担架、ハンドマイク、防水シート、ジャッキ、脚立、簡易トイレ、救命工具収納箱、エンジンチェーンソー、投光器、発電機、エンジンカッター、油圧ジャッキその他市長が必要と認めた物資等

別表第2（第4条関係）

助成団体を構成する世帯の数	面積
100世帯未満	10平方メートル以内
100世帯以上500世帯未満	20平方メートル以内
500世帯以上1,000世帯未満	30平方メートル以内
1,000世帯以上1,500世帯未満	40平方メートル以内
1,500世帯以上2,000世帯未満	50平方メートル以内
2,000世帯以上	60平方メートル以内

別表第3（第4条関係）

- (1) 自主防災活動の計画づくりに要する経費のうち、市長が必要と認めた経費
- (2) 自主防災活動の勉強会に要する経費
- (3) 防災教室・講演会の開催に要する経費
- (4) 広報啓発に関する経費（啓発ポスター、チラシ印刷代等）
- (5) 防災診断、防災マップづくりに要する経費（白地図代、印刷代等）
- (6) 地域防災訓練及びその他自主防災活動事業に要する経費

別表第4（第4条関係）

ガソリン、灯油、消火器充てん費用、救急セット補充品、その他市長が認める活動に必要な消耗品等

様式 - 1 発信用紙 [河内長野市第 1 号様式]

発信用紙

()

本部長	副本部長	災対総務部長	災対総務部 本部班長	所管部長	起案者	本部長室 審議	庁内 放送
						要否	要否
						了	了
あて先							
<p style="text-align: center;">件名</p> <p style="text-align: center;">.....</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分</p> <p style="text-align: center;">河内長野市災害対策本部発第 号</p>							
本文							
							発信済

河内長野市災害対策本部

様式 - 2 受信用紙 [河内長野市第 2 号様式]

受信用紙 ()

発信機関名	発信担当者名	受信担当者名		災対総務部 本部 班 長	本部長室 審 議	庁 内 放 送
					要否	要否
	電話	所属				
<p>件 名</p> <p>.....</p> <p>年 月 日 時 分</p> <p>河内長野市災害対策本部受第 号</p>						
<p>本文</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>						
<p>本信に対する措置の概要</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>						

河内長野市災害対策本部

様式 - 3 災害概況速報（地震・火災用）〔河内長野市第3号様式〕

災害概況速報（地震・火災用）

（河内長野市災害対策本部）

災害名（第報）

項目ごとに情報源を明記すること。
（住民通報、その他民間通報、消防・警察官
通報、その他機関通報及び現認）

報告日時	年月日時分
所属名	部
報告者名	

項目ごとに確認、未確認の別を明記すること。

災害の概況	災害種別	地震			発生日時	年月日時分				
	（地区ごとの被害の有無及び概況、施設ごとの被害の有無及び概況等） 町丁目番									
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
（火災の発生の有無及び状況、道路・橋りょうの状況、電気・ガス・水道の状況等）										
応急対策の状況	（応急措置、自主防災組織・住民の動向、消防・警察官・その他関係機関との連絡状況）									

様式 - 4 災害受信・現場報告記録（風水害用）〔河内長野市第4号様式〕

災害受信・現場報告記録（風水害用）

（河内長野市災害対策本部）

				災害		
受 信 欄	受付日時	平成年月日 A M P M	受信者	部：	氏名：	
	連絡者	氏名TEL 住所 住民 消防 警察 他（ ）				
	被害場所	河内長野市町番				
	被害状況 (通報内容)					
現 場 報 告 欄	現場確認	A M 平成年月日 P M	確認者	部：	氏名：	
	被災者	連絡者に同じ	住所			
		右記氏名TEL				
	他機関の出動	消防 警察 住民 業者 他（ ）				
	現場報告事項	状況 処理内容 他	被害分類			
			被害無し			
人的被害			死亡 重症 行方不明 軽症			
住家			全壊 床上浸水(土砂) 半壊 床下浸水(土砂) 一部破損			
非住家			公共機関 他			
道路			路肩崩れ 法面崩れ 冠水 他			
橋梁			流失 破損			
河川水路	河川溢水 水路溢水 漏水 堤防決壊					
崖崩れ						

注：被害分類は必ず記載のこと。

様式 - 5 要請情報 [河内長野市第 5 号様式]

要 請 情 報

(河内長野市災害対策本部)

災害名(第報)

災害種別	地震、水害、火災、その他
------	--------------

要請日時	年月日時分
主管部名	部
部長名	
担当者名	

要 請 の 概 要	種別	要員の補充、資機材調達、車両調達、燃料調達、広報依頼、自衛隊派遣要請 その他()
	内容	(要請先機関・団体名、職種、品名、広報文などできるかぎり具体的に記入) 別紙添付の場合は、その旨を明記のこと。
	数量・ 回数・ 又は人数	(種別、性別、品名別等に分けて記入)
	場所	(集合場所、受渡場所、広報活動実施場所などを記入)
	その他 必要事項	(留意点、携行品など特記事項を記入)
要 請 に い た つ 理 由	(措置の状況、部内対策要員の状況、部内資器材の状況、その他要請を必要とした状況)	

様式 - 6 避難者カード [河内長野市第 6 号様式]

避難者カード ()

欄は、避難所担当職員が記入する欄です。記入しないようにして下さい。

避難所名		担当職員名	
------	--	-------	--

住所：					地区名		
氏名	続柄	性別	年齢	入所日	事務所記入欄		
					退所日	備考	
計	男・女・計						
	名名名						

注 1 家族ごとに 1 葉の避難者カードを配布し、記入を求めること。

注 欄は、避難所担当職員が記入すること。

様式 - 7 医療救護班診療記録 [河内長野市第 7 号様式]

医 療 救 護 班 診 療 記 録

河内長野市

救護所名	地区	医師	班 長	
		氏名	班 員	
		担 当 職 員 名		

年月日	住 所	患者氏名	性別	年齢	傷 病 名	程 度	措置概要	備 考
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
						重・中・軽		
小計・合計	人					・ ・		

1 「小計・合計」欄は、該当しないものを二重線で消すこと。

2 重症：入院 1 月以上を要する中症：入院治療を要する軽症：入院治療を要しない

様式 - 8 被害状況等報告様式

第4号様式(その1)
〔災害概況即報〕

報告日時	年月日時分
市町村名	
報告者名	

災害名(第報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月日時分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊棟	一部破損棟
		負傷者	人	計	人		半壊棟	床上浸水棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)		

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

市町村名			区 分 被 害				
災害名 報告番号		災害名 第 報 (月 日 時現在)		田	流失・埋没	ha	
報告者名					畑	冠 水	ha
報告者名				畑		流失・埋没	ha
報告者名					畑	冠 水	ha
区 分		被 害		文教施設		箇所	
人 的 被 害	死 者	人		病 院	箇所		
	行方不明者	人		道 路	箇所		
	負 傷 者	重傷	人		橋りょう	箇所	
		軽傷	人		河 川	箇所	
住 家 被 害	全 壊	棟		港 湾	箇所		
		世帯		砂 防	箇所		
		人		清掃施設	箇所		
	半 壊	棟		崖くずれ	箇所		
		世帯		鉄道不通	箇所		
		人		被害船舶	隻		
	一部損壊	棟		水 道	戸		
		世帯		電 話	回線		
		人		電 気	戸		
	床上浸水	棟		ガ ス	戸		
		世帯		ブロック塀等	箇所		
		人					
床下浸水	棟		り災世帯数	世帯			
	世帯		り災者数	人			
	人		建 物	件			
非 住 家	公共建物	棟		火災発生	危 険 物	件	
	その他	棟			そ の 他	件	

被害額は省略することができる。

区 分		被 害		災害対策本部等の設置状況	
公立文教施設	千円				
農林水産業施設	千円				
公共土木施設	千円				
その他の公共施設	千円				
小 計	千円				
そ の 他	農 業 被 害	千円		災害救助法適用市町村名	計
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
	そ の 他	千円			
被 害 総 額	千円			消防職員出動延人数	人
				消防団員出動延人数	人
備 考	被害発生場所				
	被害発生年月日				
	災害の種類概況				
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況				

被害額は省略することができる。

第1号様式 災害確定報告

市町村名		区 分		被 害			
災 害 名	災害名	田	流失・埋没	ha			
	報 告 番 号		第 報	冠 水	ha		
(月 日 時確定)		畑		流失・埋没	ha		
	冠 水		ha				
報 告 者 名		文教施設	箇所				
			病 院	箇所			
区 分	被 害	道 路	箇所				
			橋りょう	箇所			
人 的 被 害	死 者	人					
	行方不明者	人					
負 傷 者	重 傷	人					
	軽 傷	人					
住 家 被 害	全 壊	棟			そ の 他		
		世帯					
	半 壊	棟					
		世帯					
	一 部 損 壊	棟					
		世帯					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
	床 下 浸 水	棟		り災世帯数		世帯	
		世帯		り災者数		人	
	非 住 家	公 共 建 物	棟	建 物		件	火 災 発 生
		そ の 他	棟	危 険 物		件	
			そ の 他	件			

被害額は省略することができる。

区 分		被 害		都 道 府 県 災 害 対 策 本 部		
公 立 文 教 施 設	千円			名 称		
農 林 水 産 業 施 設	千円				設 置	月 日 時
公 共 土 木 施 設	千円			解 散		月 日 時
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円			災 害 対 策 本 部 設 置 市 町 村		
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団 体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
計						
そ の 他	千円			消 防 職 員 出 動 延 人 数	人	
被 害 総 額	千円			消 防 団 員 出 動 延 人 数	人	
備 考						
災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・自主避難の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ボランティアセンター設置状況（設置の有無及び設置場所） ・災害ボランティア活動状況（受入の有無及び派遣の有無等） ・その他関連事項						

被害額は省略することができる。

様式 - 9 地すべり・がけ崩れ災害報告様式（緊急・詳細報告用）

緊急・詳細 報告用 緊急報告は網掛け部分を記入 第 報

災害報告（地すべり）

（ 年 月 日 時 現在 ）

ふりがな発生場所	おおさか 大阪府 [都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名									
発生日時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時 分											
気象状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離 km									
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~	年 月 日 時										
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時										
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~	年 月 日 時										
地すべり規模	幅	m	長さ	m	斜面勾配	度								
	移動層厚	m		拡大の見込	有・無									
移動状況	最大時間移動量（時速）	m or mm	年 月 日 時 ~	時	観測地点									
	移動総量	m or mm	年 月 日 時 分 ~	分	観測地点									
	近年の移動履歴	有・無	年 月 日 時 ~	年 月 日 時										
	変状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無							
危険箇所	地すべり危険箇所	該当	有・無	危険度	[A・B・C]									
	地すべり防止区域	指定	有・無	指定年	年	既設対策工の有無	有・無							
被害状況	人的被害	死者	《 》 < >	名	被害者 年齢	才	農地被害 (種類・面積)							
		行方不明	《 》 < >	名		才								
		負傷者	《 》 < >	名		才								
	人家被害	全壊・流出	《 》 < >	戸	木造	《 》 < >	戸	RC	《 》 < >	戸	(公共施設・災害時要援護者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)			
		半壊	《 》 < >	戸	木造	《 》 < >	戸					RC	《 》 < >	戸
		一部損壊	《 》 < >	戸	木造	《 》 < >	戸					RC	《 》 < >	戸
非住家被害	戸		宅地擁壁の被害		戸		(空積・練積・RC・その他)							
公共土木施設被害	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)													
その他														
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)														
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)														
											災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]		
関係法令等 (該当する項目をつける)	直轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域									
	保安林	土石流危険渓流[. . 準ずる]			建築基準法による災害危険区域									
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域									
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域									
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域									
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域									
	災害対策基本法防災計画区域													
その他()														
報告者	所属	氏名			所属	氏名								
	所属	氏名			所属	氏名								

*第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

地区名 _____

平面図

断面図

写真は別途e-mailにて送付すること

災害報告 (がけ崩れ)

(年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	おおさか府 大阪府 [都・道・府・県]		[市・郡]		[区・町・村]		大字		地区名	
	発 生 日 時		[不明・調査中・確認済]		年 月 日		時 分			
気象状況	異常気象名			観測所名			災害発生場所からの距離		km	
	連続雨量			mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時					
	最大24時間雨量			mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時					
	最大時間雨量			mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時					
山の斜面の種類	自然斜面	H =	m	横断面 (別添付しても良い)				概況平面図 (別添付しても良い)		
	人工斜面	H =	m							
勾配 ₁		度								
拡大の見込み		[有・無]								
保全対象人家戸数		戸								
崩壊の状況	高さ	m	巾	m						
	面積	m ²	勾配 ₂	度						
	崩壊又は流出土砂量		m ³							
	がけ下端の堆積深		m							
	がけ下端と被害家屋までの距離		家屋	m						
			家屋	m						
	被害家屋位置の堆積深		家屋	m						
			家屋	m						
崩土の到達距離		m								
その他										
被害状況	人的被害	死者	《 》 <	>名	被害者年齢	才	(公共施設・災害時要援護者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)			
		死行方不明	《 》 <	>名		才				
		負傷者	《 》 <	>名		才				
	物的被害	全壊・流出	《 》 <	>戸	木造	《 》 <	>戸	RC	《 》 <	>戸
		半壊	《 》 <	>戸	木造	《 》 <	>戸	RC	《 》 <	>戸
	一部損壊	《 》 <	>戸	木造	《 》 <	>戸	RC	《 》 <	>戸	
非住家被害		戸	宅地擁壁の被害		戸 (空積・練積・RC・その他)					
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)		(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)								
その他										
避難状況 (集落名、種類 (勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)										
対応状況 (どこがどのような対応 (工事・監視等) を実施したorする予定か)										
災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]										
関係法令等 (該当する項目をつける)	直轄	砂防指定地			地すべり防止区域 [国土・林・農]					
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域					
	国有林	土砂災害特別警戒区域			建築基準法による災害危険区域					
	民有林	土砂災害警戒区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域					
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅地造成工事規制区域					
	災害対策基本法防災計画区域				宅造基準条例の適用区域					
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所				地帯番号		箇所番号			
	その他 ()									
報告者	所属		氏名		所属		氏名			
	所属		氏名		所属		氏名			

* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。
写真は別途e-mailにて送付すること

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

様式 - 10 土石流等災害報告様式（緊急報告用）（詳細報告用）

緊急報告用

第 報

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在 ）

ふりがな 発生 場所	おおさかふ 大阪府 [都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区 名		
ふりがな 河川名	[1級・2級・その他]	水系	川	[沢・川・谷]			
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時 分		
災害形態	土石流, 土砂流・山腹崩壊・山林火災・その他 ()						
気象 状況	異常気象名	観測所名					
	連続雨量	mm	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時		
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時		
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時		
土砂流出状況	流出土砂量	m ³	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度	
深流の情報	区 分	・ 準ずる ・ 危険渓流ではない		流域面積	km ²	河床勾配 1/	
被害 状況	人的被害	死者名	被害者 年齢	才	農地被害 (種類・面積)	概略のポンチ絵(別途添付してもよい)	
		行方不明者名		才			
		負傷者名		才			
	人家被害	全壊・流出戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)				
		半壊戸					
		一部損壊戸					
	床上浸水戸						
	床下浸水戸						
	非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)			
	公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載) 市道を埋塞 水路埋塞					
二次災害の可能性	(有・無)						
保全 対象	km下流に人家	戸(人)	道路名等				
	(その他)	ha					
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)							
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)							
						災害関連緊急事業申請の有無 [有・無・調査中]	
関係法令等 (該当する項目をつける)	直轄	砂防指定地(年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]				
	保安林	河川区域[1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域				
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域				
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域				
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅造造成工事規制区域				
	その他()						
報 告 者	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名	
	所属	氏名	所属	氏名	所属	氏名	

* [添付図面等]

・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況がわかるポンチ絵、関連記事

* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

* 写真は別途e-mailにて送付すること

詳細報告用（緊急報告を添付）

（溪流名）

災害報告（土石流等）

（ 年 月 日 時 現在）

気象状況 調査中・ 確認済・ 不明	観測所名及び溪流（谷出口）との距離	観測所名	距離	km						
	連続雨量	（緊急報告に記載）								
	最大24時間雨量	（緊急報告に記載）								
	最大時間雨量	（緊急報告に記載）								
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量（前期降雨）	mm 年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
積雪・融雪状況	観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。							
	風向（災害発生時）									
	風力（災害発生時）	m/s								
保全対象	人家戸数	戸								
	人口	人								
	耕地面積	ha								
	災害時要援護者関連施設 公共施設	1有・2無	施設名							
		1有・2無	施設名							
[調査中・確認済]	土石流氾濫区域の面積	m ²								
土砂災害防止法	人的被害	死者	名	警戒区域						
		行方不明	名	警戒区域						
		負傷者	名	警戒区域						
	人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
		半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
		一部損壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
	[調査中・確認済]									
防災計画	市町村地域	溪流名	[無・有]							
	防災計画への記載	避難場所	[無・有]	施設名						
		避難経路	[無・有]							
	表示板設置	[無・有]	(箇所)							
警戒避難基準雨量の設定	[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr					
		設定時期	年 月							
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]	氾濫面積	m ²	氾濫区域	m ²	氾濫区域	m ²		
			平均堆積深	m	氾濫区域	m	氾濫区域	m		
			最大堆積深	m	氾濫区域	m	氾濫区域	m		
			氾濫最大延長×氾濫最大幅	m × m						
			氾濫終息点の勾配	度						
			最大礫径	m						
	流域内の既存施設	[無・有]	合計	基	(透過型)		(不透過型)			
		(砂防)	基	基	基					
		(治山)	基	基	基					
		(所管不明)	基	基	基					
天然ダム	[無・有]									
崩壊地付近の亀裂	[無・有]									
流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ()								
通報者または第一発見者 (該当する項目にをつける)	[確認済・不明]	市町村(部署名)								
		住民								
		その他								

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

様式 - 11 り災証明書

り災証明書

申請者 (本人確認できるものを提示して下さい)	住所							
					TEL() -			
	(現在の連絡先)							
				TEL() -				
(フリガナ)								
氏名				印				
り災世帯の構成員	氏名	続柄	性別	生年月日			男女	..
		世帯主	男女	..			男女	..
			男女	..			男女	..
り災場所等	町 (マンション等名称 :)							
	持家	住宅			借家 (所有者名 :)			
	貸家							

太線の中を記入して下さい

り災程度	全壊・流失	半壊	床上浸水	一部破損・床下浸水
り災原因	平成 年 月 日 発生した _____による			

上記のとおり相違ないことを証明します

平成 年 月 日

市 長 印

(裏面)

<り災証明について>

・この証明は、災害救助の一環として、応急的・一時的な救済を目的に市長が確認できる程度の被害について証明するものです。

民事上の権利義務関係には、効力を有するものではありません。

・「り災程度」は「家屋」を対象として、一棟ごとに母屋で判定します。

家屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構はこの証明の対象となりません

・集合住宅等の場合、一棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によっては、この証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。

・「り災程度」は家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に現れた被害を観察して判定します。

表面に現れない被害(例：地中の杭の折損、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。

・この証明は、災害発生後おおむね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。

この証明は、原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

様式 - 12-1 緊急通行車両事前届出書

(表)

緊急通行車両事前届出書 ()第 号 年 月 日 大阪府公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏 名 印					
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体(執行機関を含む。) 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他()				
	名称()				
業務の内容	1 警報の発令 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急通行の確保 9 災害の防御等 10 その他()				
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)					
大阪府以外での災害応急対策に関する活動計画の策定の有無及びその活動地域	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">有</td> <td style="text-align: center;">滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">無</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他の都道府県()</td> </tr> </table>	有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県	無	その他の都道府県()
有	滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県		無		
	その他の都道府県()				
車両の使用者	住所 () 局 番				
	氏 名				
番号欄に表示されている番号					
出 発 地					

注：この届出書を2通作成し、申請にかかる車両の自動車検査証の写し1通を添付の上、当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署(指定行政機関等の保存する車両以外の車両については、輸送協定書又は指定行政機関等の所在地を管轄する警察署)に提出すること。

様式 - 12-2 緊急通行車両事前届出済証

(裏)

()第 号
年 月 日

緊急通行車両事前届出済証

大阪府公安委員会 印

注意事項

- 1 災害時には、事前届出を行った警察署にこの緊急通行車両事前届出済証を提示して所要の手続きを受けること。
- 2 特別な事情により事前届出を行った警察署で手続きができない場合には、他の警察署等で手続きを受けること。
- 3 届出内容に変更を生じ、又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、事前届出を行った警察署に届け出て再交付の手続きを受けること。
- 4 事前届出を受けた車両について、次のいずれかに該当するときは、速やかに事前届出を行った警察署に届出済証を返納すること。
 - (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 当該車両が廃車となったとき。
 - (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。

様式 - 12-3 緊急通行車両確認申請書

緊急通行車両確認申請書													
年 月 日													
大阪府知事 大阪府公安委員会 殿													
申請者住所 (電話番号) 氏 名 印													
行政機関等の名称等	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">1 指定行政機関</td> <td style="width: 50%;">2 指定地方行政機関</td> </tr> <tr> <td>3 地方公共団体(執行機関を含む。)</td> <td>4 指定公共機関</td> </tr> <tr> <td>5 指定地方公共機関</td> <td>6 その他()</td> </tr> </table>	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関	3 地方公共団体(執行機関を含む。)	4 指定公共機関	5 指定地方公共機関	6 その他()						
	1 指定行政機関	2 指定地方行政機関											
3 地方公共団体(執行機関を含む。)	4 指定公共機関												
5 指定地方公共機関	6 その他()												
名称 ()													
業 務 の 内 容	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 警報の発令</td> <td style="width: 33%;">2 消防等の応急措置</td> <td style="width: 33%;">3 救難救助等</td> </tr> <tr> <td>4 児童等の教育</td> <td>5 施設等の応急復旧</td> <td>6 保健衛生</td> </tr> <tr> <td>7 社会秩序の維持</td> <td>8 緊急通行の確保</td> <td>9 災害の防御等</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10 その他 ()</td> </tr> </table>	1 警報の発令	2 消防等の応急措置	3 救難救助等	4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生	7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等	10 その他 ()		
1 警報の発令	2 消防等の応急措置	3 救難救助等											
4 児童等の教育	5 施設等の応急復旧	6 保健衛生											
7 社会秩序の維持	8 緊急通行の確保	9 災害の防御等											
10 その他 ()													
番号標に表示されている番号													
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)													
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番												
	氏 名												
通 行 日 時													
通 行 経 路	出 発 地												
	目 的 地												
備 考													

様式 - 13 自衛隊の災害派遣要請要求書

知事への依頼書様式

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	
	河内長野市長 印
自衛隊の災害派遣要請について	
災害対策基本法第68条の2の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1. 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2. 派遣を希望する期間	
3. 派遣を希望する区域及び活動内容	
4. その他参考となるべき事項	

	文書番号
	年 月 日
大阪府知事 様	
	河内長野市長 印
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について	
年 月 日付第 号により依頼した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり撤収要請を依頼します。	
記	
1. 撤収要請日時	
2. 派遣された部隊	
3. 派遣人員及び従事作業の内容	
4. その他参考となるべき事項	

様式 - 14 公用令書

従事第	号			
公 用 令 書				
住 所				
氏 名				
災害対策基本法第71条の規定に基づき次のとおり [従事] を命ずる。				
処分権者氏名 印				
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

保管第	号			
公 用 令 書				
住 所				
氏 名				
災害対策基本法 [第 7 1 条] の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
年 月 日 処分権者氏名 印				
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

管理第 号

公 用 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法

〔 第 7 1 条 〕
〔 第78条第1項 〕

の規定に基づき、次のとおり

管 理
を 使 用 す る。
収 用

年 月 日

処分権者氏名

印

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法

〔 第 7 1 条 〕
〔 第78条第1項 〕

の規定に基づく公用令書（ 年 月

日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので同法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

印

変 更 し た 処 分 の 内 容

備 考：用紙は日本工業規格A5とする。

取消し第 号

公 用 取 消 令 書

住 所

氏 名

災害対策基本法 [第 7 1 条] の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号)
[第78条第1項]

にかかると処分を取り消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者氏名

印

備 考 : 用紙は日本工業規格 A 5 とする。

様式 - 15 参集途上における被害状況報告様式

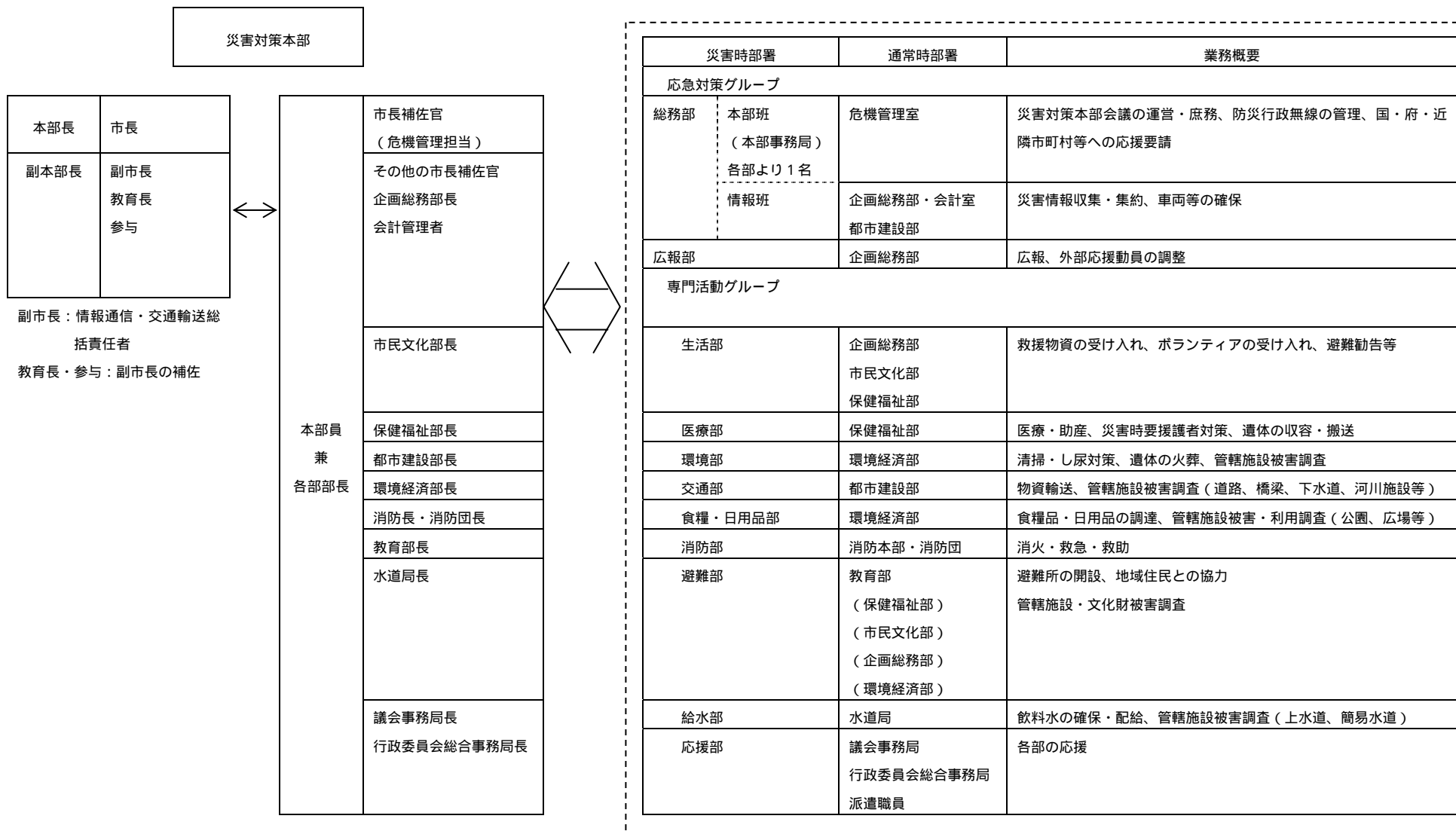
その1

参集施設		日 時	年 月 日 時より 時
参集ルート 及び方法	自宅（ 市町村 ） 徒歩 ・ 自転車 ・ バイク ・ その他（ ）		当施設
所属・氏名	部 班 係 ・ 氏名		
各施設の被害状況等		必要な対策（物資・資材含）等	
市民・災害時要援護者に対する救出・応援救護の状況			
建物・施設等の崩壊・損傷状況			
火災発生、延焼、消防活動の状況（阻害要因）			
道路・鉄道等交通施設の状況			
ライフラインの状況			
地区（町）の全体的な状況			
避難場所の状況			
その他			

資料1-1 災害対策本部の設置及び廃止の通知及び公表の方法

通知及び公表先	通知及び公表の方法	担当部班
庁内及び出先の各部班	庁内放送、電話及び防災行政無線	(総務部情報班)
関係機関	防災行政無線、電話その他迅速な方法	(総務部情報班)
市民	広報車等	(広報部)
報道機関	口頭・電話及び文書	(広報部)

資料1-2 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（地震）



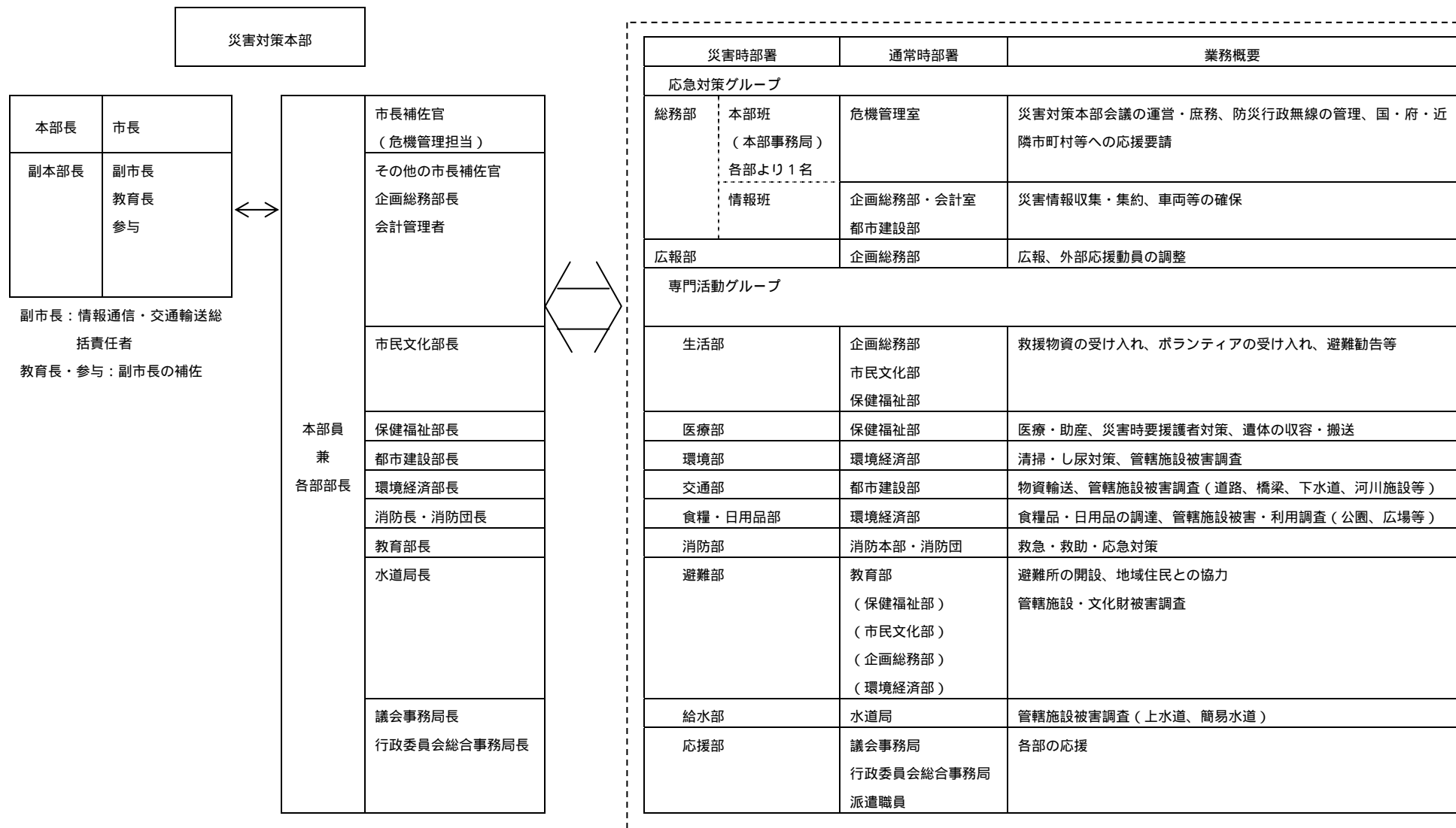
資料1-3(1) 災害対策本部の部及び班の役割分担（地震）

災害時部署		通常時部署		業務内容	
応急対策グループ					
総務部	本部班（本部事務局）	危機管理室		災害対策本部の運営・庶務、防災行政無線の管理、情報の集約、本部から各部への命令・指令の伝達 国・自衛隊・府・近隣市町村・防災関連機関への応援要請、作業員の確保	
	情報班	情報管理係	企画総務部	企画経営室 総務室	災害時優先電話の管理、情報網確保（庁内携帯電話、アマチュア無線等）、外部電話の一括受理・転配送（本部、それぞれの部署へ）
		情報収集整理係	企画総務部	企画経営室	府・防災関連機関・市民情報係・各専門活動グループからの情報収集・集約
		物資管理係	企画総務部	総務室	資材・機材確保、義援金の保管
		車両管理係	企画総務部 都市建設部	総務室 道路交通室	車両の一元管理、車両・燃料の確保、配車手配、緊急輸送車の確認
広報部	本部班	企画総務部	企画経営室 合併対策室	情報収集整理係との連携、広報活動の手配	
	広報班	企画総務部	市民協働室	本部からの伝達を受け市民へ広報、関係機関・マスコミへの情報発信	
	人員班	企画総務部	企画経営室	外部応援動員の調整	
	給食班	企画総務部	企画経営室	職員の食糧・日用品配給	
専門活動グループ					
生活部	本部班	市民情報係	市民文化部	市民税務室 人権推進室	情報収集整理係との連携、市民・団体等からの情報収集、苦情受付
		ボランティア係	企画総務部	市民協働室	情報収集整理係との連携、ボランティアの受け入れ、関係機関との連絡・協調
	専門活動班	広報係	市民文化部	市民税務室	避難勧告等
		救援係	保健福祉部	保健政策室	救援物資の受け入れ、ボランティアへの協力、支援
医療部	本部班	保健福祉部	保健政策室	情報収集整理係との連携、医師（医師会、病院等）との連携、遺体収容の手配	
	専門活動班	保健福祉部	福祉政策室 保健政策室	医療・助産、災害時要援護者対策、遺体の収容・搬送	
環境部	本部班	環境経済部	環境政策室	情報収集整理係との連携、清掃・し尿の状況把握、遺体火葬の手配	
	専門活動班	清掃係	環境経済部	環境政策室 クリーンセンター環境事業推進室	清掃・し尿対策、遺体の火葬
		被害調査係	環境経済部	環境政策室	管轄施設被害調査

資料1-3(2) 災害対策本部の部及び班の役割分担（地震）

災害時部署		通常時部署		業務内容		
専門活動グループ						
交通部	本部班	都市建設部	道路交通室 都市計画室	情報収集整理係との連携、車両の配置・運用、輸送に必要な資材・機材の確保（業者との調整）、応急仮設住宅の建設		
	専門活動班	物資輸送係	都市建設部	都市計画室	物資の輸送	
			都市建設部	道路交通室	物資輸送のための緊急交通確保	
		被害調査係	都市建設部	道路交通室 都市計画室 下水道室	管轄施設被害調査（道路、橋梁、下水道、河川等）	
食糧日用品部	本部班	環境経済部	産業政策室	情報収集整理係との連携、食糧品・日用品の調達（大規模小売店等との調整）、農協支店との協力		
	専門活動班	食糧品配給係	環境経済部	産業政策室	食糧品・日用品の確保、市民への配給	
			被害調査係	環境経済部	産業政策室	管轄施設被害・利用調査（公園、広場等）
消防部		消防本部		情報収集整理係との連携、消火・救急・救助		
		消防団				
避難部	本部班	教育部	学校教育室	情報収集整理係との連携、避難所の開設手配		
	専門活動班	避難所係	教育部	学校教育室 社会教育室	避難所の開設・運営の補助、地域住民との協力	
			保健福祉部	福祉政策室 保健政策室		
			市民文化部	生涯学習推進室		
被害調査係	企画総務部	市民協働室	管轄施設被害調査、文化財被害調査			
	環境経済部	クリーンセンター環境事業推進室				
	教育部	学校教育室 社会教育室				
給水部	本部班	水道局	水道事業室	情報収集整理係との連携、飲料水の確保・配給、管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）		
	専門活動班	飲料水確保係	水道局	水道事業室	管轄施設の応急復旧	
			飲料水配給係	水道局	水道事業室	飲料水の確保・配給
				被害調査係	水道局	水道事業室
応援部		議会議務局		各部の応援		
		行政委員会総合事務局				
		派遣職員				

資料1-4 災害対策本部の部及び班の名称・業務概要（風水害）



資料1-5(1) 災害対策本部の部及び班の役割分担（風水害）

災害時部署		通常時部署		業務内容	
応急対策グループ					
総務部	本部班（本部事務局）	危機管理室		災害対策本部の運営・庶務、防災行政無線の管理、情報の集約、本部から各部への命令・指令の伝達 国・自衛隊・府・近隣市町村・防災関連機関への応援要請、作業員の確保	
	情報班	情報管理係	企画総務部	企画経営室 総務室	災害時優先電話の管理、情報網確保（庁内携帯電話、アマチュア無線等）、外部電話の一括受理・転配送（本部、それぞれの部署へ）
		情報収集整理係	企画総務部	企画経営室	府・防災関連機関・市民情報係・各専門活動グループからの情報収集・集約
		物資管理係	企画総務部	総務室	資材・機材確保、義援金の保管
		車両管理係	企画総務部	総務室 都市建設部	車両の一元管理、車両・燃料の確保、配車手配、緊急輸送車の確認
広報部	本部班	企画総務部	企画経営室 合併対策室	情報収集整理係との連携、広報活動の手配	
	広報班	企画総務部	市民協働室	本部からの伝達を受け市民へ広報、関係機関・マスコミへの情報発信	
	人員班	企画総務部	企画経営室	外部応援動員の調整	
	給食班	企画総務部	企画経営室	職員の食糧・日用品配給	
専門活動グループ					
生活部	本部班	市民情報係	市民文化部	市民税務室 人権推進室	情報収集整理係との連携、市民・団体等からの情報収集、苦情受付
		ボランティア係	企画総務部	市民協働室	情報収集整理係との連携、ボランティアの受け入れ、関係機関との連絡・協調
	専門活動班	広報係	市民文化部	市民税務室	避難勧告等
医療部	本部班	救援係	保健福祉部	保健政策室	救援物資の受け入れ、ボランティアへの協力、支援
		本部班	保健福祉部	保健政策室	情報収集整理係との連携、医師（医師会、病院等）との連携、遺体収容の手配
環境部	専門活動班	本部班	保健福祉部	福祉政策室 保健政策室	医療・助産、災害時要援護者対策、遺体の収容・搬送
		清掃係	環境経済部	環境政策室	情報収集整理係との連携、清掃・し尿の状況把握、遺体火葬の手配
			環境経済部	クリーンセンター環境事業推進室	清掃・し尿対策、遺体の火葬
被害調査係	環境経済部	環境政策室	管轄施設被害調査		

資料1-5(2) 災害対策本部の部及び班の役割分担（風水害）

災害時部署		通常時部署		業務内容		
専門活動グループ						
交通部	本部班	都市建設部	道路交通室 都市計画室	情報収集整理係との連携、車両の配置・運用、輸送に必要な資材・機材の確保（業者との調整）、応急仮設住宅の建設		
	専門活動班	物資輸送係	都市建設部	都市計画室	物資の輸送	
			都市建設部	道路交通室	物資輸送のための緊急交通確保	
		被害調査係	都市建設部	道路交通室 都市計画室 下水道室	管轄施設被害調査（道路、橋梁、下水道、河川等）	
食糧日用品部	本部班	環境経済部	産業政策室	情報収集整理係との連携、食糧品・日用品の調達（大規模小売店等との調整）、農協支店との協力		
	専門活動班	食糧品配給係	環境経済部	産業政策室	食糧品・日用品の確保、市民への配給	
			環境経済部	産業政策室	管轄施設被害・利用調査（公園、広場等）	
消防部		消防本部		情報収集整理係との連携、消火・救急・救助		
		消防団				
避難部	本部班	教育部	学校教育室	情報収集整理係との連携、避難所の開設手配		
	専門活動班	避難所係	教育部	学校教育室 社会教育室	避難所の開設・運営の補助、地域住民との協力	
			保健福祉部	福祉政策室 保健政策室		
			市民文化部	生涯学習推進室		
	企画総務部	市民協働室				
	環境経済部	クリーンセンター環境事業推進室				
	被害調査係	教育部	学校教育室 社会教育室	管轄施設被害調査、文化財被害調査		
		保健福祉部	福祉政策室 保健政策室			
		市民文化部	生涯学習推進室			
		企画総務部	市民協働室			
		環境経済部	クリーンセンター環境事業推進室			
給水部	本部班	水道局	水道事業室	情報収集整理係との連携、飲料水の確保・配給、管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）		
	専門活動班	飲料水確保係	水道局	水道事業室	管轄施設の応急復旧	
			飲料水配給係	水道局	水道事業室	飲料水の確保・配給
				水道局	水道事業室	管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）
応援部		議会議務局		各部の応援		
		行政委員会総合事務局				
		派遣職員				

資料1-6 災害時の動員表

<地震時>

(平成21年3月31日現在)

部局名	室名	警戒配備	非常配備	緊急配備
市民文化部	人権推進室	1	3	3
	市民税務室	6	40	59
	生涯学習推進室	1	7	8
保健福祉部	福祉政策室	4	37	72
	保健政策室	6	45	80
環境経済部	環境政策室	7	28	33
	産業政策室	5	25	30
	クリーンセンター環境事業推進室	1	2	2
都市建設部	都市計画室	4	16	16
	道路交通室	6	31	36
	下水道室	2	19	23
市長直轄・市長補佐官		2	2	2
市長直轄	危機管理室	3	3	3
企画総務部	企画経営室	7	26	31
	合併対策室	2	3	3
	総務室	3	16	16
	市民協働室	3	14	15
行政委員会総合事務局		3	9	10
議会事務局		2	6	7
会計室		2	6	6
教育部	学校教育室	6	23	28
	社会教育室	6	29	40
消防本部・消防署		73	73	106
消防団		6	166	250
水道局	水道事業室	8	35	39
派遣職員		2	4	5
合計				923

合計は消防団を含む。

< 風水害時 >

(平成21年3月31日現在)

部名	室名	事前配備	警戒配備	非常配備	緊急配備
市民文化部	人権推進室	1	2	2	3
	市民税務室	8	13	30	59
	生涯学習推進室		3	5	8
保健福祉部	福祉政策室	2	13	36	72
	保健政策室		28	57	80
環境経済部	環境政策室	3	13	25	33
	産業政策室	12	15	24	30
	クリーンセンター環境事業推進室		1	2	2
都市建設部	都市計画室	15	15	15	16
	道路交通室	36	36	36	36
	下水道室	23	23	23	23
市長直轄・市長補佐官		1	2	2	2
市長直轄	危機管理室	3	3	3	3
企画総務部	企画経営室	10	15	22	31
	合併対策室		2	2	3
	総務室	5	5	8	16
	市民協働室	2	6	10	15
行政委員会総合事務局		1	4	6	10
議会事務局			2	4	7
会計室			2	4	6
教育部	学校教育室	15	20	20	28
	社会教育室	14	27	27	40
消防本部・消防署		73	73	73	106
消防団		6	86	166	250
水道局	水道事業室	2	19	必要に応じて増員	39
派遣職員					5
合計					923

合計は消防団を含む。

資料1-8 緊急配備体制における初期活動（地震）

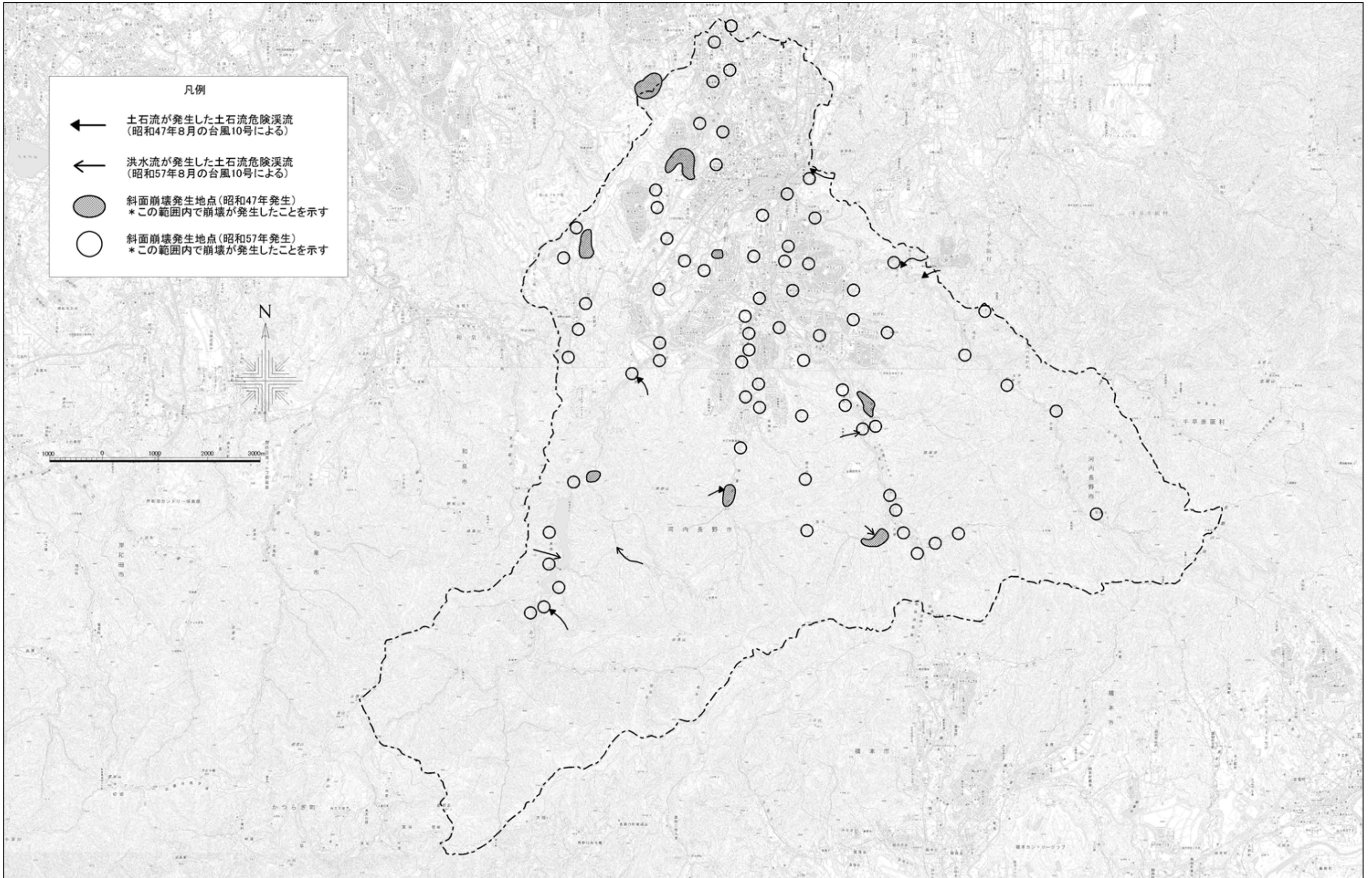
対応時間	初期活動（勤務時間外）	初期活動（勤務時間内）
<p>各部署において、緊急配備体制要員として指名を受けたもの</p> <p>本庁 への参集者</p> <p>各施設 への参集者 (各施設毎に、2名)</p>	<p>(参集途上)</p> <p>被害状況の把握 (参集途上での確認)</p> <p>人命救助</p> <p>(参集後)</p> <p>災害対策本部設置の準備</p> <p>防災行政無線の管理 災害時優先電話の管理 職員からの情報収集・集約 市民・団体からの情報収集・集約 車両の確保 府・自衛隊・その他関係機関との連絡 重傷者搬送先病院の確保、その他医療救護活動のための準備 緊急交通路の確保、その他交通規制のための準備 その他、市長補佐官（危機管理担当）の指示事項</p> <p>施設の被害状況の把握、報告 避難所開設の準備（状況把握・報告）</p>	<p>災害対策本部設置の準備</p>
<p>消防本部 消防団</p>	<p>通信施設等の障害の確認、消防車両等の安全の確保</p> <p>119番受付体制の強化</p> <p>震災時組織体制の発令</p> <p>非常召集の伝達（自主参集の場合を除く）</p> <p>119番受付、巡回、各地区消防団及び関係機関からの情報収集等</p> <p>人命安全上、部隊運営上重要な情報の選別</p> <p>当直部隊による火災・救急・救助活動の実施</p>	
<p>水道局</p>	<p>飲料水確保のための施設応急措置</p>	

緊急配備体制要員とは、各々の勤務地から自宅までの距離が2 km以内の職員をいう。

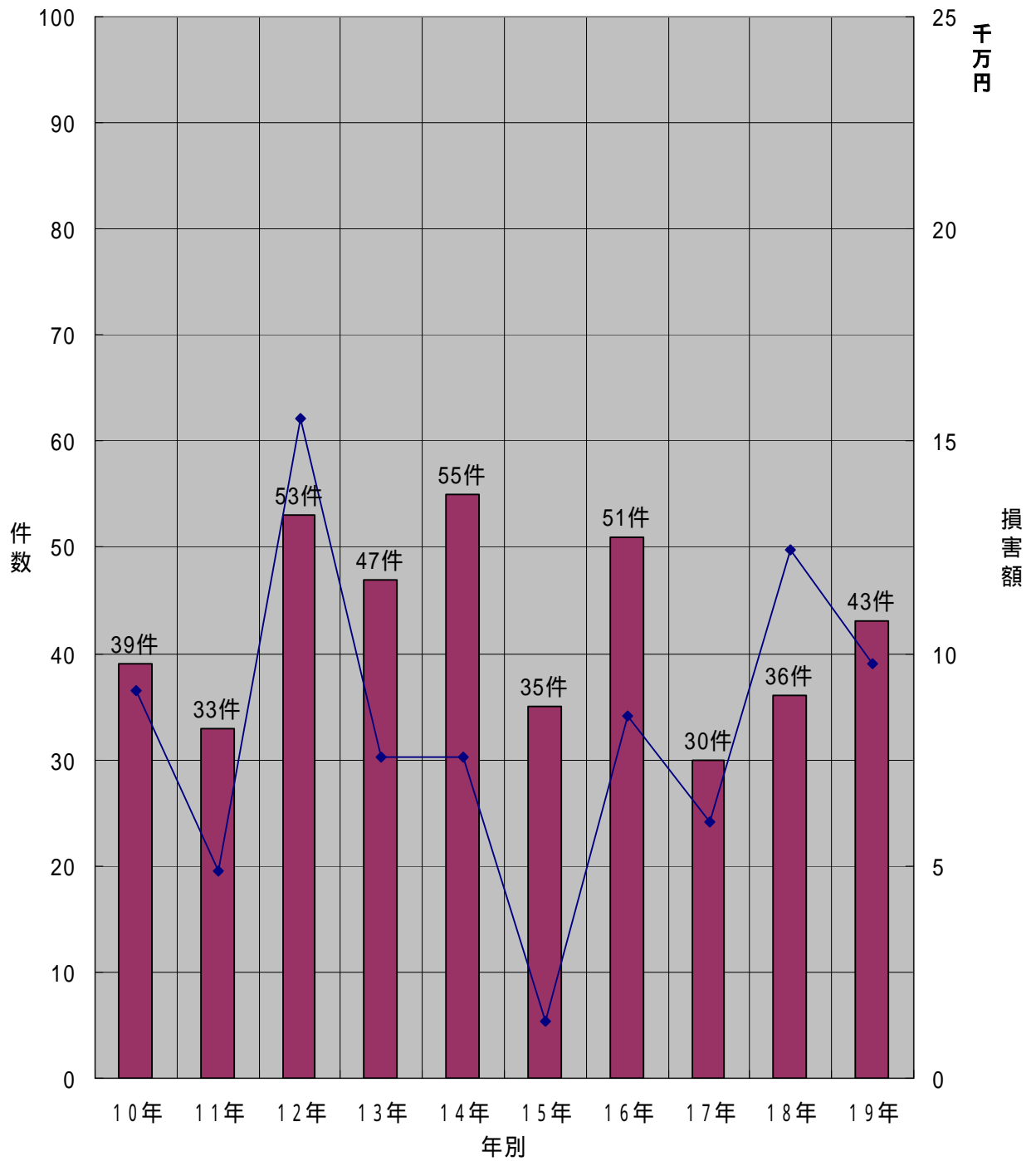
資料1-9 災害初期活動（風水害）

		風 水 害 時 初 期 活 動
応急対策グループ		
総務部	本部班	災害対策本部設置の通知（庁内及び関係機関） 災害対策本部会議の運営・庶務、情報の集約 災害対策本部会議決定事項の伝達 国・自衛隊・府・近隣市町村・関係機関への応援要請
	情報班	関係機関・各専門活動グループからの情報収集・集約 資機材の確保
広報部		災害対策本部設置の公表（市民及び報道機関） 各部署間の調整
専門活動グループ		
生活部		市民・団体等からの情報収集、問い合わせ電話への対応 避難勧告、危険地域住民への呼びかけ等 救援物資の受入れ、配給
医療部		医師（医師会、病院）との連携 救護班による活動
環境部		管轄施設被害調査（農・林業施設等）
交通部		風水害危険箇所の見まわり 管轄施設被害調査（道路、橋梁、下水道、河川施設等）
食糧日用品部		食料・生活必需品の調達・配給
消防部		救急・救助、風水害危険箇所の応急対策
避難部		避難所の開設
給水部		管轄施設被害調査（上水道、簡易水道）
応援部		各部の応援

資料2-1 災害履歴実態図

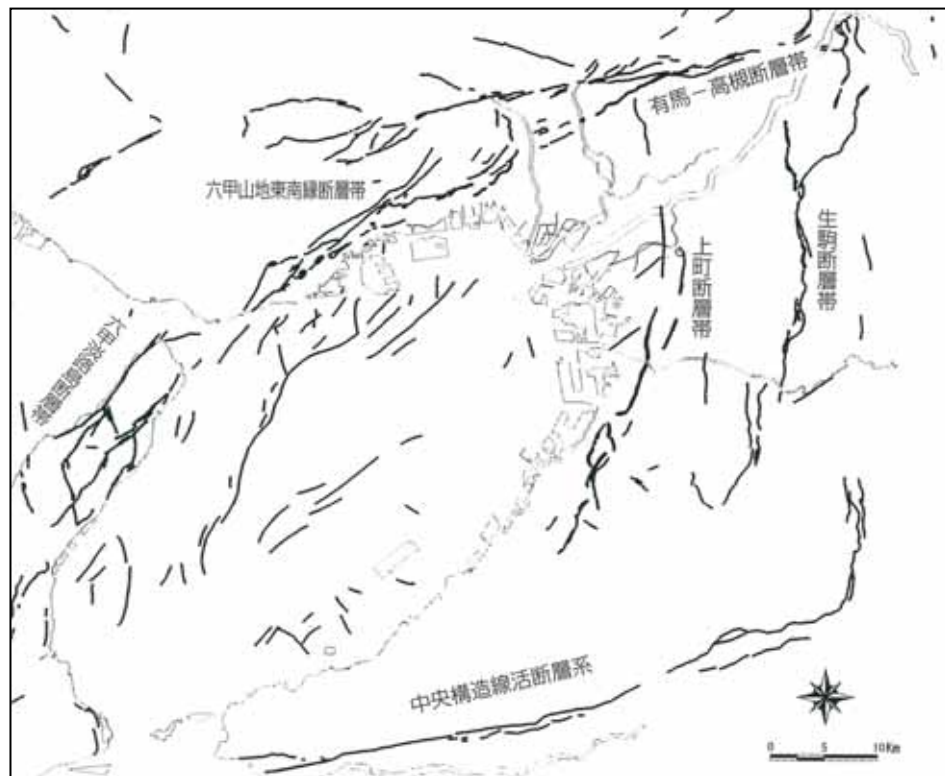


資料2-2 過去10年間の火災件数と損害額



資料2-3 活断層分布図及び活断層一覧

活断層分布図



大阪湾と周辺の構造図（海上保安庁、1995及び都市圏活断層図、1996より北田編集）
出典：「近畿の活断層」（平成12年3月発行）

活断層一覧

断層	確実度	活動度	地震発生確率（％） （*は「ほぼ」と表記）		
			30年以内	50年以内	100年以内
上町断層帯		B	2～3	3～5	6～10
生駒断層帯		B	0～0.1*	0～0.3*	0～0.6*
有馬高槻断層帯		A	0～0.02*	0～0.06*	0～0.3*
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁 - 和泉山脈南縁)		A	0～5*	0～9*	0～20*
六甲・淡路島断層帯		A～B	0～0.9*	0～2*	0～5*

確実度

- ：活断層であることが確実なもの
- ：活断層であると推定されるもの

活動度

- A：第四紀における平均変位速度が1000年当たり1m～10mのもの
- B：第四紀における平均変位速度が0.1m～1mのもの

確実度、活動度は、「近畿の活断層」（平成12年3月）による。

地震発生確率は、地震調査研究推進本部が発表した長期評価（平成21年1月）による。

資料2-4 気象庁震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので、震度計を用いて観測する。この「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。この表を使用する際は、以下の点に注意する。

- 1 気象庁が発表する震度は、震度計による観測値であり、この表に記述される現象から決定するものではない。
- 2 震度が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や地震動の性質によって、被害が異なる場合がある。この表では、ある震度が観測された際に通常発生する現象を記述しているので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もある。
- 3 地震動は、地盤や地形に大きく影響される。震度は、震度計が置かれている地点での観測値であるが、同じ市町村であっても場所によっては震度が異なることがある。また、震度は通常地表で観測しているが、中高層建物の上層階では一般にこれより揺れが大きくなる。
- 4 大規模な地震では長周期の地震波が発生するため、遠方において比較的低い震度であっても、エレベーターの障害、石油タンクのスロッシングなどの長周期の揺れに特有な現象が発生することがある。
- 5 この表は、主に近年発生した被害地震の事例から作成されたものである。

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
0	人は揺れを感じない。						
1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。						
2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				

震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋 コンクリート 造建物	ライフライン	地盤・斜面
5弱	多くの人が、身の安全を図ろうとする。一部の人は、行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の多くが倒れ、家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁などに亀裂が生じるものがある。	安全装置が作動し、ガスが遮断される家庭がある。まれに水道管の被害が発生し、断水することがある。 [停電する家庭もある。]	軟弱な地盤で、亀裂が生じることがある。山地で落石、小さな崩壊が生じることがある。
5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が、行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れる。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転が困難となり、停止する車が多い。	耐震性の低い住宅では、壁や柱がかなり破損したり、傾くものがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。耐震性の高い建物でも、壁などに亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生することがある。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものがある。耐震性の高い住宅でも、壁や柱が破損するものがある。	耐震性の低い建物では、壁や柱が破壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁（はり）、柱などに大きな亀裂が生じるものがある。	家庭などにガスを供給するための導管、主要な水道管に被害が発生する。 [一部の地域でガス、水道の供給が停止し、停電することもある。]	地割れや山崩れなどが発生することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具のほとんどが移動、転倒する。戸が外れて飛ぶことがある。	多くの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、倒壊するものが多い。耐震性の高い住宅でも、壁や柱がかなり破損するものがある。	耐震性の低い建物では、倒壊するものがある。耐震性の高い建物でも、壁や柱が破壊するものがある。	ガスを地域に送るための導管、水道の配水施設に被害が発生することがある。 [一部の地域で停電する。広い地域でガス、水道の供給が停止することがある。]	
7	揺れにほんろうされ、自分の意志で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物で、壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の高い住宅でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	耐震性の高い建物でも、傾いたり、大きく破壊するものがある。	[広い地域で電気、ガス、水道の供給が停止する。]	大きな地割れ、地すべりや山崩れが発生し、地形が変わることもある。

* ライフラインの [] 内の事項は、電気、ガス、水道の供給状況を参考として記載したものである。

資料2-5 市役所内の気象情報機器

	観測地点	データの取得方法
・土石流テレメーター 監視装置 (テレメーター雨量計)	市内12ヶ所 観測局 * 下表に示す	監視装置操作 (8階無線室) ・モニター表示及びプリント ・電話応答装置(電話番号は関係者に通知) ・危機管理室に予警報表示器及び雨量情報端末あり
・雨量情報表示盤	市内2ヶ所(天野、川上)	
・大阪府防災行政無線による通報及びファクシミリ		危機管理室にて放送聴取 防災ファクシミリ
・大阪府防災情報システム端末による情報取得		8階無線室の端末操作

* 観測局リスト

	区 分	局 名	場 所
9	観測局	千代田	千代田小学校屋上
10	"	赤峰	赤峰市民広場駐車場
11	"	天野	国道170号天野山トンネル上部
12	"	加賀田	加賀田小学校屋上
13	"	美加の台	美加の台中学校敷地内
14	"	大師	市民総合体育館屋上
15	"	西高	河内長野市営斎場敷地内
16	"	天見	関西電力金剛開閉所内
18	"	岩湧山	加賀田 (岩湧寺西側)
19	"	鳩原	太井480-甲
20	"	岩瀬	岩瀬1507-1 市道千早口鳩原線清瀬橋東詰
21	"	石見川	石見川502-2 国道310号

庁外の雨量計

・水道局

日野浄水場

西代浄水場

・消防署

南出張所

(雨量の他、風向風速計を設置)

資料2-6 関係機関雨量観測所一覧

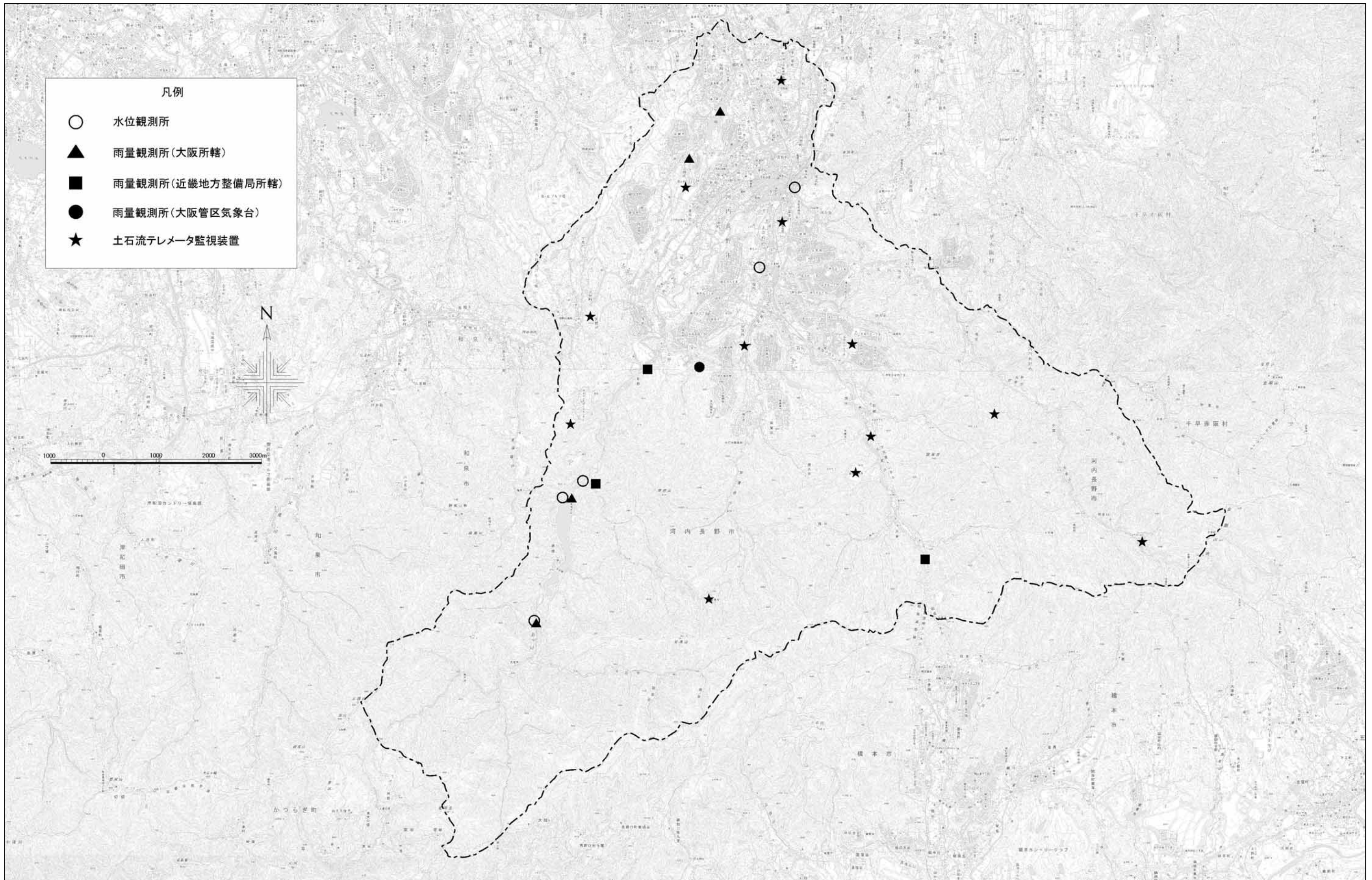
所轄	観測所名	所在地	管理者	備考
大阪府	小山田	河内長野市小山田第2公園内	富田林土木事務所長	
	滝畑ダム	河内長野市滝畑1576-3	南河内農と緑の総合事務所長	近畿地整大和川河川でデータ傍受
	関屋橋	河内長野市滝畑239-1	〃	
	寺ヶ池	河内長野市木戸町451-1,451-2	〃	
近畿地方整備局	滝畑 (たきはた)	河内長野市滝畑137	大和川河川事務所長	
		河内長野市日野1572-6		
	天見	河内長野市天見1430	〃	
大阪管区 气象台	河内長野	河内長野市日野452	大阪管区气象台長	

資料2-7 水位観測所一覧

大阪府地域防災計画 関連資料（平成20年修正）

観測所名	観測級別	河川名	施設			通報水位 警戒水位 (m)	堤防天端高 (量水標読) (m)	所在地	管理者	観測者	量水標 零線高 OP+(m)	既往最 高水位 (量水標読) (m)	備考
			量水標	自記	テレメ タメ								
滝尻橋	1	石川			55 (無)	1.30 1.60		河内長野市 滝畑	南河内農と 緑の総合事 務所長	所員 TEL0721 (62)3672	TP+ 20.482	H7.7.4 2.55	デジタル
諸越橋	1	"			55 (無)	1.75 2.50	左岸 10.373 右岸 10.383	河内長野市 末広町	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	88.475	H7.7.14 3.17	超音波式
滝畑ダム	1	"			55 (無)	TP+ 263.25	-	河内長野市 滝畑	南河内農と 緑の総合事 務所長	所員 TEL0721 (62)3672	TP+ 233.7		
関屋橋	1	"			55 (無)	1.20 1.50	-	"	"	"	TP+ 281.95		水研62型 雨量計 併設
平和橋	1	天見川			H12 (無)	0.5 1.5	左岸 3.27 右岸 3.27	河内長野市 三日市町	富田林土木 事務所長	所員 TEL0721 (25)1131	107.99		水晶 水圧式

資料2-8 雨量計・水位計位置図



資料3-1 被害状況等報告基準

区分		報告基準
人的被害	死者	当該被災が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが死亡したことが確実なもの。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもの。
	重傷者	重傷者1ヶ月以上の治療を要する見込みのもの
	軽傷者	軽傷者1ヶ月未満で治療できる見込みのもの
住家被害	住家	現実に居住している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。なお、このうち損壊部分がその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、または損害割合(経済的被害)が40%以上50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	一部損壊	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家	住家以外の建物で、全壊、半壊の被害を受けたもの。なお、これら施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用また公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

区分	報告基準
田の流失、埋没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作が不能となったものとする。
田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
畑の流失、埋没及び冠水	田の例に準じる。
文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
河川	河川法が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川、又はこれらのものの維持管理に必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
港湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繫留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
砂防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条に規定によって同法が準用される砂防のため施設又は同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
崖くずれ	自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路・交通等に支障を及ぼしたものとする。
鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、及び流出し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害を受けたものとする。
水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

その他被害

区分	報告基準	
り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、又同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り 災 者	り災世帯の構成員とする。	
火 災 発 生	地震の場合のみ報告する。	
公 立 文 教 施 設	公立の文教施設とする。	
農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。	
公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。	
その他の公共施設被害	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	
その他	農 業 被 害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 業 被 害	農林水産業施設以外の林業被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料3-2 「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」一般基準

平成20年4月1日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円以内 (加算額) 冬季別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり 2,366,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる)	災害発生の日から 20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,366,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり 1,010円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	1 輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月~9月)冬季(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること							
		区分			1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算	
		全壊 流失			夏	17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300
					冬	28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400
		半壊 床上浸水			夏	5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400
冬	9,100		12,000	16,900	20,000	25,400	3,300				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班...使用した薬剤、 治療材料、医療器具破損等 の実費 2 病院又は診療所...国民健 康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計 上
助産	災害発生の日以前又は 以後7日以内に分べんし た者であって災害のため 助産の途を失った者(出 産のみならず、死産及び 流産を含み現に助産を要 する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣 行料金の100分の80以内の 額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計 上
災害にかかっ た者の救出	1 現に生命、身体が危 険な状態にある者 2 生死不明な状態にあ る者	当該地域における通常の実 費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らか にならない場合は、以後「死 体の捜索」として取り扱 う。 2 輸送費、人件費は、別途 計上
災害にかかっ た住宅の応急 修理	住家が半壊(焼)し、 自らの資力により応急修 理をすることができない 者	居室、炊事場及び便所等日 常生活に必要な最小限度の部 分 1 世帯当り 510,000円以内	災害発生の日から 1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)流失 半壊(焼)又は床上浸水 により学用品を喪失又は 毀損し、就学上支障のあ る小学校児童、中学校生 徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の 教材で教育委員会に届出又 はその承認を受けて使用し ている教材、又は正規の授 業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、 1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,100円 中学生生徒 4,400円 高等学校等生徒 4,800円	災害発生の日から (教科書)1ヵ月以 内(文房具及び通学 用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の 実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を 対象にして実際に埋葬を 実施する者に支給	1 体当たり 大人(12歳以上) 199,000円以内 小人(12歳未満) 159,200円以内	災害発生の日から 10日以内	災害発生の日以前に死亡し た者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗淨、消毒等） 1体当り3,300円以内 既存建物借上費 通常の実費 — 一時保存 — 既存建物以外 1体当り 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当り 137,500 円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇用費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第24条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料3-3 災害時の広報文例
 広報文例の一覧（目次）

広報時期	例 文 号	内 容 の あ ら ま し
発生時	1	地震発生直後の注意事項（震度6弱以上の場合）
	1-1	地震発生直後から30分後位の場合
	1-2	地震発生30分後以降2時間以内の場合
	1-3	地震発生後2時間～6時間以内の場合
	1-4	地震発生後6時間以降の場合
	2	火災地区住民への避難指示の伝達
	3	崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達
	4	水災地区住民への避難指示の伝達
	5	市民相談所の開設の周知のための広報
	6	安心情報の伝達（幼稚園・保育所・学校・事業所等）
	7	道路状況と交通規制
	8	交通機関の運行状況
	9	避難所の開設状況
復旧時	10	救護所の開設状況
	11	応急給水の連絡
	12	水利用にあたっての住民への協力要請
	13	飲料水・食糧等の供給状況
	14	学校等の再開状況
	15	電気の復旧状況
	16	ガスの復旧状況
	17	水道の復旧状況
	18	電話の復旧状況
	19	道路の復旧状況
	20	バスの運行状況
	21	ごみ・し尿の収集状況
	22	防犯・防火の広報
	23	防疫・保健衛生の広報
	24	市民相談所の開設状況

[例文 1] 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

1-1 地震発生直後から30分後位の場合

こちらは、河内長野市役所です。ただいま大きな地震がありました。
市役所の震度は です。
まず火の元を消して下さい。ガスの元栓をしめて下さい。
電気器具のスイッチも切して下さい。ふる場に火の気はありませんか。
停電の場合、照明には懐中電灯を使って下さい。
照明のスイッチをつけたり消したり繰り返すと、ガスが漏れている場合引火することもあります。
マッチ、ライター、ろうそくはしばらく使わないで下さい。
携帯ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。

こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりした。
皆さん落ち着いてまわりを見て下さい。地震で一番こわいのは火事です。
消しわすれた火はありませんか。ガスの元栓はしまっていますか。
お子さんは無事ですか。
ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。
屋内にいる人は、あわてて外に飛び出さないで下さい。
もしガスのにおいがしたら、メーターの部分の元栓をしめて下さい。そして全員家から外へ出て下さい。
屋外にいる人は、まわりに何も無いところにとどまり、様子を見て下さい。
壊れた建物やビル、高圧線から離れて下さい。
ガラスや屋根瓦など落下物に気をつけて下さい。ブロック塀から離れて下さい。
火事が起きていたら大声で近所に知らせ、小さいうちに消して下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市役所です。

こちらは、河内長野市役所です。大阪地方の地震はおさまりした。
車に乗っている方は、車を左側に寄せて下さい。
エンジンを切って、とりあえず様子を見て下さい。
道路の中央は、消防車や救急車が通れるように、必ずあけておいて下さい。
その他ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
以上、河内長野市役所です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること）

[例文 1] 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

1-2 地震発生30分後以降 2 時間以内の場合

（注） 情報の空白時間帯をつくらぬよう、30分～ 1 時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注） 項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度 6 弱」と発表されました。余震はまだ続いています。

ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはいて下さい。

市民の皆さん、あわてて外に飛び出さないで下さい。

自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。

建物のまわりは、ガラスや看板、壁が落ちてくる危険があります。

やむを得ず、外に出るときは、玄関のドアにメモを貼っておき、行き先がわかるようにしておいて下さい。

壊れた建物のそばや狭い路地を通るときは、屋根瓦に注意して、ブロック塀から離れてなるべく道のまん中を歩いて下さい。

たれさがった電線には絶対にふれないで下さい。

以上、河内長野市役所です。

こちらは、河内長野市役所です。

皆さんおちついてまわりを見て下さい。地震で一番怖いのは火事です。

消しわすれた火はありませんか。

電話はかかりにくくなっています。

緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないで下さい。

また地震で受話器がはずれたままになってませんか。もう一度確かめて下さい。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

以上、河内長野市役所です。

こちらは、河内長野市役所です。

さきほどの地震は「震度 6 弱」と発表されました。

余震がまだ続いています。

自宅にいる人はそのまま中にいて下さい。

水道は使えますか。使えたら水はできるだけ確保して下さい。

風呂桶やポリタンク、ビンなどに水をためておいて下さい。

トイレの水は流さないで下さい。

タンクの中の水は、のみ水や料理のための水に使うことができます。

近所にお年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家はありませんか。

身の回りが落ち着いたら、声をかけてあげて下さい。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

以上、河内長野市役所です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3 回繰返すことをもって 1 セットとして使用すること）

[例文 1] 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

1-3 地震発生 2 時間～ 6 時間以内の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらぬよう、1～2 時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようこころがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を取捨選択すること。

こちらは、河内長野市役所です。さきほどの地震は「震度 6 弱」と発表されました。余震はまだ続いています。

家族全員にケガがないかどうか確かめて下さい。

小さい子どもさんがいる家庭はできるだけ一緒にいて、元気づけてあげて下さい。

ガラスの破片などでケガをしないよう、靴をはかせて下さい。

こちらは、河内長野市役所です。

さきほどの地震は「震度 6 弱」と発表されました。余震がまだ続いています。

余震に気をつけて下さい。

身のまわりが落ちていたら、近所の人たちが無事か確かめて下さい。

もし助けを必要としていれば、手伝ってあげて下さい。

お年寄りだけの家や大人が留守で子どもさんだけの家庭はありませんか。あれば声をかけてあげて下さい。

まず火の元を消すようにしてあげて下さい。

ガスの元栓をしめるようにしてあげて下さい。

電気器具のスイッチも切ってあげて下さい。

こちらは、河内長野市役所です。

大阪地方の地震はおさまりました。

河内長野市付近の震度は「震度 6 弱」と発表されました。

あなたが、しばらくの間、してはならないことは以下のとおりです。

電話は使わない。

水はむだにしない。

見物にでかけない。

必要もないのに表に出ない。

照明スイッチをつけたり消したりしない。

マッチ、ライター、ろうそくは使わない。

タバコはしばらく、吸わない。

出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。

ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。

以上、河内長野市役所です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3 回繰返すことをもって 1 セットとして使用すること）

[例文 1] 地震発生直後の注意事項（震度 6 弱以上の場合）

1-4 地震発生 6 時間以降の場合

（注）情報の空白時間帯をつくらぬよう、2～3 時間おきに広報車、職員巡回等により伝達すること。

（注）項目が多いため、状況に応じ、情報が具体的な表現になるようところがけるとともに、何回かに分けて必要な事項を、取捨選択して放送することが望ましい。

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
これまでにわかった被害の状況をお知らせします。
亡くなった方及び重傷の方は 人です。
そのうちわけは、 地区で 人、 地区で 人です。
半壊又は全壊した家屋は 棟です。
そのうちわけは、 地区で 棟、 地区で 棟です。
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
現在市内の電気、ガス、水道はすべて供給を停止しています。
しばらくの間自分たちだけでやるように準備して下さい。
また、小さいお子さんやお年寄りの方、からだの不自由な方がいたら、まず一声かけて安心させることを心掛けて下さい。
復旧には何日もかかることが予想されます。
詳しい情報は、最寄りの小学校及び中学校に地区連絡所を設置しましたので直接おたずね下さい。
なお、重大な緊急連絡の場合以外は、電話は使わないで下さい。
出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにお願いします。
ラジオをつけて、ラジオからの情報を待って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせします。（……………）

（3 回繰返すことをもって 1 セットとして使用すること）

[例文 2] 火災地区住民への避難指示の伝達

緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。

地区の火災は、 方向へ燃え広がっています。
(地区の火災は、 方向へ燃え広がる危険があります。)
飛び火に注意してください。
お年寄りや子どもさんなど、安全な 小学校へ早めに避難させてください。
くりかえしてお知らせします。(.....)
以上、河内長野市災害対策本部です。

緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。

避難指示が発令されました。

現在 地区の火災が 方向へ燃え広がっています。
(地区の火災が 方向へ燃え広がる危険があります。)
○○地域の住民の方は、直ちに○○へ(○○方面へ)避難して下さい。

[なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示
に従って落ち着いて避難して下さい。]

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 3] 崖くずれ危険地区住民への避難指示の伝達

緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。

避難指示が発令されました。

○○地区は、崖くずれの危険があります。
住民の皆さんは、直ちに避難して下さい。
避難先は、○○(小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など)です。

[なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがある場合には、その指示
に従って落ち着いて避難して下さい。]

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 4] 水災地区住民への避難指示の伝達

緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難の用意をしてください。
現在、 町付近は、河川の増水のため危険な状態になりつつあります。
お年寄りや子どもさんを安全な (小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など)
へ早めに避難させてください。
また、その他の人もいつでも避難できるように準備をしてください。
火の元を消してください。
避難する際の荷物は、背負うなり肩に掛けられる程度の最小限の非常用持出品にとどめ、両手
は空けるようにしましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。

緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
避難指示が発令されました。
○○地域一帯は、○○川の○○付近が浸水しています。
(○○地域一帯は、○○川の○○付近が浸水のおそれがあります。)
○○地域の住民の方々は、直ちに避難して下さい。
避難先は、○○(小学校、中学校、公民館、福祉センター、保育所など)です。

〔 なお、現場に警察官や市職員・消防職員・消防団員などがいる場合には、その指示
に從って落ち着いて避難して下さい。 〕

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(避難完了が確認されるまで繰り返すこと)

[例文 5] 市民相談所の開設の周知のための広報

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
市民相談所の設置場所についてお知らせします。
○ 市民相談所は、市役所 1 階フロア内に設置したほか、各避難所でも相談の受付を行いま
す。どうぞご利用下さい。
○ 各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の搜索受付を行うほか、災害対策本部
で把握している各種情報の提供を行っています。
どうぞご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。)

[例文 6] 安心情報の伝達 (幼稚園・保育所・学校・事業所等)

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
これまでにわかった安心情報をお知らせします。

- 地区では、半壊以上の被害はありませんでした。
- 市立の保育所、小・中学校及び幼稚園の児童・生徒及び職員については現在、全員無事との報告が入っています。
なお、園児や児童・生徒などは、全員、各学校で保護しております。
- 学校、 学校では数人のケガ人が出ておりますが、いずれも軽傷で、生命に別状ありません。児童・生徒は、全員、各学校で保護されております。
- 幼稚園、 小学校の園児、児童は全員、無事に へ避難しています。
- 小学校、 中学校は、学校への延焼火災が心配されましたが、現在、火災は消えました。児童・生徒は、全員元気で校庭 () に待機しています。
- 株式会社 工場は、従業員全員の無事が確認されました。
食品は、大きな被害もなく、現在応急食糧供給のための弁当製造に全力をあげてくれて
います。
- ビルは、大きな被害もなく従業員・来訪者とも全員の無事が確認されました。
ビル自衛消防隊は、周辺地域において、自主的な応急復旧活動に協力してくれていま
す。

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。)

[例文 7] 道路状況と交通規制

緊急放送。緊急放送。こちらは、河内長野市災害対策本部です。
道路交通情報についてお知らせします。

(その 1)
現在、府内の道路は地震のため

- 以南の道路と 自動車道は全て車の通行が禁止されております。

[○次に、市内の全ての道路 (○○通り、○○街道) も○○のため通行が禁止されて
おります。]

ドライバーの皆さんは、カーラジオなどの情報や現場の警察官の指示に従って下さい。

(その 2)
現在、市内の道路は、全ての車の通行が禁止されております。
市民の皆さん！車は使用しないで下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3 回繰り返すことをもって 1 セットとして使用すること。)

[例文 8] 交通機関の運行状況

(その 1)

こちらは、河内長野市災害対策本部です。

交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、府内のＪＲ・私鉄・バスなどは、地震のため全て運転を中止しております。

各交通機関では、線路など運転施設の点検を行っておりますが、まだ運転の再開見通しはたっておりません。今後の運転見通しや運行状況については、テレビやラジオの情報に注意して下さい。

(その 2)

河内長野市災害対策本部から交通機関の運行状況についてお知らせします。

現在、府内のＪＲ・私鉄は次の路線で運転が一部再開されております。

〇〇線全区間

〇〇線全区間

〇〇線

〇〇・〇〇間

〇〇線〇〇・〇〇間

なお、各路線とも運行本数も少なく、各駅では大変混雑が予想されます。

市民の皆さんは、今後のテレビ、ラジオの情報に注意して下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文 9] 避難所の開設状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。

避難所の設置場所についてお知らせします。

河内長野市では、被災された方々のために、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、.....
.....(近くの小学校や中学校など) に避難所を開設しました。お困りの方は直接避難所へおいで下さい。

なお、ケガをされた方々のために、避難所には(〇〇、〇〇に) 救護所や臨時市民相談所を開設しております。あわせてご利用下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文10] 救護所の開設状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
救護所の設置場所についてお知らせします。
河内長野市では、負傷された方々のために、臨時救護所を〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校、・・・・・・・・・・・・・・・・（近くの小学校や中学校など）に開設しました。
自分たちで応急処置できないケガの方は、〇〇小学校、〇〇小学校、〇〇中学校・・・・・・・・の救護所へ連れて行って下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。 ）

[例文11] 応急給水の連絡

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
現在、市内全域（〇〇町、〇〇町一帯）は地震のため断水しております。
市では、〇〇公園・〇〇小学校（〇〇浄水場、〇〇配水所）において飲み水を配っておりますので、ご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。 ）

[例文12] 水利用にあたっての住民への協力要請

市民の皆さん、こちらは河内長野市災害対策本部です。
水の利用に関する皆さんへの協力を要請します。次のことを守るよう、ぜひ協力をお願いいたします。
○ 飲み水は大切に使いましょう。無駄な水の利用はやめて下さい。
○ 長い間くみ置いた水は必ず沸かしてから飲んで下さい。
○ 蛇口から濁った水が出た場合は、バケツ等にくみ置き、うわ水を沸かして利用して下さい。
○ 底にたまった濁り水やくみ替えた水は、掃除や洗濯などの生活用水に使用するなど、水の有効利用に努めましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。 ）

[例文13] 飲料水・食糧等の供給状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
被災された方への飲料水・食糧等の供給についてお知らせいたします。
飲料水は、現在 公園、 小学校、 において、配っております。
どうぞ、ご利用下さい。
また、 小学校、 中学校に避難所を開設し、被害にあわれた方々のために、食糧・毛布などをお配りしております。
(被害にあわれた方々には、町会などを通じ食糧・毛布などをお渡ししております。)
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文14] 学校等の再開状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
学校等の授業の再開についてお知らせいたします。
市内の保育所、小学校、中学校については、(小学校、 中学校を除き)
日から授業を再開します。
保育所、 小学校、 中学校については、 日から、また、 小学
校、 中学校については、 日から授業を再開します。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文15] 電気の復旧状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
電気の復旧状況についてお知らせいたします。
(その1)
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き)
日 時頃には復旧する見込です。
(その2)
現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が停電していますが、〇〇町、〇〇地区については
日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については 日頃に復旧する見込です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文16] ガスの復旧状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
ガスの復旧状況についてお知らせいたします。

(その1)

現在、〇〇町、〇地区一帯で都市ガスの供給を停止していますが(〇〇地区を除き) 日
時頃には復旧工事が完了する見込です。

なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用(開栓)しないで下さい。

(その2)

現在、〇〇町、〇地区一帯でガスの供給を停止していますが〇〇地区、〇〇地区については
日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については 日頃に復旧工事が完了する見込です。

なお、復旧工事が完了しても、ガス会社が一軒ごとに安全を確認してから供給を開始しますので、それまでは絶対に使用(開栓)しないで下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文17] 水道の復旧状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
水道の復旧状況についてお知らせいたします。

(その1)

現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が断水していますが、(〇〇町、〇〇地区を除き)
日 時頃には復旧する見込です。

(その2)

現在、市内全域(〇〇町、〇〇地区一帯)が断水していますが、〇〇町、〇〇地区については
日頃に、また、〇〇地区、〇〇地区については 日頃に復旧する見込です。

以上、河内長野市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文18] 電話の復旧状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
電話の復旧状況についてお知らせいたします。

(その1)

現在、市内全域(〇〇町、〇地区一帯)で電話が不通になっています。

N T Tでは、全力をあげて復旧工事をおこなっておりますが、復旧にはあと〇〇日程度かかる見込です。

なお、電話の不通の地域については、〇〇避難所、〇〇中学校、〇〇〇.....に臨時電話を設置しております。どうぞご利用下さい。

以上、河内長野市災害対策本部です。

くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文19] 道路の復旧状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
道路の復旧状況についてお知らせいたします。
現在、〇〇通り、〇〇通り、.....は、道路損壊（がけ崩れ・冠水・橋梁流失）
のため、一般車両の通行が禁止されております。
このうち、〇〇通りについては〇〇日頃、また〇〇通りについては、〇〇日頃には、開通する
見込です。
なお、運転者のみなさんは、交通標識や現場の警察官の指示に従って、安全運転を心がけて下
さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。 ）

[例文20] バスの運行状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
バスの運行状況についてお知らせいたします。
現在、市内を通行しているバスは、〇〇通りを走っている バスの〇〇行、〇〇行、〇
〇行、〇〇行、また、〇〇通りを走っている バスの〇〇行、〇〇行.....
.....です。
なお、その他の路線では、運転の再開見通しはたっておりません。
（ なお、〇〇バスの〇〇行、〇〇行は、〇〇日頃、〇〇バスの〇〇行は〇〇日頃にそれぞれ運
転が再開される見込です。 ）
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。 ）

[例文21] ごみ・し尿の収集状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
ごみ（し尿）の収集についてお知らせいたします。
ごみ（し尿）については、〇〇日頃（〇〇地域については〇〇日頃、また〇〇地域については
〇〇日頃.....）に収集作業が開始される予定です。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

（ 3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。 ）

[例文22] 防犯・防火の広報

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
現在、警察・消防ではパトロールを強化し、防犯・防火に努めております。
市民の皆さんも、家の戸締まりや火の始末を必ず行って下さい。
また、夜の外出はなるべくやめましょう。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文23] 防疫・保健衛生の広報

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
河内長野市災害対策本部から市民の皆さんにお願いします。
飲み水は、安全のため、沸かして飲むようにして下さい。
また、食中毒にならないよう、食品は、必ず火を通したものを食べるようにして下さい。
また、熱が出たり、下痢など身体に異常のある方は、すぐ医師の手当を受けて下さい。
食中毒症状のときは、連絡所・地区連絡所（避難所・災害相談所など）に連絡して下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

[例文24] 市民相談所の開設状況

こちらは、河内長野市災害対策本部です。
市民相談所の設置場所についてお知らせします。
○ 市民相談所は、市役所1階フロア内に設置し、災害により被害を受けた方のための生活
再建相談などを受け付けます。
○ 各避難所では、行方の分からなくなった家族や知人の搜索受付を行うほか、災害対策本部
で把握している各種情報の提供を行っています。
○ ○○日より○○日まで、○○において、巡回市民相談所を開設します。開設時間は、○○
時から○○時までです。
どうぞご利用下さい。
以上、河内長野市災害対策本部です。
くりかえしてお知らせいたします。.....

(3回繰り返すことをもって1セットとして使用すること。)

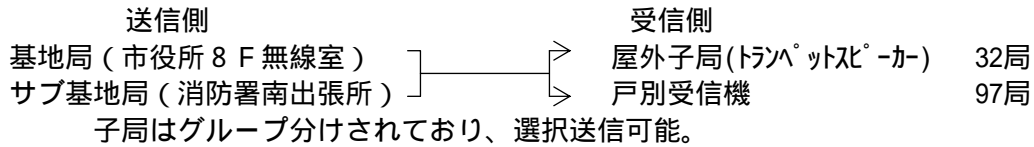
資料4-1 通信連絡窓口

	機 関 名		所 在 地	電話番号
国	羽曳野労働基準監督署		羽曳野市誉田 3 - 15 - 17	0729 59-7161
	大阪農政事務所		大阪市中央区大手前 1丁目5-44 (合同庁舎1号館)	06 6943-9691
	独立行政法人 国立病院機構 大阪南医療センター		河内長野市木戸東町2-1	0721 53-5761
	陸上自衛隊	第3師団司令部	伊丹市広畑1-1	072 781-0021
		信太山駐屯地	和泉市伯太町官有地	0725 41-0090
	総務省消防庁		東京都千代田区霞が関2-1-2	03 5253-5111
府	危機管理室		大阪市中央区大手前2	06 6944-6021
	南河内地域防災室		富田林市寿町 2 丁目6 - 1 (府民センター内)	0721 25-1131
	富田林土木事務所		"	0721 25-1131
	河内長野公共職業安定所		河内長野市昭栄町7-2	0721 53-3081
	富田林保健所		富田林市寿町3-1-35	0721 23-2681
	南河内農と緑の総合事務所		富田林市寿町 2 丁目6 - 1	0721 25-1131
	南河内農と緑の総合事務所滝畑ダム分室		河内長野市滝畑240-2	0721 62-3672
	河内長野警察署		河内長野市西之山町6-1	0721 54-1234
市	消 防 署	本署	河内長野市本町4-8	0721 53-5681
		北出張所	河内長野市木戸 1 丁目23 - 5	0721 55-1245
		南出張所	河内長野市南花台8-4-3	0721 62-0119
	水 道 局	西代浄水場	河内長野市栄町27-27	0721 53-2570
日野浄水場		河内長野市日野1376-2	0721 63-3221	
そ の 他	河内長野市医師会		河内長野市菊水町2-13	0721 54-1550
	河内長野市歯科医師会		"	0721 53-2002
	河内長野郵便局		河内長野市喜多町154	0721 62-2050
	西日本電信電話(株)大阪東支店		大阪市天王寺区清水谷町2-37	06 6766-5815
	関西電力(株) 羽曳野営業所		羽曳野市軽里 1 丁目2 - 1	072 956-3381
	大阪ガス(株) 南部導管部		堺市堺区住吉橋町2-2-19	072 238-2375
	河内長野ガス(株)		河内長野市昭栄町14-31	0721 53-3561
	近畿日本鉄道(株)河内長野駅		河内長野市本町29-1	0721 52-2023
	南海電鉄(株)河内長野駅		河内長野市本町29-9	0721 52-2010
	南海バス(株)河内長野営業所		河内長野市錦町25-10	0721 53-9043
	大阪第一交通(株) 長野営業所		河内長野市寿町7-22	0721 52-2789
	富田林市役所内 河南記者クラブ		富田林市常盤町1-1	0721-24-3114
	河内長野市商工会		河内長野市昭栄町7-3	0721-53-9900

(注) 医療関係機関は資料6-1参照

資料4-2 市防災行政無線系統及び設置場所

固定系

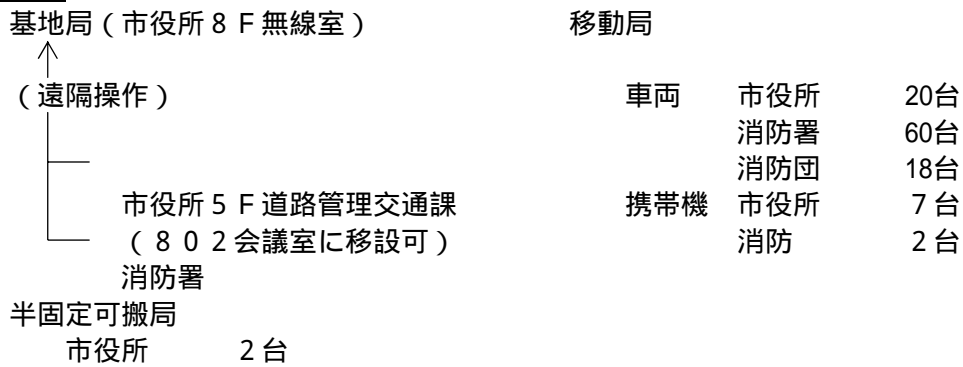


屋外子局（トランペットスピーカー 32箇所）

	名 称	名 称	名 称
屋外子局 （トランペッ トスピーカー 32箇所）	1 市役所	13 三日市北屯所	25 末広町
	2 消防署	14 三日市南屯所	26 広野
	3 松ヶ丘屯所	15 岩瀬屯所	27 河合寺
	4 千代田屯所	16 天見屯所	28 神が丘
	5 小山田屯所	17 島の谷	29 太井
	6 野作屯所	18 川上屯所	30 美加の台
	7 上原屯所	19 石見川屯所	31 小深
	8 高向屯所	20 汐ノ宮	32 緑ヶ丘
	9 日野屯所	21 小山田	
	10 天野屯所	22 下里	
	11 加賀田屯所	23 鳩原	
	12 滝畑屯所	24 流谷	

任意の局を選択して、放送可能である。

移動系



河内長野市防災行政無線固定系（戸別受信機）設置場所一覧
 戸別受信機（合計97箇所）

設置場所	
【指定避難場所等（41箇所）】	
1 長野中学校	21 美加の台小学校
2 東中学校	22 三日市幼稚園
3 千代田中学校	23 汐ノ宮保育所
4 西中学校	24 加賀田公民館
5 加賀田中学校	25 高向公民館
6 南花台中学校	26 千代田公民館
7 美加の台中学校	27 川上公民館
8 千代田小学校	28 天見公民館
9 長野小学校	29 南花台公民館
10 小山田小学校	30 天野公民館
11 天野小学校	31 青少年活動センター
12 高向小学校	32 総合体育館
13 南花台西小学校	33 福祉センター
14 三日市小学校	34 保健センター
15 加賀田小学校	35 ラブリーホール
16 天見小学校	36 ノバティホール
17 楠小学校	37 あやたホール
18 石仏小学校	38 キックス
19 南花台東小学校	39 みのでホール
20 川上小学校	40 くすのかホール
	41 フォレスト三日市
【公共機関（2箇所）】	
1 河内長野警察署	
2 河内長野ガス(株)	
【市関係機関（34箇所）】	
【消防団員（16箇所）】	
【その他市内高等学校（4箇所）】	
1 府立長野高等学校	3 清教学園中・高等学校
2 府立長野北高等学校	4 千代田学園高等学校

資料4-3 大阪府防災行政無線局番号一覧

〔平成19年度版〕

局番号	内線番号	機関名
府庁	200 - x x x x	府庁【内線電話】
	220 - x x x x	府庁【防災専用電話】
	230 - x x x x	【デジタル移動無線】
	260 - x x x x - x x x	【水道無線】

局番号	内線番号	機関名
府民センター	300 - x x x	三島府民センタービル
	301 - x x x	豊能府民センタービル
	302 - x x x	泉北府民センタービル
	303 - x x x	泉南府民センタービル
	304 - x x x	南河内府民センタービル
	305 - x x x	中河内府民センタービル
	306 - x x x	北河内府民センタービル

局番号	内線番号	機関名
500	- x x x x	大阪市
501	- x x x x	堺市
502	- x x x x	岸和田市
503	- x x x x	豊中市
504	- x x x x	池田市
505	- x x x x	吹田市
506	- x x x x	泉大津市
507	- x x x x	高槻市
508	- x x x x	貝塚市
509	- x x x x	守口市
510	- x x x x	枚方市
511	- x x x x	茨木市
512	- x x x x	八尾市
513	- x x x x	泉佐野市
514	- x x x x	富田林市
515	- x x x x	寝屋川市
516	- x x x x	河内長野市
517	- x x x x	松原市
518	- x x x x	大東市
519	- x x x x	和泉市
520	- x x x x	箕面市
521	- x x x x	柏原市
522	- x x x x	羽曳野市
523	- x x x x	門真市
524	- x x x x	摂津市
525	- x x x x	高石市
526	- x x x x	藤井寺市
527	- x x x x	東大阪市
528	- x x x x	泉南市
529	- x x x x	四條畷市
530	- x x x x	交野市
531	- x x x x	大阪狭山市
532	- x x x x	阪南市
533	- x x x x	島本町
534	- x x x x	豊能町
535	- x x x x	能勢町
536	- x x x x	忠岡町
537	- x x x x	熊取町
538	- x x x x	田尻町
539	- x x x x	岬町
540	- x x x x	太子町
541	- x x x x	河南町
542	- x x x x	千早赤阪村

局番号	防災電話番号	機関名
400	- x	大阪市消防局
402	- x	岸和田市消防本部
403	- x	豊中市消防本部
404	- x	池田市消防本部
405	- x	吹田市消防本部
406	- x	泉大津市消防本部
407	- x	高槻市消防本部
408	- x	貝塚市消防本部
411	- x	茨木市消防本部
412	- x	八尾市消防本部
413	- x	泉佐野市消防本部
414	- x	富田林市消防本部
416	- x	河内長野市消防本部
417	- x	松原市消防本部
418	- x	大東市消防本部
419	- x	和泉市消防本部
420	- x	箕面市消防本部
424	- x x x x	摂津市消防本部
427	- x	東大阪市消防本部
428	- x	泉南市消防本部
429	- x	四條畷市消防本部
430	- x	交野市消防本部
431	- x x x x	大阪狭山市消防本部
433	- x	島本町消防本部
434	- x	豊能町消防本部
436	- x	忠岡町消防本部
437	- x	熊取町消防本部
441	- x	河南町消防本部
444	- x	堺市高石市消防組合消防本部
445	- x	守口市門真市消防組合消防本部
446	- x	枚方寝屋川消防組合消防本部
447	- x	柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部
448	- x	阪南岬消防組合消防本部

局番号	防災電話番号	機関名
600	- x	池田保健所
603	- x	豊中保健所
604	- x	吹田保健所
607	- x	茨木保健所
609	- x	枚方保健所
610	- x	寝屋川保健所
611	- x	守口保健所
613	- x	四條畷保健所
615	- x	八尾保健所
618	- x	藤井寺保健所
620	- x	富田林保健所
622	- x	和泉保健所
625	- x x x x	岸和田保健所
627	- x	泉佐野保健所

局番号	防災電話番号	機関名
310	- x	府立消防学校 (大東市内)
313	- x	大阪府南部広域防災拠点 (泉南市内)
314	- x x x	大阪府中部広域防災拠点 (八尾空港内)
315	- x	大阪府北部広域防災拠点 (万博公園内)
316	- x	府立インターネットデータセンター

局番号	防災電話番号	機関名
320	- x x x x	西大阪治水事務所
321	- x x x x	寝屋川水系改修工管所
322	- x x x x	港湾局
325	- x	能勢出張所 (池田土木事務所)
374	- x	箕面川ダム管理所 (茨木土木事務所)
327	- x	彩都工区
328	- x	第二名神建設事業所 (枚方土木事務所)
331	- x	太閤排水機場
332	- x	打上川治水緑地
334	- x	松原建設事業所 (富田林土木事務所)
336	- x	狭山池ダム管理事務所
337	- x	和泉工区 (鳳土木事務所)
339	- x	尾崎出張所 (岸和田土木事務所)
342	- x	神崎川出張所
343	- x	正蓮寺川工区
344	- x	毛馬排水機場
345	- x	安治川水門
346	- x	木津川水門
347	- x	尻無川水門
348	- x	正蓮寺水門
349	- x	六軒家水門
350	- x	三軒家水門
351	- x	旧猪名川排水機場
352	- x	出来島水門
355	- x	番田水門
353	- x	高見機場 (水資源機構 中津川管理室)
354	- x	西島水門 (近畿地方整備局 福島出張所)
356	- x	南部工区
357	- x	東部工区
358	- x	北部工区【平野川分水路排水機場】
359	- x	寝屋川治水緑地 (寝屋川水系改修工管所)
360	- x	恩智川治水緑地
361	- x	花園多目的遊水地
364	- x	花田流域下水道事務所
366	- x	東部流域下水道事務所
368	- x	南部流域下水道事務所
369	- x	南大阪沿岸流域下水道事務所
372	- x	安威川ダム建設事務所
377	- x	服部緑地 (池田土木事務所)
378	- x	寝屋川公園 (枚方土木事務所)
379	- x	久宝寺緑地 (八尾土木事務所)
380	- x	大泉緑地 (鳳土木事務所)
381	- x	浜寺公園
383	- x	堺泉北港湾事務所
384	- x	阪南港湾事務所 阪南G
386	- x	阪南港湾事務所 深田G (港湾局)
388	- x x x x	岸和田水門
389	- x	船舶廃油処理場 (社団法人清港会)
391	- x x x x	滝畑ダム管理事務所【衛星無線】 (南河内農と緑の総合事務所分室)

局番号	防災電話番号	機関名
802	- x x x x	近畿厚生局
804	- x x x x	大阪農政事務所
806	- x x x x	近畿経済産業局
808	- x x x x	近畿運輸局
809	- x x x x	大阪航空局
812	- x	大阪海上保安監部
813	- x	堺海上保安署
814	- x	岸和田海上保安署
815	- x	関西海上保安航空基地
816	- x x x x	大阪管区気象台
818	- x x x x	近畿総合通信局
820	- x x x x	近畿地方整備局
823	- x	陸上自衛隊 第3師団
824	- x	陸上自衛隊 第36普通科連隊
825	- x	陸上自衛隊 第37普通科連隊
830	- x x x x	大阪府警察本部
837	- x x x x	日本赤十字社大阪支部
838	- x	日本放送協会 大阪放送局
839	- x	西日本高速道路株式会社 関西支社
847	- x	関西国際空港株式会社
851	- x	淀川左岸 水防事務組合
852	- x	淀川右岸 水防事務組合
853	- x	大和川右岸 水防事務組合
854	- x x x x	泉州 水防事務組合
855	- x x x x	恩智川 水防事務組合
873	- x	大阪府トラック協会

局番号	防災電話番号	機関名
640	- x x x x	府立急性期・総合医療センター
641	- x x x x	大阪大学付属病院
642	- x x x x	千里救命救急センター(原生会千里病院)
643	- x x x x	三島救命救急センター
644	- x x x x	関西医科大学附属滝井病院
645	- x x x x	中河内救命救急センター
646	- x x x x	近畿大学医学部附属病院
647	- x x x x	市立堺病院
648	- x x x x	泉州救命救急センター(市立泉佐野病院)
649	- x x x x	大阪市立総合医療センター
650	- x x x x	国立病院機構 大阪医療センター
651	- x x x x	大阪赤十字病院
652	- x x x x	大阪市立大学医学部附属病院

局番号	防災電話番号	機関名
661	- x	府立精神医療センター
662	- x	府立成人病院センター
663	- x	府立呼吸器・アレルギー医療センター
664	- x	府立母子保健総合医療センター
666	- x	大阪府救急医療情報センター

無線電話のかけ方

- 市役所から府庁(内線電話)へ
- : 88-200-内線電話
- 市役所から府庁(防災専用電話)へ
- : 88-220-防災電話番号
- 市役所から府民センター・他市町村へ
- : 88-相手先局番号-内線電話

資料4-4 非常通信経路

大阪府地域防災計画 関連資料(平成20年修正)

発信 (市町村)	非常通信経路(中継)				着信 (大阪府)
河内長野市 危機管理室	——	市消防本部 (通信指令室)	——	大阪市消防局 (指令情報センター)	——
	0.5 K ……	河内長野警察署 (総務課)	——	大阪府警察本部 (通信指令室)	隣 ----
	1.5 K ……	南海河内長野駅	----	南海電鉄本社 (運輸指令)	4.2 K ……

…… ; 使走区間 —— ; 無線区間 ---- ; 有線区間

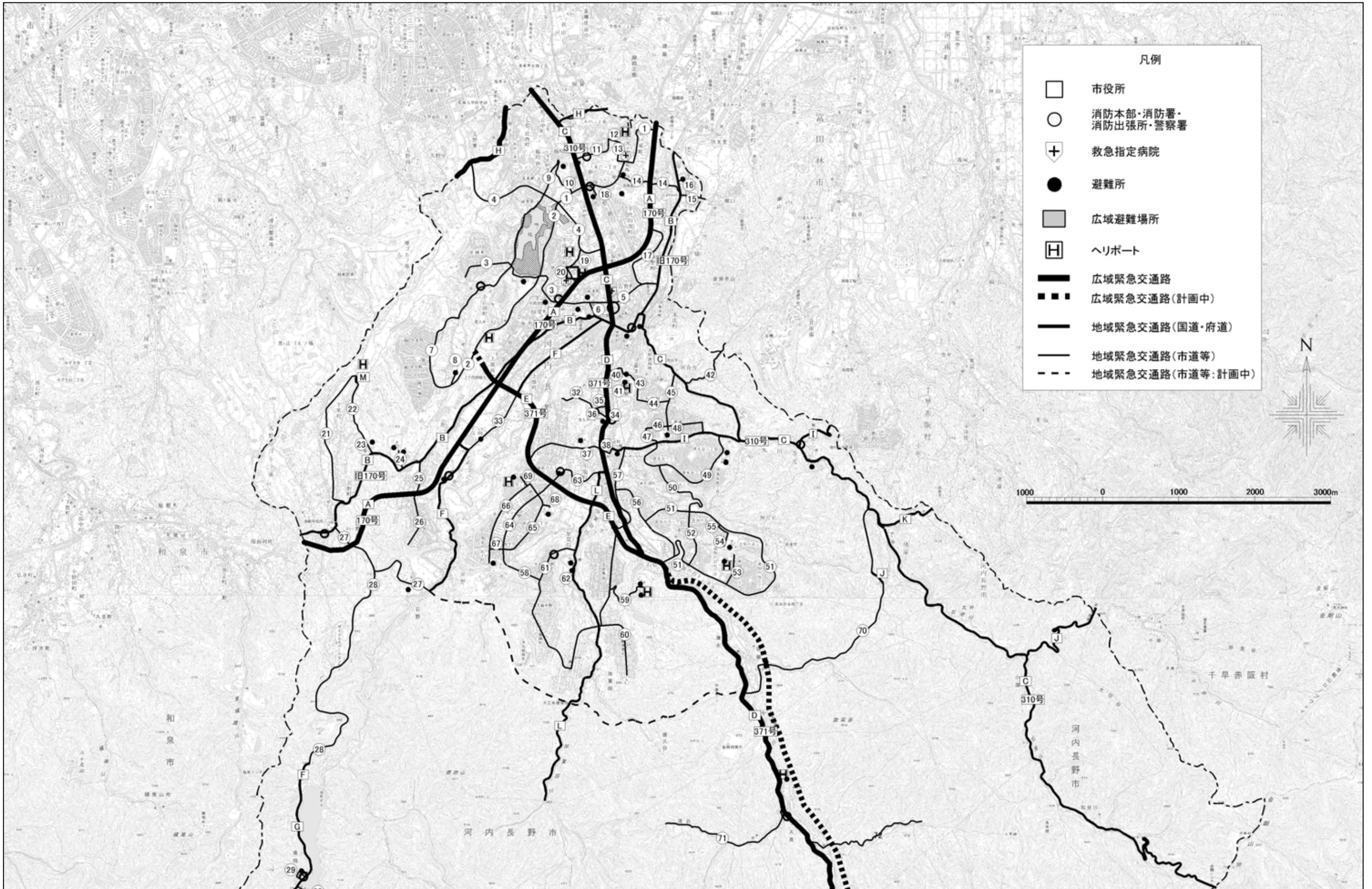
資料5-1 公用車の保有状況

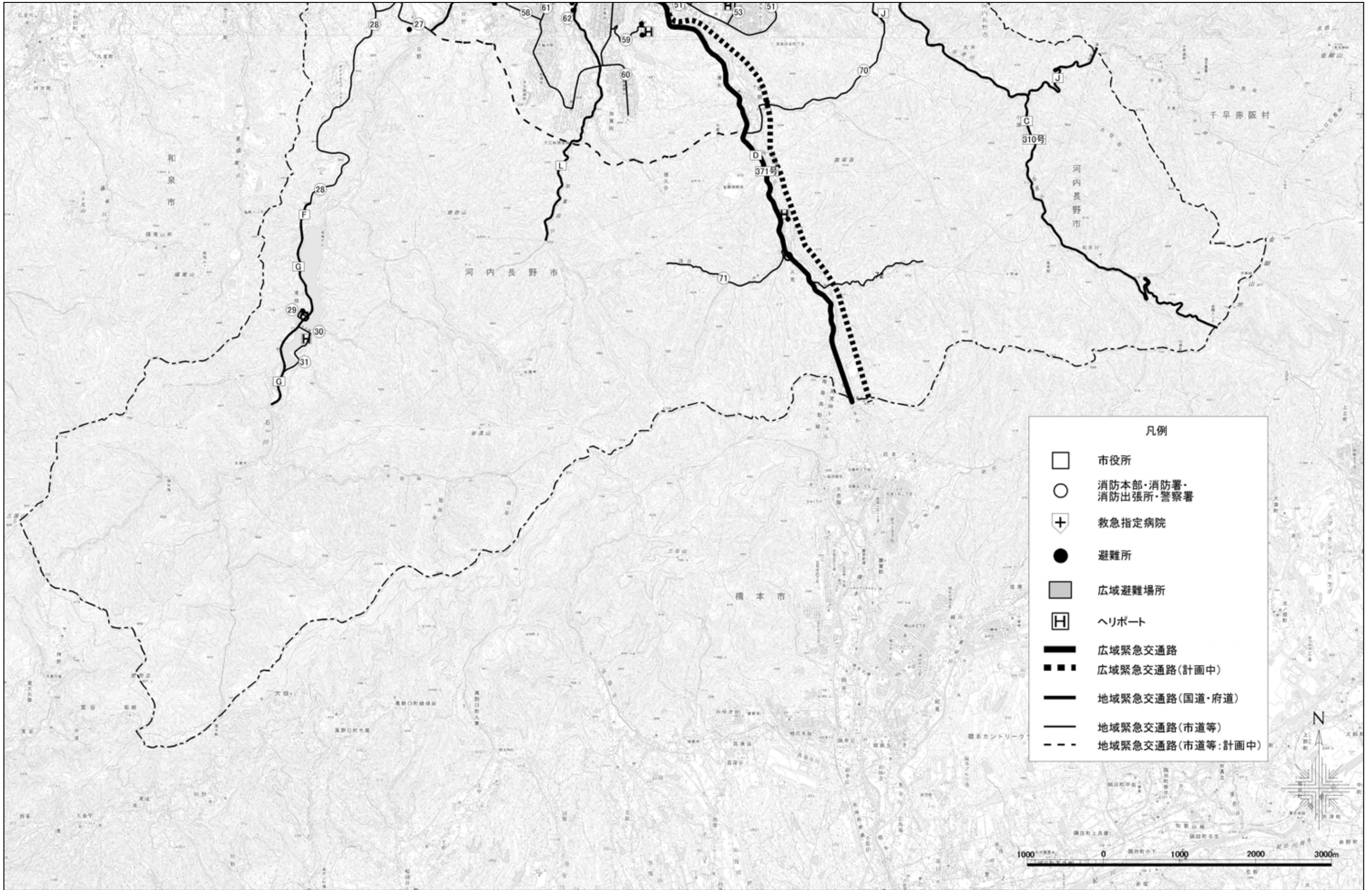
単位：台

自動車の種別	用途	車体の形状	H20.4.現在 ()内は水道局分
軽自動車	乗用		2
	貨物	バン	66 (12)
	"	キャブオーバ	4 (3)
	"	ダンプ	3 (1)
	特殊用途	糞尿車	1
	計		76 (16)
小型自動車	乗用	キャブオーバ	1 (1)
	貨物	バン	15
	"	キャブオーバ	2
	"	ダンプ	2 (1)
	計		20 (2)
普通自動車	乗用	箱型	2
	貨物	バン	2
	"	ダンプ	2
	"	キャブオーバ	1
	乗合	キャブオーバ	2
	計		9
小型特殊			8
普通特殊(給水タンク車ほか)			8 (1)
大型特殊			1
合計			122 (19)

消防車両は除く

資料5-2 緊急交通路路線





緊急交通路路線一覧表

番号	路線名等	起点	終点
A	国道170号	天野町1035	市町1122
B	(旧)170号	天野町1035	汐の宮町22
C	310号	松ヶ丘東町1494	本町36-2
		本町315-8	石見川532-2
D	371号	長野町20 - 4	天見1345-1
E	371号バイパス	石仏1083-2	上原西町1422
F	府道河内長野かつらぎ線	錦町300	高向910-5
		高向335-4	日野776-2
		滝畑160	滝畑253-9
G	堺かつらぎ線	滝畑247	滝畑1587-4
H	富田林泉大津線	木戸3丁目933-15	松ヶ丘東町1316-4
		桐ヶ丘1864	小山田町5458-9
I	東阪三日市線	三日市町240-2	寺元129-4
J	河内長野千早城跡線	鳩原330	鳩原348-2
		小深116-2	小深191-2
K	中津原寺元線	鳩原852-2	鳩原1096
L	加賀田片添線	西片添町73	加賀田1482-2
M	大野天野線	下里町801	下里町459-2
1	市道貴望ヶ丘病院住宅線	楠町西850 - 2	木戸町677-1
2	貴望ヶ丘小山田線	千代田台町829-2	小山田町2302
3	野作赤峯下里線	西之山町1166	小山田町2649-154
4	原町狭山線	原町473-4	小山田町5458-1
5	野作向野線	野作町962	向野町496
6	西代2号線	西代町746-4	西代町771-10
7	サニータウン1号線	小山田町2527-1	小山田町2364-4
8	小山田東峰3号線	小山田町1769-1	小山田町1848
9	松ヶ丘小山田広野線	楠町西1085-3	小山田町2528-4
10	千代田松ヶ丘線	楠町西5581-3	楠町西1055-3
11	柳風台1号線	市町1717-1	市町1415-5
12	柳風台5号線	市町1415-10	市町1442-4
13	木戸鳴尾線	市町1441-2	木戸町677-2
14	汐の宮滝谷1号線	汐の宮町315	千代田南町632-9
15	汐の宮3号線	汐の宮町90-11	汐の宮町166
16	汐の宮7号線	汐の宮町58-1	汐の宮町51-2
17	市町向野線	市町699 - 2	向野町764

番号	路線名等	起点	終点
18	千代田駅前自転車駐車場線	木戸町401-4	木戸町403-3
19	西の山原線	原町545-1	原町559-5
20	野作台4号線	原町396-3	原町840
21	門前下里1号線	天野町985-6	下里町912-1
22	東谷線	下里町610 - 2	下里町670-1
23	下里口上条線	下里町291-3	天野町319-2
24	天野下里1号線	下里町268-4	下里町340
25	広野団地1号線	小山田町146-2	小山田町117-3
26	グリーンヒルズ1号線	旭ヶ丘259-699	旭ヶ丘1-121
27	天野山日野線	天野町1009-1	日野1462-1
28	天野滝畑線	天野町1436 - 2	滝畑236-2
29	堂村1号線	滝畑483-17	滝畑543-3
30	東の村線	滝畑584-5	滝畑2012-1
31	中村西の村線	滝畑1973-3	滝畑1769
32	三日市高向線	上田町147	上田町794-11
33	高向8号線	高向912 - 4	高向328-2
34	上田3号線	上田町171-2	上田町130
35	上田8号線	上田町98-9	上田町102-2
36	長野小塩線	上田町150	上田町148
37	三日市1号線（楠ヶ丘内道路含む）	三日市町1141-2	楠ヶ丘1924-280
38	三日市2号線	三日市町231-6	三日市町220-1
39	三日市喜多線	三日市町1122-1	喜多町108-1
40	喜多6号線	喜多町198-2	喜多町104-4
41	原町喜多線	喜多町99-2	喜多町58-3
42	河合寺竜泉寺線	河合寺600-1	末広町624
43	楠翠台1号線	喜多町57-1	大師町85-1
44	楠翠台2号線	大師町85-98	大師町85-254
45	楠台1号線	河合寺274-4	日東町623-683
46	楠台2号線	日東町623-623	日東町623-88
47	楠台4号線	三日市町560-15	日東町623-635
48	楠台21号線	日東町623-89	日東町623-95
49	清見台1号線	三日市町556-4	清見台2丁目9
50	清見台美加の台線	清見台5丁目4-1	美加の台2丁目974-29
51	美加の台1号線	石仏187-1	美加の台1丁目1162-120
52	美加の台2号線	美加の台1丁目35-71	美加の台2丁目974-54
53	美加の台6号線	美加の台5丁目239-411	美加の台6丁目239-32

番号	路線名等	起点	終点
54	美加の台45号線	美加の台2丁目974-313	美加の台2丁目974-425
55	美加の台49号線	美加の台2丁目974-313	美加の台2丁目974-292
56	片添美加の台線	中片添町1294	美加の台1丁目1-18
57	三日市青葉台線	三日市町33-1	片添町1124-1
58	小塩青葉台線	高向2201-13	石仏1122-1
59	青葉台2号線（学校進入路含む）	北青葉台768-194	北青葉台768-128
60	青葉台ハイツ1号線	南青葉台3969-57	南青葉台858-52
61	イトーピア1号線	加賀田490-1	大矢船北町2801-183
62	矢伏線	加賀田575-1	加賀田2812
63	小塩南花台線	小塩町125-1	南花台1丁目440-258
64	南花台1号線	南花台1丁目440-117	南花台4丁目1958-213
65	南花台2号線	南花台1丁目3635-51	南花台4丁目1958-207
66	南花台3号線	南花台1丁目3711-75	日野1376-1
67	南花台16号線	南花台4丁目1958-327	南花台4丁目1958-245
68	南花台34号線	南花台1丁目3711-110	南花台1丁目3635-57
69	南花台53号線	南花台1丁目2108-62	南花台1丁目2108-9
70	千早口鳩原線	清水17-1	寺元677
71	流谷線	天見1675-3	流谷363
72	島の谷線	天見1507-1	天見826-1

資料5-3 緊急通行車両確認証明書及び標章

標章

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		大阪府知事	印
		大阪府公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

別記様式第3（第6条関係）（平7総府令39・全改 平8総府令1・旧様式第2線下）



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月および日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料5-4 災害時用臨時ヘリポート

災害時用臨時ヘリポートの選定基準

- 1 地盤は、堅固な平坦地のこと。（コンクリート、芝生が最適）
- 2 地面斜度 6 度以内のこと。
- 3 離着陸（発着）のため必要最小限度の地積が確保できること。
〔必要最小限度の地積〕
 - 大型ヘリコプター・・・100m四方の地積
 - 中型ヘリコプター・・・ 50m四方の地積
 - 小型ヘリコプター・・・ 30m四方の地積
- 4 二方向以上から離着陸が可能であること。
- 5 離着陸時、周辺に支障のある障害物がないこと。
- 6 車両等の進入路があること。
- 7 林野火災における空中消火基地の場合
 - 水利、水源に近いこと。
 - 複数の駐機が可能なこと。
 - 補給基地が設けられること。
 - 気流が安定していること。

なお、受入れにあたっては次の事項に留意すること。

- 1 風向風速を上空から確認判断できるように、ヘリポート近くに吹き流し又は旗を立てること。
これが準備できない場合でも航空機の進入方向を示す対策（例：発煙筒）をとること。
- 2 着陸点にはHを表示すること。
- 3 状況により消火設備、照明設備、補給設備等を整備すること。

番号	ヘリポート名	所在地	管理者	電話番号	幅×長さ	備考
124	河内長野市立 大師総合運動場	大師町885-2	教育委員会市 民スポーツ課	53-1111	140×140m	大型 駐機可能
125	河内長野市立 赤峯市民広場	小山田町379-1	教育委員会市 民スポーツ課	53-1111	180×100m	大型 駐機可能
126	大阪府立長野 北高等学校	木戸東町3-1	府立長野北高 等学校	54-2781	125×90m	大型 駐機可能
127	大阪府立長野 高等学校	原町533	府立長野高等 学校	53-7371	140×70m	大型 駐機可能
128	河内長野市立 南花台中学校	南花台6-6-1	南花台中学校	62-2777	110×65m	
129	河内長野市美 加の台中学校	美加の台7-2-1	美加の台中学 校	63-7878	150×100m	大型 駐機可能
130	河内長野市立 加賀田中学校	石仏570	加賀田中学校	68-8778	120×100m	大型 駐機可能
131	河内長野市立 天見小学校	天見2370-1	天見小学校	68-8004	50×50m	
132	青少年活動セ ンター多目的 広場	滝畑地内河川 敷右岸	青少年活動セ ンター	63-0201	100×30m	
133	河内長野市立 下里総合運動場	下里町892-3	教育委員会市 民スポーツ課	53-1111	130×75m	大型 駐機可能
134	河内長野市役 所(屋上)	原町1丁目1-1	総務課	53-1111	34×34m	

資料6-1 主な市内医療機関及び救急病院一覧

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
あびこ医院	南花台 4-14-5	63-3755	内・児	
(医)池田内科医院	南花台 3-6-50	63-3969	内・児・アレルギー	
石倉医院	緑ヶ丘中町 8-6	54-4161	内・児・放	
泉谷こどもクリニック	野作町 3-66	52-1110	児	
いいたに小児科	あかしあ台 1-24-10	56-1189	児	
(医)信輝會 今岡クリニック	木戸町 1-1-3 ミヤサカビル 2F	52-1102	心療内・神経・神経内	
(医)生登会 美加の台病院	石仏 300 番地	63-0101	内・児・整・放・リハビリ	
(医)仁済会 滝谷病院	松ヶ丘中町 1453	53-5002	内・放	
大阪南医療センター	木戸東町 2-1	53-5761	内・外・神経・呼吸器・ 循・消化器・児・脳神 経・皮・泌尿・産婦・眼 ・耳鼻咽・放・麻酔	
追矢クリニック	木戸町 1-6-5	52-0108	内・消化器	
大谷整形外科	木戸西町 2-7-7	55-7727	整・リハビリ	
大橋眼科	木戸西町 2-1-26 小澤ビル 1 階	50-0055	眼	
(医)敬任会 岡記念病院	西之山町 11-18	55-1221	内・外・整・脳神経・皮 ・形成・放・リハビリ	
(医)奥田整形外科	木戸西町 3-1-15 山原ビル 2F	54-2003	整	
尾崎医院	本町 29-27	52-2349	内・外・脳神経・放	
(医)小田医院	中片添町 38-5	63-5350	内	
柿木耳鼻咽喉科	西之山町 8-58	50-4649	耳鼻咽	
(医)勝部外科胃腸科	西之山町 2-29	53-2121	内・外・胃腸・肛	
(医)加藤医院	三日市町 206-1	65-6070	内・外・放	
かねはら小児科	西代町 12-43 大洋ビル 2F	52-7511	児	
川崎眼科	三日市町 1118-1	69-0113	眼	
河村医院	千代田台町 17-11	52-4797	内	
(医)かんべ診療所	三日市町 405-7	64-8988	内・胃腸・消化器	
(医)弘生会 老寿サナトリ ウム	小山田町 379-5	55-0200		
楠本医院	木戸西町 3-1-1	52-0550	内・胃腸・肛	
栗本皮膚科医院	中片添町 3-4	65-1852	皮	
溝口医院	楠町西 5583	53-2155	精神・心療内	
(医)小林診療所	美加の台 1-38-6	63-3072	内・児	
(医)幸仁会 齋田マタニティ ークリニック	昭栄町 1-19	55-7000	内・児・婦	
(医)青山会 青山クリニック	喜多町 193-1	63-0048	内・循	
桜井耳鼻咽喉科	長野町 7-24	54-5771	耳鼻咽	
笹井内科	小山田町 631-1	53-1000	内・児	
(医)佐野耳鼻咽喉科	千代田南町 8-3	52-3387	耳鼻咽	
(医)三軒医院	寿町 3-46	52-2252	泌尿・皮	
(医)七野整形外科医院	南青葉台 18-18	63-6925	整・外・リハビリ	
清水クリニック	美加の台 1-34-5	63-9356	内・外・児・婦・整	
すなみクリニック	喜多町 193 番 1	62-8711	耳鼻咽	

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
(医) 孝仁会 沢田病院	長野町 7-11	53-2313	内・外・整・皮・泌尿	
たかい内科クリニック	松ヶ丘東町 1805-1	50-1119	内・循	
寿里苑診療所	小山田町 448-2	52-3888	内	
田中整形クリニック	三日市町 243-1	62-7575	整・リハビリ	
(医) 新和会 津田整形外科	西之山町 10-29	54-1575	外・整・脳神経・リハビリ	
(医) 生登会 寺元記念病院	古野町 4-11	50-1111	内・外・循・整・脳神経 ・ 泌尿・形成・耳鼻 ・ 皮・眼・放・消化器・ア レルギー・リハビリ	
とやま医院	清見台 1-8-22	65-1817	内・整	
中島耳鼻咽喉科医院	南花台 3-6-10 南花台ショッ ピングセンター2F	62-3703	耳鼻咽	
(医) 幸生会 中林医院	南花台 8-5-5	62-3838	内・循・消化器	
ナカノレディスクリニック	北貴望ヶ丘 3-20	53-1635	産・婦	
中野皮フ科医院	西代町 1-21 山内眼科ビル 3F	52-1112	皮	
なみかわクリニック	西之山町 1-22	54-6155	内・循・消化器・放	
かわちながの介護老人保健施設 てらもと総合福祉センター	小山田町 1701-1	52-7000		
(医) 西村小児科	木戸町 1-6-1 澤田ビル 1F	56-1770 56-1785	児	
(医) 青山会 青山小児科	喜多町 183-1	65-1103	児	
長谷川医院	清見台 5-4-1	63-9350	内・児	
畑間診療所	日東町 11-10	63-0562	内・児・放	
(医) ラポール会 青山第二 病院	喜多町 192-1	65-0003	内・外・整・循・消化器 ・ 皮・歯・口腔・放・麻 酔・リハビリ	
(医) 健真会 はぶ医院	本多町 1-45 シェーネスハイ ム日野谷 101	56-2220	内・循	
日沖貴望ヶ丘診療所	北貴望ヶ丘 2-17	53-7018	内・児	
日沖医院	千代田南町 8-19	52-5918	内・児	
福岡内科クリニック	北青葉台 43-30	65-0360	内・神経内科	
藤林医院	本町 8-5	52-2539	内・外	
ふくだ眼科	西之山町 8-58cocomo 2F	52-0880	眼	
(医) 前田胃腸科外科	千代田南町 3-9 グランドール 1F	52-5200	内・外・放・胃腸・肛	
(医) 松尾クリニック	南花台 1-17-9	63-4130	整・脳神経	
(医) 松尾皮膚科医院	木戸西町 2-1-26 小澤ビル 2F	55-1460	皮	
老人保健施設 あかしあ	あかしあ台 2-6-11	56-8500		
松本医院	荘園町 12-8	53-0345	内・皮・麻酔	
水野診療所	千代田台町 6-1	53-6420	内・児・胃腸	
みやざき整形外科	松ヶ丘東町 1805-1	50-1336	整・リウマチ・リハビリ	
森川クリニック	北青葉台 29-3	62-1555	内・消化器・肛	
森本小児科医院	三日市町 481-147	64-0390	児	
矢ヶ崎小児科・アレルギー科	三日市町 56-16	60-3300	児・アレルギー	
(医) 山内眼科医院	西代町 1-21	55-0750	眼	
山片医院	南花台 1-13-17	62-3435	内・児・皮	

医療機関	所在地	電話	診療科目	救急指定
山片診療所	大矢船中町 38-1	62-2553	内・児	
山上クリニック	木戸西町 2-1-23 千代田ビル 1F	54-4772	内・児・循	
山口診療所	汐の宮 19-10	52-5719	内・放・呼吸器	
(医)山本医院	千代田南町 6-8	52-6407	内	
(医)吉川眼科医院	三日市町 241-1	63-7393	眼	
(医)柏友会柏友千代田クリ ニック	木戸西町 2-1-25	55-0515	内・泌尿	
よこうちクリニック	菊水町 2-33	50-2810	内・神経・精神	

<参考1>その他医療機関等

休日急病診療所	菊水町 2-13	55-0300		
保健センター	菊水町 2-13	55-0301		
河内長野市医師会	菊水町 2-13	54-1550		

資料6-2 市医師会災害時医療救護班編成表

河内長野市医師会災害時連絡網（医療救護班の編成）

平成 19 年 9 月 30 日

山片重法会長（山片医院）62-3435

河内長野市医師会 54-1550 大谷事務長

南地区救護班		診療所	中地区救護班		診療所	北地区救護班		診療所
	松尾副会長（松尾クリニック）	63-4130	中林副会長（中林医院）		62-3838	村田副会長（岡記念病院）		55-1221
病院	青山第二病院 羽田淳一	65-0003	病院	沢田病院 寒川昌明	53-2313	病院	岡記念病院 村田貞史	55-1221
	美加の台病院 亀本茂	63-0101		寺元記念病院 寺元隆	50-1111		滝谷病院 上野浩	53-5002
外科	七野整形外科医院	63-6925	外科	津田整形外科	54-1575	外科	老寿サナトリウム 北畑英樹	55-0200
	清水クリニック	63-9356		藤林医院	52-2539		前田胃腸科外科	52-5200
	加藤医院	65-6070		尾崎医院	52-2349		奥田整形外科	54-2003
内科	田中整形クリニック	62-7575	内科	勝部外科胃腸科	53-2121		大谷整形外科	55-7727
	小林診療所	63-3072		畑間診療所	63-0562	内科	みやざき整形外科	50-1336
	小田医院	63-5350		はぶ医院	56-2220		笹井内科	53-1000
	とやま医院	65-1817		なみかわクリニック	54-6155		水野診療所	53-6420
	池田内科医院	63-3969					石倉医院	54-4161
	中林医院	62-3838					山上クリニック	54-4772
	山片診療所	62-2553					山口診療所	52-5719
	長谷川医院	63-9350					寿里苑診療所 高島耕司	52-3888
	かんべ診療所	64-8988					楠本医院	52-0550
	森川クリニック	62-1555					追矢クリニック	52-0108
	福岡内科クリニック	65-0360					たかい内科クリニック	50-1119
	あびこ医院	63-3755					松本医院	53-0345
							柏友千代田クリニック	55-0515

会長 各地区副会長

		診療所			診療所			診療所
産婦人科	齋田マタニティクリニック	55-7000	眼科	山内眼科医院	55-0750	小児科	西村小児科	56-1770
	ナカノレディスクリニック	53-1635		吉川眼科医院	63-7393		矢ヶ崎小児科	65-1103
耳鼻科	すなみ耳鼻咽喉科	54-4141		大橋眼科	50-0055		かねはら小児科	52-7511
	中島耳鼻咽喉科	62-3703		川崎眼科	69-0113		いいたに小児科	56-1189
	佐野耳鼻咽喉科	52-3387	皮膚科	栗本皮膚科医院	65-1852		泉谷こどもクリニック	52-1110
	桜井耳鼻咽喉科	54-5771		松尾皮膚科医院	55-1460		森本小児科医院	64-0390
	柿木耳鼻咽喉科	50-4649		中野皮フ科医院	52-1112	精神科	大里クリニック	53-0755
			泌尿器科	三軒医院	52-2252		よこうちクリニック	50-2810
							今岡クリニック	52-1102
							溝口医院	53-2155

資料6-3 市内歯科医院一覧

病院・診療所名	住所	電話番号	診療科目
三谷歯科医院	西代町 9-1	53-8111	歯科
静間歯科医院	長野町 4-7	52-2158	歯科
新宅歯科医院	北貴望ヶ丘 1-18	54-1582	歯科
千葉歯科医院	千代田南町 8-20	52-5033	歯科 小児歯科 矯正歯科
荒川歯科医院	菊水町 2-6	53-8627	歯科 小児歯科
青木歯科医院	大矢船北町 23-1	64-8713	歯科
生地歯科	三日市町 237-1	65-6061	歯科
棕本歯科	栄町 27-14	54-6515	歯科
富山歯科医院	三日市町 235-4	65-0487	歯科
松岡歯科医院	本町 11-29	54-6488	歯科
田中歯科医院	北青葉台 23-5	65-6351	歯科
寒川歯科医院	本町 22-20	54-1668	歯科
洲寄歯科医院	上田町 20-6	62-6467	歯科
シバモト歯科・矯正歯科	長野町 5-1-102	55-0418	歯科 矯正歯科
中谷歯科医院	西代町 12-43	55-1511	歯科
西浦歯科	上原町 956-8	53-8841	歯科
藤田歯科医院	美加の台 1-34-7	68-8948	歯科
南歯科医院	長野町 3-1	55-1081	歯科 矯正歯科
さわだ歯科	本多町 4-5-101	52-5137	歯科 小児歯科
牛嶋歯科医院	南花台 1-24-5	64-0100	歯科 小児歯科 矯正歯科
牧野歯科医院	栄町 6-21	52-2403	歯科
沢崎歯科医院	楠町東 1602-1	54-5952	歯科
西川歯科医院	西之山町 4-8	52-2202	歯科 矯正歯科
フルヤ歯科医院	木戸 1丁目 6-22	52-4618	歯科 小児歯科 矯正歯科
森本歯科医院	木戸町 678-1	56-0028	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
梅崎歯科	木戸西町 2-2-1	53-9222	歯科 矯正歯科
上堂歯科医院	本町 8-19	52-5552	歯科 矯正歯科
医療法人ラポール会青山第二病院	喜多町 192-1	65-0003	歯科 小児歯科 口腔外科
近藤歯科医院	清見台 5-10-1	63-5277	歯科 小児歯科 矯正歯科
かわはら小児歯科	南貴望ヶ丘 25-6	54-0648	小児歯科 矯正歯科
永田歯科医院	南花台 1-1-11	63-6363	歯科 小児歯科
いぬい歯科医院	西之山町 13-21	52-4500	歯科 小児歯科
木下歯科医院	清見台 1-16-1	63-4866	歯科
上嶋歯科医院	南花台 3-6-10	62-3670	歯科 小児歯科
中井歯科医院	木戸西町 3-14-7	55-6474	歯科
尾畑歯科医院	三日市町 139-1	65-6404	歯科 小児歯科
土居歯科医院	西之山町 4-23	56-5319	歯科 小児歯科
松葉歯科医院	楠町東 1681-3	55-8181	歯科 小児歯科 矯正歯科
うつみ歯科医院	あかしあ台 1-8-18	56-0118	歯科
古谷矯正歯科	長野町 4-9	56-8888	矯正歯科
近藤歯科医院	汐の宮町 92-14	53-6480	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
たに歯科医院	西之山町 6-5	56-4181	歯科 小児歯科 矯正歯科
井上歯科医院	南花台 1-16-10	65-1118	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
中田歯科医院	北青葉台 4-10	63-3964	歯科 小児歯科 矯正歯科 口腔外科
くにし歯科医院	松ヶ丘中町 1317-1	55-6777	歯科 小児歯科
吉本歯科	南花台 4-14-1	62-4500	歯科 小児歯科
坂口歯科医院	市町 764-1	54-6328	歯科 小児歯科

病院・診療所名	住所	電話番号	診療科目
いまい歯科クリニック	南貴望ヶ丘 18-18	55-7177	歯科 小児歯科
医療法人かのう歯科	小山田町 3079-21	50-2525	歯科 小児歯科 口腔外科
中家歯科医院	上田町 93-7	62-2485	歯科
あすか歯科医院	美加の台 1-38-4	69-0648	歯科 小児歯科
こうの歯科医院	木戸 1 丁目 8-1	53-8606	歯科 小児歯科
林田歯科医院	大矢船中町 28-11	64-1739	歯科 小児歯科
ふくしげ歯科	木戸 1 丁目 36-6	52-1100	歯科
やまもと歯科医院	中片添町 41-6	63-6480	歯科
中西歯科クリニック	松ヶ丘東町 1805-1	54-1181	歯科 小児歯科 矯正歯科
アキデンタルクリニック	三日市町 1118-1	62-5563	歯科 小児歯科
てらもと歯科	木戸西町 1-1-35	50-0080	歯科 小児歯科
平尾歯科	三日市町 56-18	81-8148	歯科 小児歯科
安本歯科医院	緑ヶ丘中町 8-7	50-1972	歯科
うえむら歯科クリニック	小山田町 451-156	52-0118	歯科 小児歯科
廣瀬歯科診療所	野作町 32-16	54-6839	歯科
さこがわ歯科クリニック	北青葉台 28-26	62-1181	歯科 小児歯科 口腔外科
三浦歯科医院	日東町 16-7	64-8036	歯科 小児歯科
森歯科医院	長野町 4-9	56-3078	歯科

資料6-4 主な薬品調達先

	薬局名	住所	電話番号
1	イルカ薬局	西之山町10-21	52-0866
2	上田薬局	大矢船中町3-8	64-8303
3	小川薬局	三日市町235-7	62-2612
4	オリーブ薬局	木戸西町2-1-27	50-1102
5	漢方サカグチ薬局	木戸町1-1-35-101	54-0605
6	キタバ薬局	西之山町7-2	50-0085
7	清見台保健薬局	清見台1-15-7	63-7149
8	くるみ薬局	喜多町183-1	65-1633
9	コトブキ薬局	錦町2-23	52-2423
10	幸生堂薬局 河内長野店	西代町1-23	55-7045
11	幸生堂薬局 滝谷店	松ヶ丘東町1805-1	52-1212
12	ごんべえドリ薬局	楠町東444-4シティコート古谷1F	52-1601
13	サカグチ薬局千代田東店	木戸町1-6-1	50-0058
14	さつき薬局	木戸西町2-1-23	54-2910
15	三光天薬局	本多町175-1シェーネスハイム日野谷1F	54-1283
16	三光天薬局 三日市店	三日市町243-1	81-7735
17	サン薬局	本町27-13本町ビル1階	52-1139
18	自由ヶ丘薬局	自由ヶ丘2-1	53-6840
19	成光堂薬局	西之山町2-10	56-1567
20	だいちゃん薬局	汐の宮町20-44	56-5350
21	千代田シルク薬局	市町1393	53-2033
22	千代田薬局	寿町3-48	52-5261
23	ツバキ薬局	本多町1-33	52-0350
24	デイス薬局	西之山町1-15	56-4934
25	寺ヶ池薬局	小山田町451-156寺ヶ池スクエア	56-7008
26	トミオカ薬局	本町10-17	52-2948
27	長野台薬局	緑ヶ丘中町8-11	54-1778
28	ハロー千代田薬局	市町1392-1	55-0086
29	ファーマシィながの薬局	長野町7-7	50-4511
30	府薬会営南河内薬局	木戸町678-1	53-3921
31	マルゼン薬局	本町24-1ノバティながの北館1F	53-3075
32	美加の台薬局	美加の台1-38-2	64-0493
33	ミドリ薬局	千代田南町1-6	53-2259
34	ヤナセ薬局	南花台3-6-10コノミヤ2F	63-5854
35	ヤナセ薬局 河内長野駅前店	長野町5-1ノバティながの南館1階	52-2506
36	ヤナセ薬局 三日市駅前店	三日市町56-16高岸ビル1 F	65-1571
37	山下グリーン薬局	木戸西町3-1-15山原ビル1F	53-3045
38	吉井薬局	本町23-15	52-2054
39	わかば薬局	千代田南町2-18レジデンスサザン102	56-1357

資料6-5 市内の寺院（遺体の収容施設）一覧

< 寺院（河内長野市仏教会加盟） >

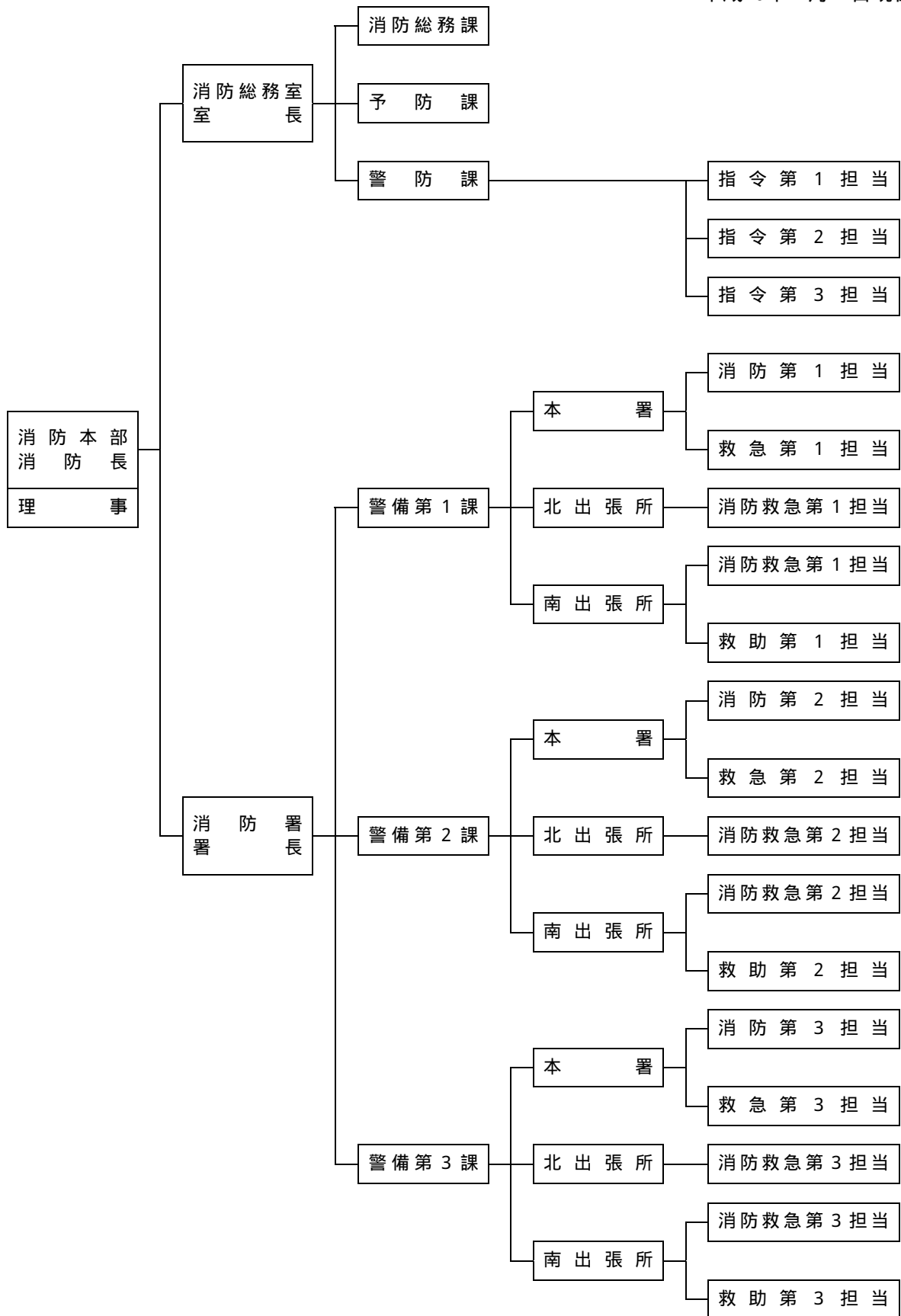
宗 派 名	寺 院 名	住 所	電話番号
高野山真言宗	盛松寺	楠町西1211	53 - 3037
真言宗御室派	明忍寺	原町714	52 - 2715
融通念仏宗	極楽寺	古野町12-1	52 - 2119
真言宗御室派	蓮光寺	長野町11-22	52 - 3239
日 蓮 宗	妙長寺	河合寺25	63 - 5100
真言宗御室派	河合寺	河合寺876	62 - 2274
高野山真言宗	観心寺	寺元475	62 - 2134
真言宗御室派	延命寺	神ヶ丘492	62 - 2261
浄土真宗本願寺派	真教寺	三日市町1055-1	62 - 2996
高野山真言宗	月輪寺	三日市町1075	63 - 3216
真言宗御室派	大師寺	三日市町148	62 - 6528
曹 洞 宗	興禅寺	美加の台1-25-1	64 - 0466
真言宗御室派	地蔵寺	清水111	68 - 8033
融通念仏宗	安楽寺	小山田町2158	52 - 3741
浄土真宗本願寺派	西福寺	小山田町1921	52 - 3751 54 - 2515
真言宗御室派	観音寺	日野1172	53 - 0473
真言宗御室派	摩尼院	天野町1006	52 - 5832
真言宗御室派	金剛寺	天野町996	52 - 2046
単 立	慶福寺	天野町907	52 - 5766
真言律宗	松林寺	松ヶ丘中町1607	50 - 2257

資料6-6 市営斎場

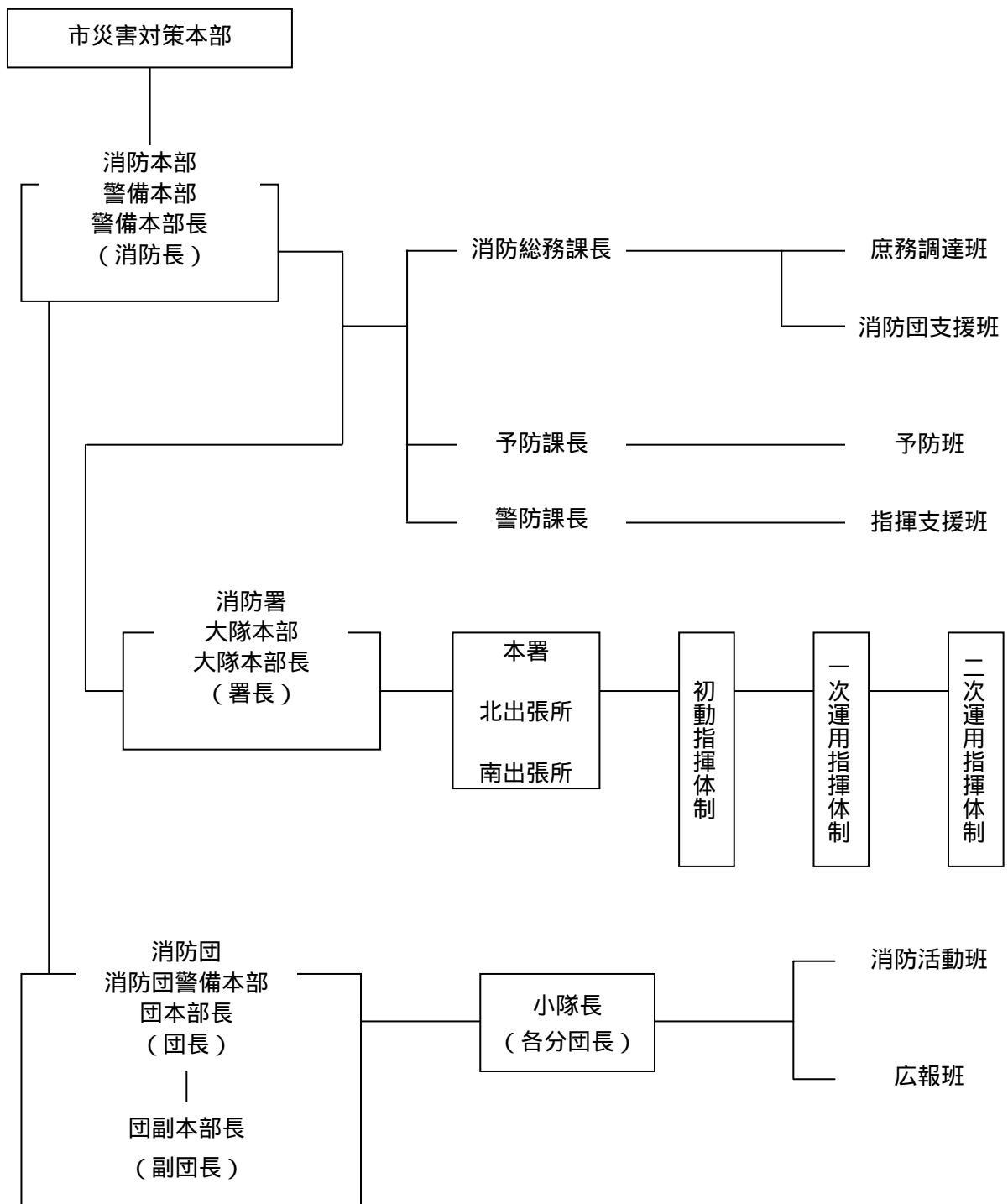
名 称	所 在 地	電 話
市営斎場	天野町1304-3	54-3189

資料7-1 消防本部・署組織図

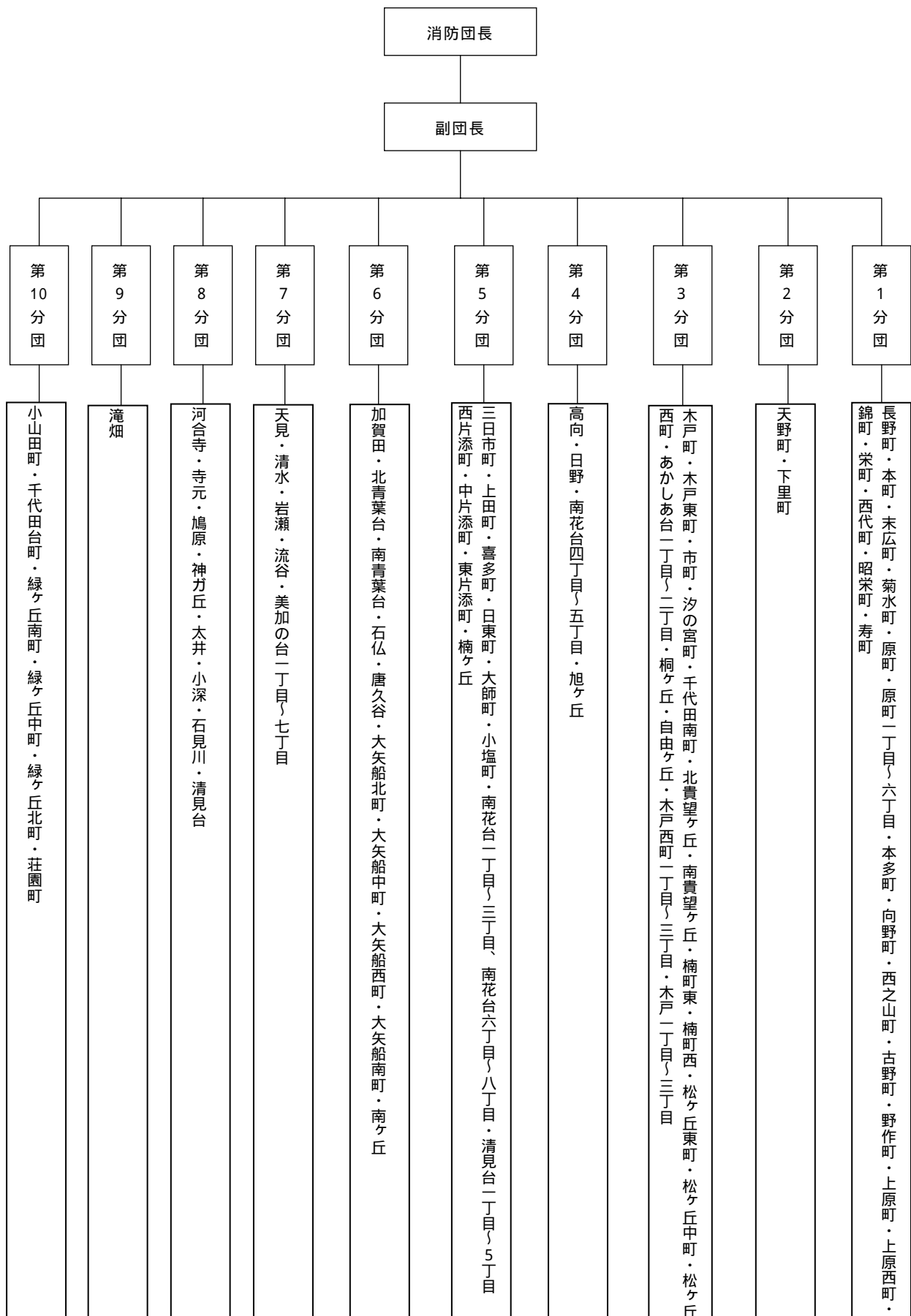
平成20年4月1日現在



< 非常時の消防本部、署及び消防団の事務機構 >



資料7-2 消防団組織図



資料7-3 消防本部・消防署の事務分掌

課	消 防 総 務 室 分 掌 事 務	
消防総務課	(1)総合企画並びに業務の管理、調整及び改善に関すること。 (2)重要事項の調査研究及び情報の収集に関すること。 (3)消防の組織及び職員配置に関すること。 (4)条例、規則、規程等に関すること。 (5)告示、公告、訓令、指令に関すること。 (6)予算の総括に関すること。 (7)公印、文書及び帳票の管理に関すること。 (8)会議、儀式及び渉外に関すること。	(10)職員の任免その他人事に関すること。 (11)職員の服務規律及び教養に関すること。 (12)職員の福利厚生に関すること。 (13)職員の安全管理及び職場の衛生管理に関すること。 (14)職員の被服等の貸与に関すること。 (15)職員の公務災害に関すること。 (16)消防職員委員会に関すること。 (17)消防団に関すること。 (18)非常災害時の警備本部の設置に関すること。 (19)室の庶務に関すること。
警防課	(1)消防警備、救急救助の企画及び基本施策に関すること。 (2)消防計画及び警防計画に関すること。 (3)消防技術の研究及び指導に関すること。 (4)消防車両、機械器具の整備計画及び配置に関すること。 (5)消防相互応援協定に関すること。 (6)消防水利施設の設置計画及び整備に関すること。 (7)総合的な各種訓練に関すること。 (8)宅地開発行為に対する同意及び指導に関すること。 (9)安全運転管理に関すること。 (10)交通事故等の渉外に関すること。 (11)救急業務の運用に関する医療機関との連絡調整に関すること。	(12)火災調査業務の総括並びに一定規模の火災の原因及び損害の調査に関すること。 (13)り災証明その他証明の発行に関すること。 (14)救急搬送証明の発行に関すること。 (15)河内長野市自衛消防隊部会の指導に関すること。 (16)火災等の受信及び出動指令に関すること。 (17)消防通信の運用及び統制に関すること。 (18)災害時の情報の収集に関すること。 (19)通信施設の整備及び維持管理に関すること。 (20)消防緊急情報施設の情報管理に関すること。 (21)気象情報の収集及び伝達に関すること。 (22)火災警報に関すること。 (23)非常招集の実施に関すること。
予防課	(1)防火対象物の査察及び一般住宅の防火指導に関すること。 (2)建築同意事務に関すること。 (3)防火思想の普及に関すること。 (4)消防用設備の設置及び維持管理の指導に関すること。 (5)消防設備士に関すること。 (6)防火講習に関すること。 (7)建築物の防火相談及び指導並びに関係機関との連絡協議に関すること。	(8)危険物の保安取締りに関すること。 (9)少量危険物、指定可燃物の保安取締りに関すること。 (10)液化石油ガスその他の高圧ガス、火薬類、劇毒物等の防火指導に関すること。 (11)危険物取扱者に関すること。 (12)危険物に関する相談及び指導並びに関係機関との連絡協議に関すること。 (13)防火に関する団体等の育成及び指導に関すること。

課別	消 防 署 分 掌 事 務	
消防署	(1)企画、調査、統計及び報告に関すること。 (2)文書の保管に関すること。 (3)関係機関との連絡調整に関すること。 (4)消防署印等の公印の保管に関すること。 (5)消防車両の整備及び維持管理に関すること。 (6)消防機械器具の整備及び維持管理に関すること。 (7)備品及び物品の保管に関すること。 (8)消防警備業務の実施に関すること。 (9)自衛消防訓練の指導に関すること。 (10)消防水利施設の維持管理に関すること。	(11)一定規模の防火対象物の査察及び指導に関すること。 (12)火災の原因及び損害の調査並びに爆発事故その他の災害の原因及び損害の調査に関すること。 (13)救急業務の実施に関すること。 (14)救助業務の実施に関すること。 (15)応急手当の普及啓発に関すること。 (16)自主防災活動の指導に関すること。 (17)警防訓練等の実施に関すること。 (18)非常災害時の大隊本部の設置に関すること。

・非常時体制における任務分担（警備本部）

警備本部長 消防長

責任者	担当者	任務分担
消防総務課長 (消防総務課主幹)	消防総務課主幹 消防総務課員	警備本部庶務に関する事 食料・飲料水等の調達に関する事 関係機関等との連絡調整に関する事 災害情報の総括に関する事 危機管理室との調整に関する事 消防団との連絡調整に関する事
警防課長	警防課主幹 警防課員	災害情報の収集、記録及び連絡調整に関する事 災害資機材等の調達に関する事 参集状況の把握に関する事 現場指揮の活動支援に関する事 警備本部との連絡調整に関する事 報道機関との連絡調整及び情報提供に関する事 広報活動に関する事
	警防課参事 警防課員	職員の招集命令の伝達に関する事 消防部隊の管制及び運用に関する事 通信施設の保全及び整備に関する事 医療機関の受け入れ状況の把握に関する事
予防課長	予防課主幹 予防課員	災害情報の収集、記録及び整理に関する事 記録写真に関する事 大隊本部との連絡調整に関する事 重要対象物及び危険物施設に関する事 応急措置及び対策に関する事 参集状況の把握に関する事 広報活動に関する事

・非常時体制における任務分担（大隊本部）

大隊本部長 署長

担当部隊	担当班	任務分担
大隊本部隊	警備第1課、警備第2課、警備第3課 消防担当 消防救急担当	大隊本部の庶務に関する事 災害防ぎょ活動に関する事 災害の発見及び状況の連絡に関する事 現場活動の記録及び連絡に関する事 災害現場状況の記録写真に関する事
	警備第1課、警備第2課、警備第3課 救急担当 救助担当	人命救助に関する事 避難誘導に関する事 特命による支援活動に関する事
	警備第1課、警備第2課、警備第3課 救急担当 救助担当 消防救急担当	救急活動に関する事 応急救護所の設置に関する事 傷病者の収容状況の把握に関する事

資料7-4 施行令規制防火対象物数

(平成19年度)

防火対象物			件数
1	イ	映画館の類	2
	ロ	集会場の類	70
2	イ	ナイトクラブの類	
	ロ	遊技場の類	13
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等	
3	イ	待合・料理店の類	
	ロ	飲食店	44
4		店舗・マーケットの類	88
5	イ	旅館・ホテル	7
	ロ	寮・下宿・共同住宅	549
6	イ	病院・診療所	38
	ロ	老人福祉施設の類	44
	ハ	幼稚園の類	22
7		各種学校の類	73
8		図書館の類	
9	イ	特殊浴場	
	ロ	公衆浴場	1
10		車両の停車場	4
11		神社・寺院の類	28
12	イ	工場・作業場	268
	ロ	スタジオの類	
13	イ	車庫・駐車場	43
	ロ	航空機の格納庫	
14		倉庫	152
15		前各号に該当しない事業場	153
16	イ	複合用途防火対象物(特定)	161
	ロ	" (その他)	54
16の2、16の3		地下街等	
17		重要文化財等の建造物	48
18		50m以上のアーケード	2
19		市町村長の指定する山林	
20		総務省令で定める舟車	
合計			1864

この表は、管内に存する消防法施行令別表第1に定められた防火対象物のうち、消防用設備等の設置について規制される数を表したものである。

特殊浴場(公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの)

資料7-5 地区別危険物製造所等現有状況（設置許可数）

製造所等別 地区別	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	小計
あかしあ台一丁目														0
あかしあ台二丁目														0
旭ヶ丘														0
天野町		4		2						3		1		10
天見														0
石仏														0
石見川														0
市町									1					1
岩瀬														0
上田町												1		1
上原町		2					1		1			2		6
上原西町		3	3						1			1		8
太井														0
大矢船北町														0
大矢船中町														0
大矢船西町														0
大矢船南町														0
小塩町				1								1		2
小山田町		3												3
加賀田		1	1						2			1		5
神ガ丘		1												1
唐久谷														0
河合寺				2								1		3
菊水町				1	1									2
北青葉台												1		1
南青葉台														0
北貴望ヶ丘														0
南貴望ヶ丘														0
喜多町				1					1					2
木戸一丁目									1					1
木戸二丁目				1										1
木戸三丁目														0
木戸町														0
木戸西町一丁目		1	1	4					1			1		8
木戸西町二丁目				4	1									5
木戸西町三丁目		1												1
木戸東町				1										1
清見台一丁目														0
清見台二丁目														0
清見台三丁目														0
清見台四丁目														0
清見台五丁目														0
桐ヶ丘														0
楠ヶ丘														0
楠町西		1												1
楠町東		1		1					1			3		6
寿町							1		1					2
小深				1										1
栄町		1	2											3
汐の宮町				1										1
清水														0
下里町										1				1
自由ヶ丘														0
昭栄町									1					1

製造所等別 地区別	製造所	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	給油取扱所	自家給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所	移送取扱所	小計
末広町														0
荘園町														0
大師町														0
滝畑														0
高向		1		3			1		1			4		10
千代田台町														0
千代田南町		1										1		2
寺元														0
中片添町														0
西片添町		1												1
東片添町														0
長野町									1					1
流谷														0
南花台一丁目												1		1
南花台二丁目														0
南花台三丁目									1					1
南花台四丁目														0
南花台五丁目														0
南花台六丁目														0
南花台七丁目														0
南花台八丁目														0
錦町		1								1				2
西代町					1									1
西之山町					1					1				2
日東町														0
野作町														0
鳩原														0
原町														0
原町一丁目														0
原町二丁目														0
原町三丁目		2			1					1		1		5
原町四丁目		3			1			1				1		6
原町五丁目														0
原町六丁目														0
日野					2							2		4
古野町		1												1
本多町					1				1			1		3
本町														0
松ヶ丘中町		2												2
松ヶ丘西町		1												1
松ヶ丘東町										1				1
美加の台一丁目						1								1
美加の台二丁目														0
美加の台三丁目														0
美加の台四丁目														0
美加の台五丁目														0
美加の台六丁目														0
美加の台七丁目														0
三日市町		1	1				1		1					4
緑ヶ丘北町														0
緑ヶ丘中町														0
緑ヶ丘南町														0
南ヶ丘														0
向野町														0
合計	0	33	6	9	26	0	4	1	16	8	0	24	0	127

資料7-6 消防力の現状（平成20年4月1日）

1 主力機械

消防本部	ポンプ車	3台		
	タンク車	3台		
	梯子車	2台		
	救助工作車	1台		
	救急車	4台		
	指揮電源車	1台		
	隊員輸送車	1台		
	指揮車	2台		
	査察車	1台		
	予防車	1台		
	多目的搬送車	2台		
	搬送車	2台		
	その他	2台		
	可搬ポンプ	1台	予備	1台
消防団	ポンプ車	12台		
	積載車	4台		
	指令車	1台		
	可搬ポンプ	16台		

2 通信施設の状況

施設名	容量	実装	摘要	
消防緊急情報システム	119番受け付け回線	17	8	
	携帯119回線	4	4	
	指令回線	12	4	
	録音装置	3	3	署・各出張所
	短縮ダイヤル	500	500	病院・関係機関
	無線統制台	8波実装		
	病院表示盤	一式	各病院	
	車両表示盤	一式	各車両	
	情報表示盤	一式		
	地図検索装置	一式		
	指令電話機	一式		
気象観測装置	一式11種目観測			
計測震度計	分岐表示盤1台(観測部は、市役所敷地内に設置)			
災害情報案内	10回線			
救急医療情報システム	一式			
無線局	基地局	1		
	陸上移動局	54		
防災行政無線	同報系遠隔装置	一式(A型)		
	移動系遠隔装置	一式		

3 消防水利状況

消火栓

口径別 (mm)公私別	75	100	125	150	200	250
公設	236	875	2	469	241	67
私設	40	33	0	14	7	0
合計	276	908	2	483	248	67

口径別 (mm)公私別	300	350	400	450	500	600	合計
公設	83	8	14	2	13	1	2011
私設	0	0	0	0	0	0	94
合計	83	8	14	2	13	1	2105

防火水槽

水量別 公私別	20ℓ未満	20ℓ以上 40ℓ未満	40ℓ以上 60ℓ未満	60ℓ以上 80ℓ未満	80ℓ以上 100ℓ未満	100ℓ以上	合計
公設	3	14	239	3	0	7	266
内耐震性防火水槽	2	10	229	1	0	4	246
私設	3	18	101	11	2	10	145
内耐震性防火水槽	1	0	59	3	2	1	66
合計	6	32	340	14	2	17	411
内耐震性防火水槽	3	10	288	4	2	5	312

プール

公設	私設	合計
26	8	34

自然水利

河川	池	合計
13	18	31

4 火災・救助用資機材

< 消防署 >

消防ホース現有数

口径別 所属	本署	北出張所	南出張所	合計
100mm	57			57
75mm	4			4
65mm	172	105	104	381
50mm	28	15	14	57
40mm	105	70	87	262
65mm水幕ホース	10			10

特殊機械器具の保有状況

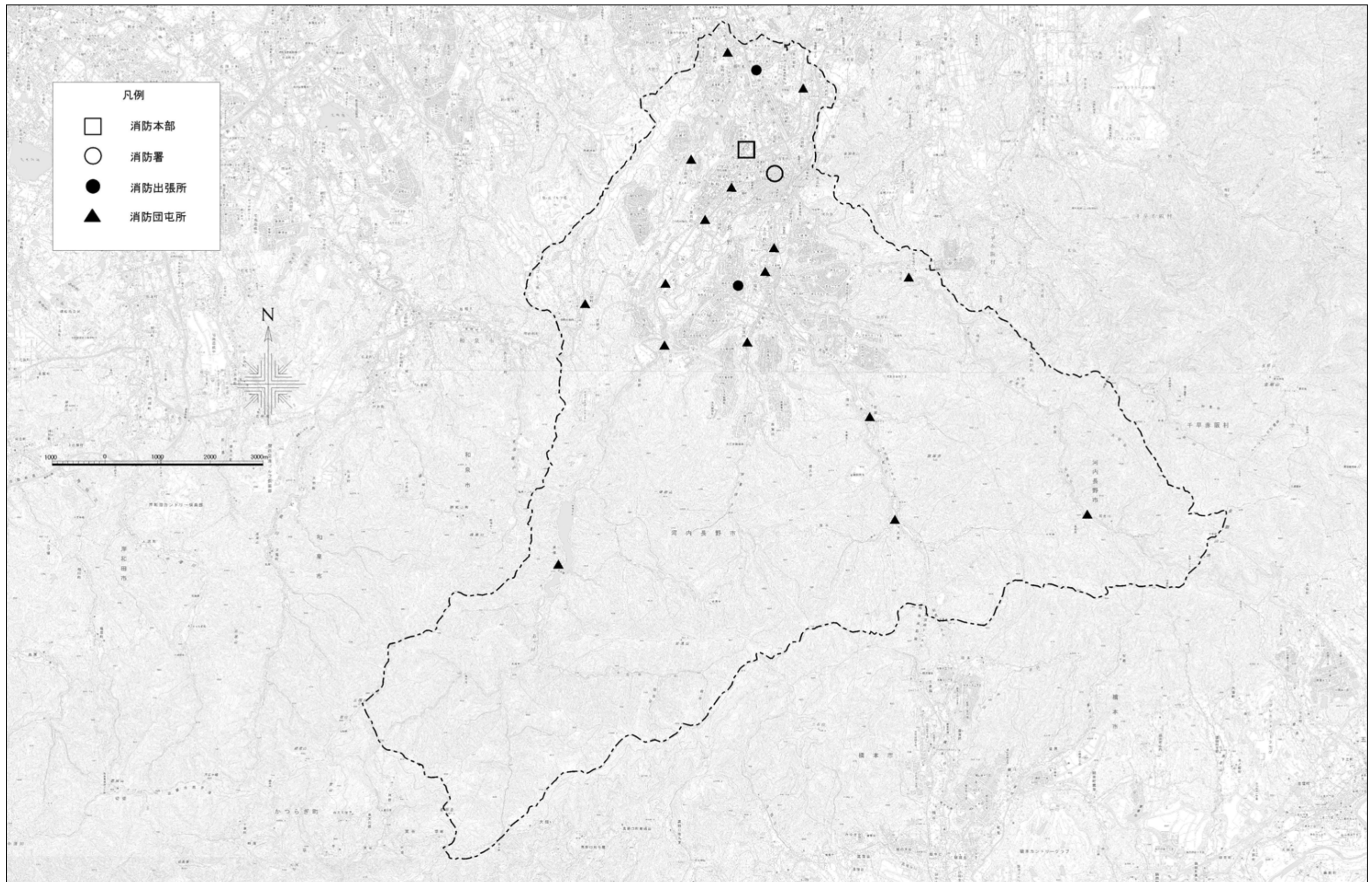
用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
消火用	遠距離送水システム	1	1		
	プロジェクトガン	13	7	3	3
	高発泡器	5	2	2	1
	高圧噴霧放水銃	1			1
	可搬式送水装置	2	2		
	可搬式散水装置	75	65	3	7
	山林火災用伐採資機材セット	30	22	4	4
	組立式水槽	15	15		
切断・破壊用	大型油圧カッター	1			1
	酸素溶断器(O2)	1			1
	エンジンカッター	5	1	2	2
	チェーンソー	4			4
	エアソー	1			1
	エンジン式削岩機	1			1
	ハンマードリル	1			1
	鉄線カッター	21	15	2	4
	ペダルカッター	1			1
	エアーツール	1			1
	万能斧	42	23	8	11
	携帯用コンクリート破壊器具	6	2	1	3
	ドアオープナー	1			1
計測用	有毒ガス測定器	1			1
	検電器	3	2		1
	炭化測定器	2	1		1
	消火栓圧力計	3	1	1	1
	張力計	1		1	
一般救助用	放射線測定器	1			1
	空気式救助マット	1			1
	救命索発射銃	3			3
	サバイバースリング	1			1
	緩降器	1			1
	縛帯	5			5
	安全帯	14	10		4
	バスケット型担架	3	1		2
	東消式平担架	1			1
	携帯警報器	30	10	6	14
	感電傷者救助用フック	1			1
	金属製ワイヤー梯子	1			1
マンホール救助器具	1			1	

用途別	品名	合計	消防署		
			本署	北出張所	南出張所
重量物排除用	大型油圧スプレッダー	2			2
	プランジャーラム	1			1
	マルチツール	1			1
	油圧式救助器具	1			1
	マット型空気ジャッキ	1			1
	可搬ウインチ	3			3
	ナイロンスリング	4			4
	マルチスリング	4			4
	シャックル	13			13
	身体保護用	空気呼吸器	38	18	6
空気ボンベ(予備)		57	33	6	18
酸素循環式呼吸器		7	7		
酸素ボンベ(予備)		5	5		
簡易呼吸器		2			2
防毒マスク		13	3	3	7
耐熱服		2	2		
防毒衣		2	2		
化学防護服		4	4		
耐電手袋		9	4	1	4
耐電衣		6	4		2
耐電スボン		6	4		2
耐電長靴		6	4		2
送排風機		1			1
水難救助用	救助用ボート	1	1		
	救命胴衣	17	10	3	4
	救命浮輪	6	3	1	2
災害用	エアータント	2	2		
検索用	熱画像カメラ	1			1
	簡易画像探索機	1			1

< 消防団 >

分団名 (地区名)		車両名	可搬 の有無	ホース		チェーンソー	スコップ
				65mm	40mm		
第1分団	野作	ポンプ車	有	23本	15本	1機	8本
	上原	ポンプ車	有	21本	10本	1機	8本
第2分団	天野	ポンプ車	有	35本	7本	2機	14本
第3分団	千代田	ポンプ車	有	23本	8本		9本
	松ヶ丘	搬送車	有	21本	2本	1機	6本
第4分団	高向	ポンプ車	有	36本	12本	2機	10本
	日野	搬送車	有				
第5分団	北三日市	ポンプ車	有	46本	10本	2機	16本
	南三日市	ポンプ車	有				
第6分団	加賀田	ポンプ車	有	43本	15本	2機	10本
第7分団	天見	ポンプ車	有	42本	23本	2機	11本
	岩瀬	搬送車	有				
第8分団	川上	ポンプ車	有	43本	15本	2機	16本
	石見川	搬送車	有				
第9分団	滝畑	ポンプ車	有	31本	13本	2機	7本
第10分団	小山田	搬送車	有	30本	10本	3機	8本
		合計		394本	140本	20機	123本

資料7-7 消防機関拠点位置図



資料7-8 消防の非常警備体制と非常招集

	1号	2号	3号
消防署	署長 (非番課) 本署所属職員	(非番課) 北・南出張所 所属職員	(週休課) 本署、北・南出張所 所属職員
割合	4分の1	2分の1	全員
本部	消防長 理事 室長 各課長 警防課職員	消防総務課職員(課長以外) 予防課職員(課長以外)	
消防団	2～4分団	4～6分団	全分団

資料7-9 非常災害時の資機材保管場所

(平成20年4月1日現在)

品名	本署	北所	南所		原高架下	合計	備考
				貸出用			
ジェットシューター	14	3	7			24	50(山林ユニット)
山林伐採セット	5	4	4			13	17(山林ユニット)
可搬ポンプ	1	1				2	1(山林ユニット)
可搬ポンプ(婦防)	1	1				2	
担架類	5	4	1	1	9	20	
救命ブイ	5					5	
毛布類	30	10	5	5	29	79	
ブルーシート	190	10	11		20	231	
オレンジシート		2	2		4	8	
サルベージシート		1				1	
発電機 E2000			1			1	
発電機 E800			1			1	
発電機 E - 1200		1				1	
発電機 E - 400		1				1	
スコップ(平)	3		3			6	
片ツルハシ	2					2	
トンガ			3			3	
クワ	2	2	2			6	
のこぎり		5		5	10	20	
バール		5		5	10	20	
大ハンマー		2		2	5	9	
ボルトカッター		5		5	10	20	
トップマントピ		5		5	10	20	
救急箱		1		1	4	6	
スコップ(剣先)	11	5	5	5	10	36	
ツルハシ	6	5	3	5	10	29	
かけや	1	2		2	5	10	
チェーンソー			3			3	
リュックサック(黄)			8			8	
リュックサック(青)			4			4	
ポートパワー			1			1	
メガホン					4	4	
簡易水のう					20	20	
集団災害用救急機材					2	2	50人分×2
飲料ポット					2	2	
水槽 10トン					4	4	
水槽 5トン					6	6	
水槽 2トン					2	2	
水槽 0.5トン					1	1	4(山林ユニット)
水槽 0.3トン	2					2	
スーパーホーム					27	27	
防火衣					2	2	
オイルフェンス					1	1	

資料7-10 消防相互応援協定締結状況

名称	締結機関	締結内容	締結年月日
富田林市・河内長野市消防相互応援協定	富田林市 河内長野市	火災 その他の災害	S40.10.8
大阪府中ブロック消防相互応援協定	富田林市・松原市・柏原市・羽曳野市・藤井寺市・大阪狭山市・河南町・太子町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合・河内長野市	火災 その他の災害	S45.2.24 (H17.2.1)
大阪市・河内長野市航空消防応援協定	大阪市 河内長野市	火災防ぎよ 消防訓練 火災予防 広報・調査 救急・救助	S45.10.1
河内長野市・和泉市消防相互応援協定	和泉市 河内長野市	火災 その他の災害	S45.12.1
阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定	大阪府側：八尾市・柏原市・羽曳野市・東大阪市・富田林市・太子町・河南町・千早赤阪村・柏原羽曳野藤井寺消防組合・河内長野市 奈良県側：五條市・御所市・香芝市・葛城市・平群町・三郷町・王寺町・西和消防組合・中和広域消防組合・香芝広陵消防組合	林野火災	S46.1.30 (H16.10.1)
河内長野市・堺市消防相互応援協定	堺市 河内長野市	火災 水災 その他の災害	S47.3.11 (H20.10.1)
阪和林野火災消防相互応援協定	大阪府側：岸和田市・貝塚市・泉佐野市・和泉市・泉南市・阪南市・岬町・阪南岬消防組合・河内長野市 和歌山県側：和歌山市・橋本市・紀の川市・岩出市・かつらぎ町・那賀消防組合・伊都消防組合	林野火災	S47.4.1 (H18.4.1)
大阪府下広域消防相互応援協定	大阪府下市町村（消防の一部事務組合にあっては、当該組合を含む。）	火災 その他の災害	S63.9.1 (H19.7.1)

大規模な火災・その他の災害に対処するため、本市と隣接する市町村と消防相互応援協定を締結し、万全を期している。

資料8-1 避難場所一覧

1. 一次避難地

校区	名称	位置	面積(m ²)
長野中学校区	野作第1公園	昭栄町地内	9,934
東中学校区	清見台第1公園	清見台2丁目地内	26,912
美加の台中学校区	美加の台第1公園	美加の台2丁目地内	13,798
	美加の台第2公園	美加の台7丁目地内	16,141

なお、このほかに、小・中学校のグラウンドも一次避難地としての利用が可能である。

2. 広域避難場所

名称	位置	電話番号	屋外面積 (m ²)	収容可能面積 (m ²)	収容可能人数 (人)
寺ヶ池公園	小山田町674-5	56-2111	122,200	約30,000	約30,000

収容可能人数は、1 m²/人として算出した。

3. 避難路（広域避難場所への避難路）

- ・野作赤峰下里線（幅員16m）
- ・原町狭山線（幅員12m）
- ・貴望ヶ丘病院住宅線（幅員12m）
- ・貴望ヶ丘小山田線（幅員12m）

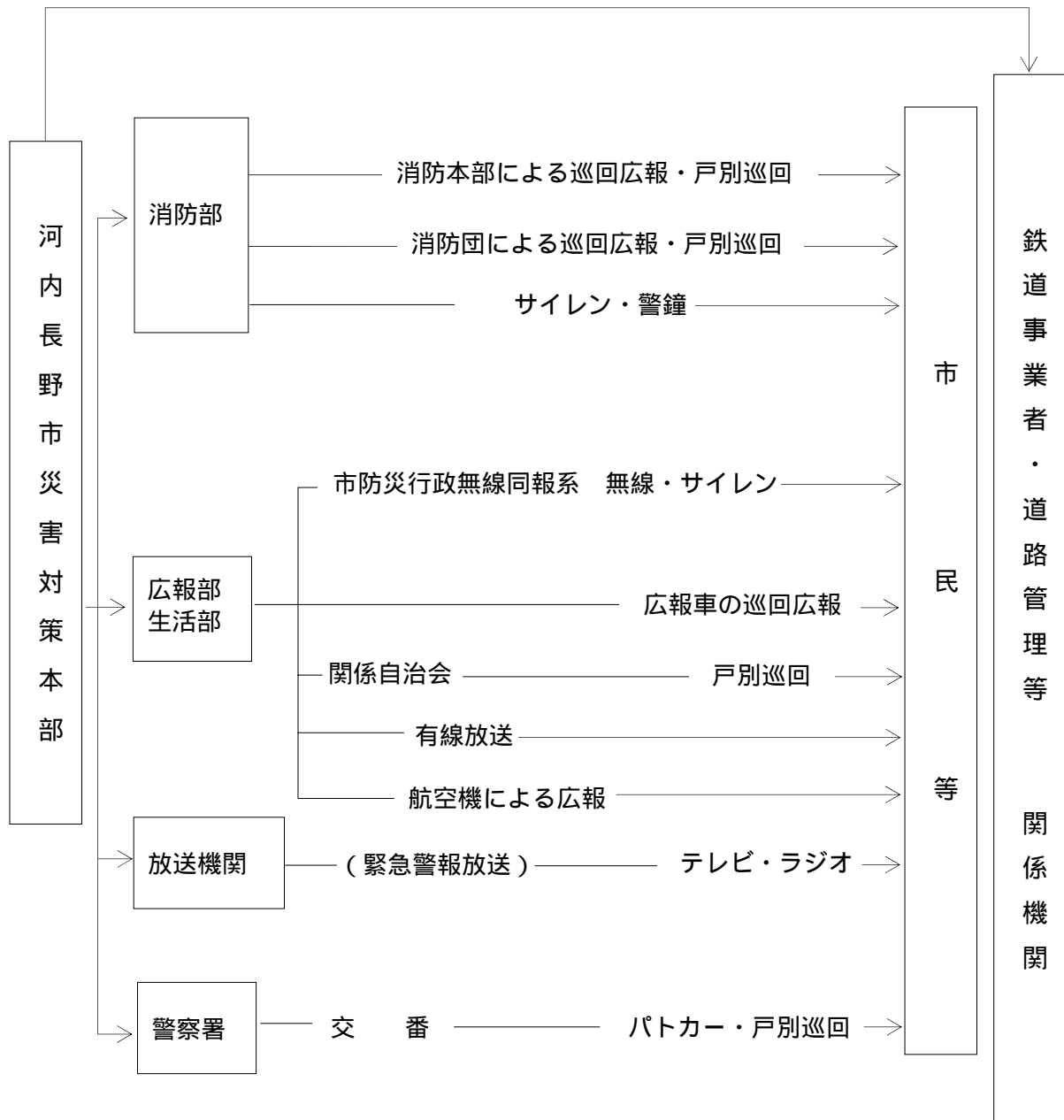
4. 避難所

校区	避難所名	所在地	電話番号	対象地区	収容可能面積㎡	収容可能人数	屋外面積㎡
長野中学校区	長野中学校	本多町3-1	53-2266	長野	1,918	1,162	7,542
	長野小学校	西代町14-1	52-6044	長野	2,606	1,579	8,106
	小山田小学校	小山田町590-1	53-2527	小山田	1,898	1,150	8,463
	あやたホール	小山田町1824-4	54-0773	小山田	484	290	-
	保健センター	菊水町2-13	55-0301	長野	162	98	-
	ノバティホール	長野町5-1-303	56-2360	長野	543	329	-
	ラプリーホール	西代町12-46	56-6100	長野	870	527	-
東中学校区	キックス	昭栄町7-1	54-0001	長野	1,868	1,132	-
	東中学校	日東町26-1	62-2430	三日市	1,936	1,173	10,409
	三日市小学校	上田町380	62-2429	三日市	1,932	1,171	5,170
	川上小学校	清見台4-18-1	62-5353	川上	1,984	1,202	12,894
	天見小学校	天見2370-1	68-8004	天見	925	561	3,670
	三日市幼稚園	上田町200-1	62-2929	三日市	230	139	2,649
	川上公民館	寺元501	65-1612	川上	187	113	-
	天見公民館	岩瀬1244	63-4074	天見	194	117	-
	総合体育館	大師町25-1	65-0121	三日市	2,118	1,284	-
	福祉センター	大師町26-1	65-0123	三日市	442	268	-
	くすのかホール	清見台4-18-2	62-7799	川上	365	221	-
フォレスト三日市	三日市町32-1	62-1313	三日市	430	261	-	
千代田中学校区	千代田中学校	市町1367-1	54-6000	千代田	2,205	1,336	11,758
	千代田小学校	木戸町649	53-1371	千代田	2,264	1,372	7,032
	楠小学校	楠町東1011	53-8371	楠	2,322	1,407	14,616
	汐の宮保育所	汐の宮町8-39	52-3437	千代田	306	185	900
	千代田公民館	木戸西町1-2-9	55-1125	千代田	553	335	-
西中学校区	西中学校	下里町257-3	52-2702	天野	1,511	916	14,051
	天野小学校	下里町365	52-2528	天野	1,449	878	9,420
	高向小学校	高向86	52-2129	高向	1,195	724	6,023
	高向公民館	高向515-3	54-4548	高向	199	121	-
	天野公民館	天野町1520-5	55-6191	天野	195	118	-
	青少年活動センター	滝畑483-3	63-0201	高向	645	391	150
	みのでホール	日野980	50-1203	高向	500	303	-
加中賀学田校区	加賀田中学校	石仏570	68-8778	加賀田	1,571	952	15,192
	加賀田小学校	加賀田568-1	62-2916	加賀田	1,579	957	10,919
	石仏小学校	石仏662	68-8766	石仏	1,291	782	10,684
	加賀田公民館	加賀田617-4	62-2116	加賀田	196	119	-
南中花学台校区	南花台中学校	南花台6-6-1	62-2777	南花台西	1,861	1,128	9,253
	南花台西小学校	南花台4-24-1	63-0044	南花台西	1,795	1,088	4,069
	南花台東小学校	南花台2-11-1	63-2511	南花台東	1,924	1,166	8,897
	南花台公民館	南花台8-4-1	63-1131	南花台東	177	107	-
美中加学の校台区	美加の台中学校	美加の台7-2-1	63-7878	美加の台	1,782	1,080	16,457
	美加の台小学校	美加の台3-25-1	62-2468	美加の台	2,206	1,337	9,988
	計			*	45,655	27,662	

・収容可能人数は、収容可能面積の1.65㎡/人として算出した。

*対象地区は、小学校区を指す。

資料8-2 避難の勧告・指示の伝達系統



資料9-1 市内各河川の状況

水系名	河川名	市内流路延長	流域面積
石 川	河 合 寺 川	1,760m	1.58km ²
"	横 谷 川	3,880	4.49
"	千 本 川	930	1.12
"	千 石 谷 川	9,400	6.17
天 見 川	天 見 川	5,490	4.96
"	岩 瀬 川	3,810	2.85
"	島 の 谷 川	3,100	4.44
"	流 谷 川	2,350	3.37
石 見 川	石 見 川	9,520	13.28
"	鬼 住 川	4,300	3.22
加 賀 田 川	加 賀 田 川	6,590	7.94
"	矢 伏 川	3,000	1.50
"	小 井 関 川	4,410	1.62
"	唐 久 谷 川	2,100	1.31
西 除 川	西 除 川	2,650	2.33
"	下 里 川	1,050	1.27
計 5 水 系	16河川	64,340m	61.45km ²

一級河川

水系名	河川名	市内流路延長	区間
石 川	石 川	16,400m	富田林市境～出合橋
"	天 見 川	7,350	石川合流点～大豊橋
"	石 見 川	4,340	石川合流点～南大門橋
"	加 賀 田 川	1,700	石川合流点～尾花橋
西 除 川	西 除 川	3,390	大阪狭山市境～上条橋
計 2 水 系	5 河川	36,180m	—————

資料9-2 水防ため池一覧

平成20年度 大阪府水防計画

番号	ため池名	関係事務所	所在地	要水防堤長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (fm^3)	水防値	備考
5-23	寺ヶ池	南河内農と緑の総合事務所	木戸町	145	14.6	11.3	662	A	
5-24	滝畑ダム	"	滝畑	121	62.0	52.3	9,340	A	
5-25	灰原池	"	市町	300	2.9	2.3	27	B	
5-26	原大池	"	原町	249	3.8	1.2	18	B	
5-27	まさんだ池	"	小山田町	103	6.8	1.0	27	B	
5-28	ひょうたん池	"	向野町	200	5.8	1.3	30	B	
5-29	天野新池	"	天野町	56	10.8	0.6	26	B	
	庄代池	"	上田町	38				C	
	尾の谷池	"	日野	45				C	
	下里新池	"	下里町	42				C	
	加賀田新池	"	加賀田	60				C	
	トンボ池	"	天野町	75				C	
	梅ヶ谷池	"	"	45				C	
	池谷下池	"	上原町	75				C	
	猿又池	"	上田町	55				C	
	喜多町今池	"	喜多町	63				C	
	日野新池	"	日野	56				C	
	総持院池	"	高向	140				C	
	下里今池	"	下里町	58				C	
	丹保池	"	高向	410				C	
	呑谷下池	"	小山田町	40				C	

A：特に重要な水防ため池

B：重要な水防ため池

C：要水防ため池

資料9-3 滝畑ダムの概要

滝畑ダムの概要

河川名	ダム名	所在地	常時満水位 m	サーチャージ水位 m	洪水調節容量 千m ³	計画流入量 m ³ /s	計画放流量 m ³ /s	管理者
石川	滝畑ダム	河内長野市滝畑	262.4	269.8	3,405	190	55	大阪府 (環境農林水産部)

滝畑ダム計画諸元

ダム	河川名	大和川水系石川		貯水池	湛水面積	52.3ha
	位置	河内長野市滝畑地先			湛水延長	約2.4km
	流域面積	22.9km ²			満水位標高	E L 269.80 m
	防災面積	542 ha			設計堆砂位	E L 245.0 m
	かんがい面積	399.5 ha			ダム天端標高	E L 274.0 m
	地質	半花崗岩			総貯水容量	9,340,000m ³
	形式	曲線重力式コンクリートダム			有効貯水容量	8,018,000m ³
	堤高	62.0m			洪水調節容量	3,405,000m ³
	堤頂長	120.5m			利水容量	4,613,000m ³
	堤頂幅	4.0m			死水容量	1,322,000m ³
ム	敷幅	56.0m		買収	水没戸数	79戸
	法勾配	上流側;直、下流側;1:0.8			田	10.9ha
	堤体積	約84,500m ³			畑	9.5ha
道	付替府道	約4,010m 有効幅員 8.0m		補償	宅地	5.3ha
	進入道路	約4,220m 有効幅員 8.0m			山林	19.6ha
	管理道路	約2,680m 有効幅員 4.0m~5.5m			その他	6.2ha
	湖面橋	橋長160m 有効幅員 6.5m			漁業権	1件
水道	計画1日最大取水量	43,750m ³ /日				
	日平均給水量	35,000m ³ /日				

資料9-4 土砂災害用語の定義

1. 土石流危険渓流

「土石流危険渓流」とは、渓流の勾配が15度以上で土石流発生の危険性があり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある渓流をいう。また、人家や公共施設がない場合でも、一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場所に流入する渓流も含む。

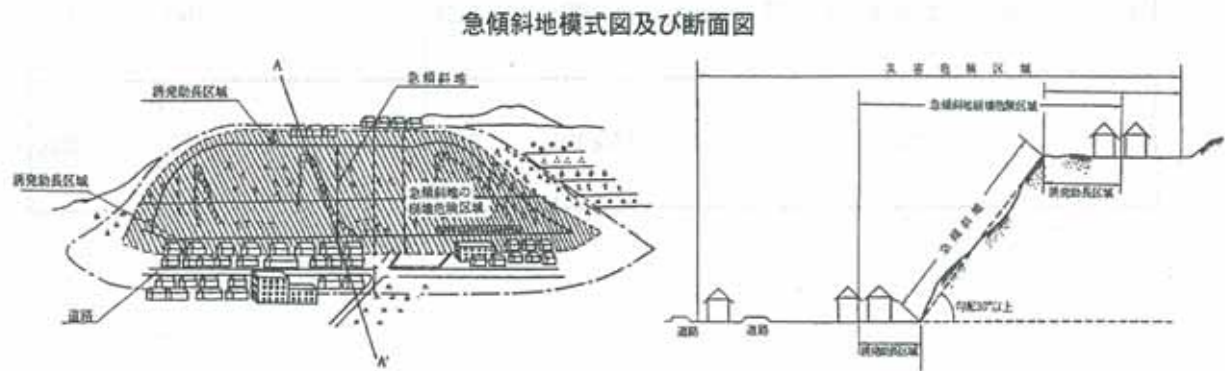
2. 地すべり危険箇所 等

「地すべり危険箇所」とは、空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家や公共施設に被害を生じるおそれのある箇所をいう。

また、現に地すべりの兆候が見られる箇所や、地すべり防止の対策施設の設置とともに一定の開発行為等を制限する必要があるものを主務大臣（国土交通、農水）が指定した区域を「地すべり防止区域」という。

3. 急傾斜地崩壊危険箇所 等

「急傾斜地崩壊危険箇所」とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により被害を生じるおそれのある箇所をいう。また、5戸以上の人家または5戸未満であっても公共施設等に被害が生じるおそれのある土地の区域で、知事が指定した区域を「急傾斜地崩壊危険区域」という。



(注1) 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊危険の急傾斜地で崩壊により相当数の居住者又は他の者に被害が生じる急傾斜地及び隣接する土地で、崩壊を助長又は誘発する区域。

4. 宅地造成工事規制区域

「宅地造成工事規制区域」とは、宅地造成に伴うがけくずれ又は土砂の流出を生じるおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域で、知事が指定するものをいう。

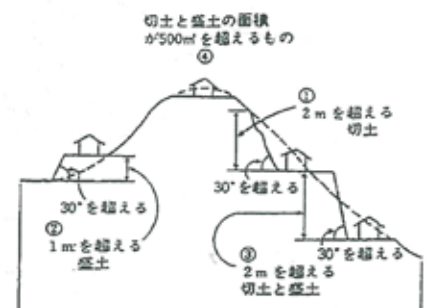
宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため又は宅地において行う土地の形質の変更で、次に該当するものをいう。

高さ2mを越えるがけ（地表面が水平面に対して30度を越える土地）を生じる切土

高さ1mを越えるがけを生じる盛土

切土と盛土によるがけが2mを越えるもの

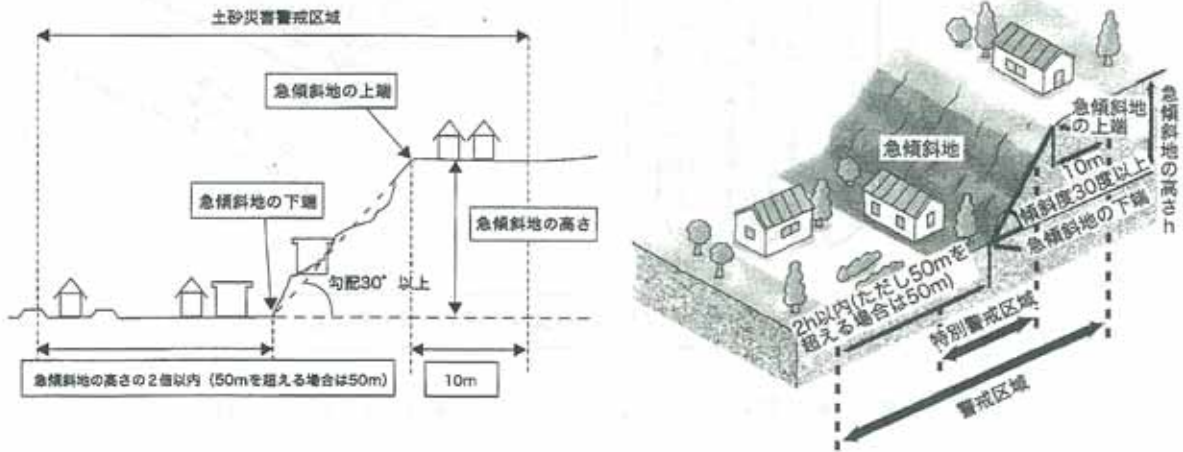
切土と盛土をする土地の面積が500㎡を越えるもの



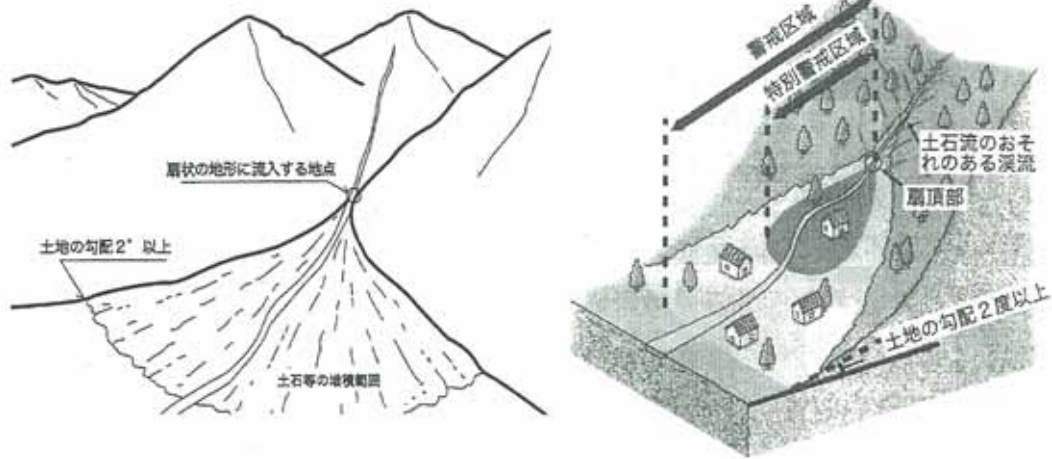
5. 土砂災害警戒区域 等

「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害により危害のおそれのある土地の範囲で「土砂災害特別警戒区域」とは、土砂災害により著しい危害のおそれのある土地の範囲で、土砂災害から国民の生命と身体を保護するため、土砂災害防止法 に基づき、知事が政令で定められる基準に該当するものを指定した区域をいう。なお、土砂災害防止法で対象とする「土砂災害」とは急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの3現象をいう。

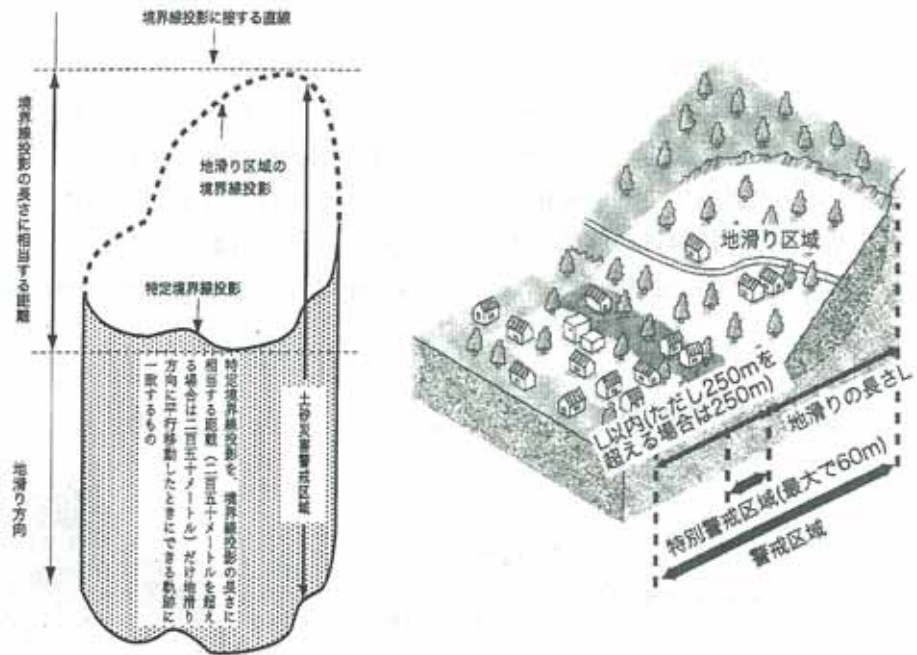
正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」



急傾斜地の崩壊に係る土砂災害警戒区域等の模式図



土石流に係る土砂災害警戒区域等の模式図



地すべりに係る土砂災害警戒区域等の模式図

出典：土砂災害防止法令の解説（監修：国土交通省河川局水政課・砂防部砂防計画課）

資料9-5 山地災害用語の定義

1 山腹崩壊危険地区

崩壊が発生しまたは崩壊の危険がある山腹及びそれに隣接する地区であって、当該山腹の脚部から、当該山腹の直高の5倍に相当する距離の範囲内に人家1戸以上または公共施設(以下「直接保全対象施設」という。)がある地区

2 地すべり危険地区

(1) 地すべり等防止法の規定により、地すべり等防止区域に指定された地区

(2) 上記以外の地区で、現に下流の直接保全対象施設に損害を与え、または与える恐れがあつて、流域保全上重要であり、かつ公共の利害に密接な関係を有し、民生上放置し難い地区で法51条第1項第2号に係るもの。

法51条第1項第2号 農林水産大臣が指定、管理を行うこととなる保安林内の地すべり地域

3 崩壊土砂流出危険地区

山腹崩壊地ならびに押し出しまたは崖錐地帯の荒廃地及び荒廃危険地から多量の土砂等が溪流を流下し、損害を与える恐れのある地区であって、直接保全対象施設がこれらの場所から2km以内にある地区

押し出し 河川上をなしていない野溪または小溪流(集水面積が概ね100ha以下)の出口にある押し出しによる堆積地の箇所

崖 錐 崩落土砂が山腹斜面または山脚に堆積した箇所

資料9-6 土砂災害危険箇所等一覧

土砂災害危険箇所総括表

土石流危険渓流			地すべり 危険箇所	急傾斜地崩壊危険箇所			計
				危険箇所	危険箇所	危険箇所	
55	120	45	15	64	113	28	440

大阪府地域防災計画 関連資料（平成20年修正）

土砂災害警戒区域等総括表

土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）
81

土石流危険渓流および土砂災害警戒区域等（土石流）一覧表

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 （平成15年3月公表）			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関 する法律の規定による指定区域（現象：土石流） （平成20年1月31日現在）				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害 警戒区域	土砂災害 特別警戒区域	
-216-001	石川	末広川右第二支溪					末広
-216-002	石川	末広川支溪					末広
-216-003	石川	河合谷					河合寺
-216-004	石川	河合谷					河合寺
-216-005	石川	河合川					河合寺
-216-006	石見川	石見川右支溪					寺元
-216-007	石見川	石見川第三支溪					寺元
-216-008	石見川	石見川第四支溪					寺元
-216-009	石見川	石見川第五支溪					寺元
-216-010	石見川	第一支溪					寺元
-216-011	石見川	寺川					寺元
-216-012	石見川	石見川右支溪					鳩原
-216-013	石見川	石見川第六支溪					鳩原
-216-014	石見川	石見川第八支溪					小深
-216-015	石見川	石見川第九支溪					小深
-216-016	石見川	石見川右支溪					石見川
-216-017	石見川	第四支溪					石見川
-216-018	石見川	石見川左支溪					小深
-216-019	石見川	石見川第十二支溪					太井
-216-020	石見川	石見川第十三支溪					寺元
-216-021	石見川	石見川第二支溪					神力丘
-216-022	石川	石川支川左支溪					河合寺
-216-023	石川	河合川支流					河合寺
-216-024	天見川	下岩瀬谷					岩瀬
-216-025	天見川	下岩瀬谷					岩瀬
-216-026	天見川	天見川右支溪					天見
-216-027	天見川	旗尾谷					天見
-216-028	天見川	旗尾南谷					天見
-216-029	天見川	宮谷					天見
-216-030	天見川	茶屋出川					天見
-216-031	天見川	流谷川第三支溪					天見
-216-032	天見川	流谷川第四支溪					天見
-216-033	天見川	流谷川第二支溪					天見
-216-034	天見川	天見川第四支溪					天見
-216-035	天見川	天見川第六支溪					天見

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:土石流) (平成20年1月31日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
-216-036	天見川	天見川左支溪					天見
-216-037	天見川	地藏谷					清水
-216-038	天見川	天見川第七支溪					清水
-216-039	天見川	天見川左支溪					清水
-216-040	天見川	神納西谷					南青葉台
-216-041	加賀田川	唐久谷					唐久谷
-216-042	加賀田川	加賀田川					加賀田
-216-043	加賀田川	加賀田川支川左支溪					大矢船中町
-216-044	石川	石川右支溪					日野
-216-045	石川	向浦川					日野
-216-046	石川	石川右支溪					滝畑
-216-047	石川	東谷					滝畑
-216-048	石川	石川左支溪					滝畑
-216-049	石川	西谷					滝畑
-216-050	石川	堂村谷					滝畑
-216-051	石川	堂村北谷					滝畑
-216-052	石川	石川左支溪					滝畑
-216-053	天野川	天野川支川					天野町
-216-054	天野川	天野川					天野町
-216-055	天野川	天野川左支溪					天野町
-216-001	石川	石川支川右支溪					河合寺
-216-002	石川	石川支川右支溪					河合寺
-216-003	石見川	石見川右支溪					寺元
-216-004	石見川	石見川右支溪					鳩原
-216-005	石見川	石見川右支溪					鳩原
-216-006	石見川	石見川右支溪					鳩原
-216-007	石見川	石見川右支溪					鳩原
-216-008	石見川	石見川右支溪					太井
-216-009	石見川	石見川右支溪					太井
-216-010	石見川	石見川支川左支溪					小深
-216-011	石見川	石見川支川左支溪					小深
-216-012	石見川	石見川右支溪					小深
-216-013	石見川	石見川右支溪					小深
-216-014	石見川	石見川右支溪					石見川
-216-015	石見川	石見川右支溪					石見川
-216-016	石見川	第三支溪					石見川
-216-017	石見川	石見川右支溪					石見川
-216-018	石見川	宮の谷					石見川
-216-019	石見川	石見川右支溪					石見川
-216-020	石見川	石見川					石見川
-216-021	石見川	地獄谷					石見川
-216-022	石見川	石見川左支溪					石見川
-216-023	石見川	上小深西谷					小深
-216-024	石見川	石見川左支溪					太井
-216-025	石見川	石見川左支溪					太井
-216-026	石見川	石見川左支溪					太井
-216-027	石見川	石見川左支溪					太井
-216-028	石見川	石見川支溪					鳩原
-216-029	石見川	石見川左支溪					鳩原
-216-030	石見川	石見川左支溪					寺元
-216-031	石見川	石見川第一支溪					神ガ丘
-216-032	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
-216-033	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
-216-034	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
-216-035	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
-216-036	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘
-216-037	石見川	石見川支川右支溪					神ガ丘

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:土石流) (平成20年1月31日現在)				所在地
溪流番号	河川名	溪流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
-216-038	石見川	石見川支川左支溪					神ガ丘
-216-039	石見川	神ガ丘谷					神ガ丘
-216-040	天見川	天見川右支溪					岩瀬
-216-041	天見川	天見川右支溪					岩瀬
-216-042	天見川	天見川右支溪					岩瀬
-216-043	天見川	天見川右支溪					岩瀬
-216-044	天見川	天見川支川右支溪					岩瀬
-216-045	天見川	オノ神谷左支溪					岩瀬
-216-046	天見川	オノ神谷左支溪					岩瀬
-216-047	天見川	天見川右支溪					岩瀬
-216-048	天見川	天見川第一支溪					天見
-216-049	天見川	天見川右支溪					天見
-216-050	天見川	天見川右支溪					天見
-216-051	天見川	桑見谷					天見
-216-052	天見川	島の谷右支溪					天見
-216-053	天見川	島の谷右支溪					天見
-216-054	天見川	島の谷右支溪					天見
-216-055	天見川	島の谷第四支溪					天見
-216-056	天見川	島の谷第三支溪					天見
-216-057	天見川	島の谷右支溪					天見
-216-058	天見川	島の谷第四支溪					天見
-216-059	天見川	天見川支川左支溪					天見
-216-060	天見川	天見川支川左支溪					天見
-216-061	天見川	島の谷左支溪					天見
-216-062	天見川	天見川支川左支溪					天見
-216-063	天見川	天見川支川左支溪					天見
-216-064	天見川	天見川支川左支溪					天見
-216-065	天見川	天見川支川左支溪					天見
-216-066	天見川	天見川右支溪					天見
-216-067	天見川	天見川右支溪					天見
-216-068	天見川	天見川支溪					天見
-216-069	天見川	大蛇谷					天見
-216-070	天見川	天見川第二支溪					天見
-216-071	天見川	天見川第三支溪					天見
-216-072	天見川	天見川左支溪					天見
-216-073	天見川	天見川左支溪					天見
-216-074	天見川	天見川左支溪					天見
-216-075	天見川	天見川支川右支溪					天見
-216-076	天見川	流谷川第一支溪					天見
-216-077	天見川	流谷川右支溪					流谷
-216-078	天見川	流谷川右支溪					流谷
-216-079	天見川	流谷川					流谷
-216-080	天見川	流谷川左支溪					流谷
-216-081	天見川	天見川支川左支溪					天見
-216-082	天見川	天見川第五支溪					天見
-216-083	天見川	天見川左支溪					天見
-216-084	天見川	小手谷					天見
-216-085	天見川	天見川左支溪					天見
-216-086	天見川	天見川左支溪					天見
-216-087	天見川	地藏谷左支溪					清水
-216-088	天見川	天見川左支溪					清水
-216-089	天見川	天見川第八支溪					石仏
-216-090	天見川	神納東谷					清水
-216-091	加賀田川	加賀田川支川左支溪					唐久谷
-216-092	加賀田川	加賀田川支川左支溪					唐久谷
-216-093	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田
-216-094	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:土石流) (平成20年1月31日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
-216-095	加賀田川	第三支溪					加賀田
-216-096	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田
-216-097	加賀田川	加賀田川右支溪					加賀田
-216-098	加賀田川	第一支川					加賀田
-216-099	加賀田川	唐久谷支溪					加賀田
-216-100	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
-216-101	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
-216-102	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
-216-103	加賀田川	加賀田川左支溪					加賀田
-216-104	石川	石川右支溪					日野
-216-105	石川	石川右支溪					日野
-216-106	石川	石川右支溪					日野
-216-107	石川	石川右支溪					日野
-216-108	石川	石川右支溪					日野
-216-109	石川	大向谷					滝畑
-216-110	石川	横谷川右支溪					滝畑
-216-111	石川	横谷					滝畑
-216-112	石川	横谷川左支溪					滝畑
-216-113	石川	横谷川左支溪					滝畑
-216-114	石川	横谷川左支溪					滝畑
-216-115	石川	滝畑ダム右支溪					滝畑
-216-116	石川	滝畑ダム左支溪					滝畑
-216-117	石川	石川左支溪					滝畑
-216-118	石川	石川左支溪					滝畑
-216-119	石川	石川左支溪					滝畑
-216-120	天野川	天野川左支溪					滝畑
-216-001	石見川	石見川右支溪					鳩原
-216-002	石見川	石見川右支溪					太井
-216-003	石見川	石見川右支溪					小深
-216-004	石見川	石見川支川右支溪					小深
-216-005	石見川	石見川支川右支溪					小深
-216-006	石見川	石見川支川右支溪					小深
-216-007	石見川	大住谷					小深
-216-008	石見川	石見川右支溪					小深
-216-009	石見川	石見川右支溪					石見川
-216-010	石見川	石見川左支溪					石見川
-216-011	石見川	石見川左支溪					小深
-216-012	石見川	石見川左支溪					小深
-216-013	石見川	石見川左支溪					小深
-216-014	石見川	石見川左支溪					小深
-216-015	石見川	石見川左支溪					小深
-216-016	天見川	天見川支川右支溪					岩瀬
-216-017	天見川	天見川支川右支溪					岩瀬
-216-018	天見川	オノ神谷右支溪					岩瀬
-216-019	天見川	オノ神谷					岩瀬
-216-020	天見川	天見川支川左支溪					岩瀬
-216-021	天見川	天見川支川左支溪					岩瀬
-216-022	天見川	天見川右支溪					天見
-216-023	天見川	天見川右支溪					天見
-216-024	天見川	天見川右支溪					天見
-216-025	天見川	島の谷右支溪					天見
-216-026	天見川	島の谷					天見
-216-027	天見川	島の谷左支溪					天見
-216-028	天見川	島の谷左支溪					天見
-216-029	天見川	島の谷左支溪					天見
-216-030	天見川	流谷川右支溪					天見
-216-031	天見川	流谷川右支溪					天見

土石流危険渓流点検に基づく土石流危険渓流 (平成15年3月公表)			土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:土石流) (平成20年1月31日現在)				所在地
渓流番号	河川名	渓流名	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
-216-032	天見川	流谷川左支溪					流谷
-216-033	加賀田川	中山谷					加賀田
-216-034	加賀田川	タカツカ谷					高向
-216-035	石川	石川右支溪					日野
-216-036	石川	石川右支溪					日野
-216-037	石川	森谷					滝畑
-216-038	石川	石川右支溪					滝畑
-216-039	石川	石川					滝畑
-216-040	石川	石川支川右支溪					滝畑
-216-041	石川	石川支川					滝畑
-216-042	石川	石川左支溪					滝畑
-216-043	石川	石川左支溪					滝畑
-216-044	石川	石川左支溪					滝畑
-216-045	天見川	流谷川第六支溪					日野

地すべり危険箇所、地すべり防止区域および土砂災害警戒区域等(地すべり)一覧表

地すべり危険箇所点検に基づく地すべり危険箇所 (平成15年3月公表)		地すべり等防止法 の規定による指定 区域 (平成20年1月31 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:地すべり) (平成20年1月31日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
89	日野	末広川右第二支溪					日野
90	小塩町						小塩町
91	石仏						美加の台1丁目
92	神ヶ丘						神ヶ丘
93	寺元						河内寺
94	鳩原						寺元
95	滝尻						滝畑
96	加賀田						日野
97	中山						加賀田
98	中の組						加賀田
99	上の組						加賀田
100	石見川						石見川
101	東ノ村						滝畑
102	滝畑						滝畑
138	上久保						小塩町

急傾斜地崩壊危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域および土砂災害警戒区域等(急傾斜地の崩壊)一覧表

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊に よる災害の防止に 関する法律の規定 による指定区域 (平成20年3月25 日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:急傾斜地の崩壊) (平成20年3月25日現在)				所在地
危険箇所 番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
11216327	松ヶ丘西(2)						松ヶ丘西町
11216328	市町(1)						市町
11216329	市町(2)						市町
11216330	谷(1)	谷(1)					小山田町谷
11216331	谷(2)	谷(2)					小山田町谷
11216332	小山田町(2)						小山田町
11216333	西ノ山(1)						上原町西ノ山
11216334	西ノ山(2)						上原町西ノ山

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:急傾斜地の崩壊) (平成20年3月25日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
11216335	末広(1)	末広(1)					末広町
11216336	末広(2)						末広町
11216337	河合寺(1)						河合寺
11216338	河合寺(2)	河合寺(2)					河合寺
11216339	喜多						喜多町
11216340	大師(2)						大師町
11216341	水落						上原町水落
11216342	下里	下里					下里町
11216343	門前(1)						天野町
11216344	門前(2)						天野町
11216345	門前(3)						天野町
11216346	門前(4)						天野町
11216347	高瀬						天野町
11216348	旭ヶ丘						旭ヶ丘
11216349	西峯						西峯
11216350	三日市町						三日市町
11216351	東片添(1)						東片添町
11216352	東片添(2)						東片添町
11216353	葛野						葛野
11216354	寺元(1)	寺元					寺元
11216355	寺元(2)	寺元					寺元
11216356	寺元(3)						寺元
11216358	東部(1)	東部(1)					加賀田
11216359	東部(2)	東部(2)					加賀田
11216360	大矢船						大矢船北町
11216361	加賀田						大矢船中町
11216362	向浦						日野
11216363	滝畑(1)						滝畑
11216364	滝畑(2)						滝畑
11216365	西の村(1)						滝畑
11216366	西の村(2)						滝畑
11216367	清水(1)						清水
11216368	清水(2)						清水
11216369	清水(3)						清水
11216370	岩瀬						岩瀬
11216371	唐久谷						唐久谷
11216372	天見(1)						天見
11216373	天見(2)						天見
11216374	出合(1)	出合(1)					天見
11216375	出合(2)						天見
11216376	出合(3)						天見
11216377	流谷(1)						流谷
11216378	流谷(2)						流谷
11216379	島の谷上	島の谷上					天見
11216380	小深(1)						小深
11216381	小深(2)						小深
11216382	小深(3)						小深
11216383	石見川(1)	石見川(1)					石見川
11216384	石見川(2)						石見川
11216658	喜多町(1)						喜多町
11216659	喜多町(2)						喜多町
11216660	寿町						寿町
11216661	天野町						天野町
11216822	市町(3)						市町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:急傾斜地の崩壊) (平成20年3月25日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
11216823	小塩町(1)						小塩町
12216049	河合寺						河合寺
21216675	木戸東町(1)						木戸東町
21216676	荘園町(1)						荘園町
21216677	小山田(3)						小山田町
21216678	小山田(4)						小山田町
21216679	小山田(5)						小山田町
21216680	小山田(6)						小山田町
21216681	小山田(7)						小山田町
21216682	河合寺(3)						未広町
21216683	河合寺(4)						河合寺
21216684	河合寺(5)						河合寺
21216685	西之山町(1)						西之山町
21216686	昭栄町(1)						西之山町
21216687	錦町(1)						錦町
21216688	上原町(1)						上原西町
21216689	寺元(4)						寺元
21216690	寺元(6)						寺元
21216691	神ガ丘(1)						神ガ丘
21216692	神ガ丘(2)						神ガ丘
21216693	神ガ丘(3)						神ガ丘
21216694	神ガ丘(4)						神ガ丘
21216695	神ガ丘(5)						神ガ丘
21216696	神ガ丘(6)						神ガ丘
21216697	神ガ丘(7)						神ガ丘
21216698	加賀田(2)						加賀田
21216699	加賀田(3)						加賀田
21216700	加賀田(4)						加賀田
21216701	加賀田(5)						加賀田
21216702	加賀田(6)						加賀田
21216703	加賀田(7)						加賀田
21216704	加賀田(8)						加賀田
21216705	加賀田(9)						加賀田
21216706	加賀田(10)						加賀田
21216707	加賀田(11)						加賀田
21216708	加賀田(12)						加賀田
21216709	加賀田(13)						加賀田
21216710	加賀田(14)						加賀田
21216711	加賀田(15)						加賀田
21216712	加賀田(16)						加賀田
21216713	加賀田(17)						加賀田
21216714	加賀田(18)						加賀田
21216715	加賀田(19)						加賀田
21216716	喜多町(3)						喜多町
21216717	上田町(1)						上田町
21216718	上田町(2)						上田町
21216719	小塩町(2)						小塩町
21216720	高向(1)						高向
21216721	高向(2)						高向
21216722	高向(3)						高向
21216723	高向(4)						高向
21216724	高向(5)						高向
21216725	高向(7)						高向
21216726	下里(2)						下里町

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:急傾斜地の崩壊) (平成20年3月25日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
21216727	下里(3)						下里町
21216728	下里(4)						下里町
21216729	天野町(2)						天野町
21216730	天野町(3)						天野町
21216731	天野町(4)						天野町
21216732	天野町(5)						天野町
21216733	天野町(6)						天野町
21216734	天野町(7)						天野町
21216735	天野町(8)						天野町
21216736	鳩原(1)						鳩原
21216737	鳩原(2)						鳩原
21216738	鳩原(3)						鳩原
21216739	鳩原(4)						鳩原
21216740	鳩原(5)						鳩原
21216741	鳩原(6)						鳩原
21216742	鳩原(7)						鳩原
21216743	石仏(1)						石仏
21216744	日野(1)						日野
21216745	日野(2)						日野
21216746	日野(4)						日野
21216747	日野(6)						日野
21216748	小深(4)						小深
21216749	小深(5)						小深
21216750	岩瀬(2)						岩瀬
21216751	太井(1)						太井
21216752	太井(2)						太井
21216753	太井(3)						太井
21216754	清水(4)						清水
21216755	清水(5)						清水
21216756	清水(6)						清水
21216757	清水(7)						清水
21216758	清水(8)						清水
21216759	清水(9)						清水
21216760	清水(10)						清水
21216761	南青葉台(1)						南青葉台
21216762	大矢船中町						大矢船中町
21216763	大矢船南町(1)						大矢船南町
21216764	天見(6)						天見
21216765	天見(7)						天見
21216766	天見(8)						天見
21216767	天見(9)						天見
21216768	天見(10)						天見
21216769	天見(11)						天見
21216770	天見(12)						天見
21216771	唐久谷(2)						唐久谷
21216772	唐久谷(3)						唐久谷
21216773	滝畑(3)						滝畑
21216774	滝畑(4)						滝畑
21216775	滝畑(5)						滝畑
21216776	滝畑(7)						滝畑
21216777	滝畑(8)						滝畑
21216778	滝畑(9)						滝畑
21216779	滝畑(10)						滝畑
21216780	滝畑(11)						滝畑

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:急傾斜地の崩壊) (平成20年3月25日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
21216781	滝畑(12)						滝畑
21216782	滝畑(13)						滝畑
21216783	滝畑(14)						滝畑
21216784	流谷(4)						流谷
21216785	流谷(5)						流谷
21216786	流谷(3)						流谷
22216067	小山田町(8)						小山田町
31216131	木戸東町						木戸東町
31216132	市町(4)						市町
31216133	小山田町(3)						小山田町
31216134	小山田町(4)						小山田町
31216135	小山田町(5)		K21600730	小山田町(5)			小山田町
31216136	小山田町(6)		K21600720	小山田町(4)			小山田町
31216137	小山田町(7)						小山田町
31216138	寿町(1)		K21600720	小山田町(4)			小山田町
31216139	向野町						向野町
31216140	寺元(7)						寺元
31216141	天野町(9)		K21600010	天野町(9)			下里町
31216142	天野町(10)		K21600081	天野町(18)			天野町
			K21600082	天野町(19)			天野町
31216143	天野町(11)		K21600100	天野町(11)			天野町
31216144	天野町(12)		K21600140	天野町(12)			天野町
31216145	天野町(13)						天野町
31216146	日野						日野
31216147	南花台八丁目						南花台八丁目
31216148	南花台五丁目						南花台五丁目
31216149	東片添町						東片添町
31216150	北青葉台						北青葉台
31216151	美加の台二丁目						美加の台二丁目
31216152	美加の台四丁目						美加の台四丁目
31216153	清水(11)		K21600840	清水(1)			清水
31216154	天見(3)						天見
31216155	天見(4)						天見
32216004	小山田町(8)						小山田町
32216005	清水(12)						清水
32216006	加賀田(1)						加賀田
			K21600030	天野町(14)			天野町
			K21600050	天野町(15)			天野町
			K21600060	天野町(16)			天野町
			K21600070	天野町(17)			天野町
			K21600110	天野町(20)			天野町
			K21600130	天野町(21)			天野町
			K21600150	天野町(22)			天野町
			K21600160	天野町(23)			天野町
			K21600190	天野町(25)			天野町
			K21600200	天野町(26)			天野町
			K21600210	天野町(27)			天野町
			K21600230	天野町(28)			天野町
			K21600240	天野町(29)			天野町
			K21600250	天野町(30)			天野町
			K21600270	天野町(31)			天野町
			K21600310	日野(8)			日野
			K21600320	日野(9)			日野
			K21600330	日野(10)			日野

急傾斜地崩壊危険箇所点検に基づく急傾斜地崩壊危険箇所 (平成15年3月公表)		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定による指定区域 (平成20年3月25日現在)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の規定による指定区域(現象:急傾斜地の崩壊) (平成20年3月25日現在)				所在地
危険箇所番号	箇所名	区域の名称	区域番号	区域の名称	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	
			K21600340	日野(11)			日野
			K21600470	日野(23)			日野
			K21600480	日野(24)			日野
			K21600500	日野(26)			日野
			K21600520	日野(28)			日野
			K21600530	日野(29)			日野
			K21600540	日野(30)			日野
			K21600550	日野(31)			日野
			K21600600	日野(36)			日野
			K21600610	河合寺(1)			河合寺
			K21600620	河合寺(2)			河合寺
			K21600630	河合寺(3)			河合寺
			K21600640	寺元(1)			寺元
			K21600650	寺元(2)			寺元
			K21600660	寺元(3)			寺元
			K21600670	寺元(4)			寺元
			K21600680	東片添町(1)			東片添町
			K21600690	小山田町(1)			小山田町
			K21600700	小山田町(2)			小山田町
			K21600710	小山田町(3)			小山田町
			K21600740	小山田町(6)			小山田町
			K21600750	小山田町(7)			小山田町
			K21600760	小山田町(8)			小山田町
			K21600770	下里(1)			下里町
			K21600780	天野町(50)			天野町
			K21600790	岩瀬(1)			岩瀬
			K21600800	中片添町			中片添町
			K21600810	神刀丘			岩瀬
			K21600820	岩瀬(2)			岩瀬
			K21600830	石仏			石仏
			K21600850	清水(2)			清水
			K21600860	岩瀬(3)			岩瀬
			K21600870	清水(3)			清水
			K21600880	清水(4)			清水
			K21600890	清水(5)			清水
			K21600900	清水(6)			清水
			K21600920	清水(8)			清水
			K21600930	清水(9)			清水
			K21600940	清水(10)			清水
			K21600950	清水(11)			清水
			K21600960	岩瀬(4)			岩瀬
			K21600970	岩瀬(5)			岩瀬
			K21600980	岩瀬(6)			岩瀬
			K21600990	岩瀬(7)			岩瀬
			K21601000	岩瀬(8)			岩瀬
			K21601010	岩瀬(9)			岩瀬
			K21601020	岩瀬(10)			岩瀬
			K21601030	清水(12)			清水
			K21601040	清水(13)			清水
			K21601060	寺元(5)			寺元
			K21601070	寺元(6)			寺元
			K21601080	寺元(7)			寺元
			K21601090	鳩原(1)			鳩原
			K21601100	鳩原(2)			鳩原
			K21601110	鳩原(3)			鳩原

急傾斜地崩壊危険区域

平成20年12月31日現在

番号	区域名	所在地	指定年月日等
11	谷	小山田町	S.53.3.31(第508号)
21	下里	下里町	S.56.3.6(第275号)
39	東部	加賀田	S.61.2.10(第217号)
85	出合(1)	天見	H.6.3.30(第585号)
86	河合寺(2)	河合寺	H.6.3.30(第586号)
113	石見川(1)	石見川	H.11.5.14(第905号)
134	寺元	寺元	H.15.8.19(第1435号)
153	末広(1)	末広町	H.19.1.19(第106号)
156	島の谷	天見	H.19.7.5(第1199号)
160	西の村(1)	滝畑	H.20.12.24(第2251号)

災害危険区域一覧表

平成20年12月31日現在

番号	区域名	所在地	種別	指定年月日	告示番号	指定の方法
11	谷	小山田町	1種	S53.3.31	508	急傾11
21	下里	下里町	1種	S56.3.6	275	急傾21
49	東部	加賀田	1種	S61.2.10	217	急傾39
94	出合(1)	天見	1種	H6.3.30	585	急傾85
95	河合寺(2)	河合寺	1種	H6.3.30	586	急傾86
121	石見川(1)	石見川	1種	H11.5.14	905	急傾113
142	寺元	寺元	1種	H15.8.19	1435	急傾134
161	末広(1)	末広町	1種	H.19.1.19	106	急傾153
164	島の谷	天見	1種	H.19.7.5	1199	急傾156
168	西の村(1)	滝畑	1種	H.20.12.24	2251	急傾160

山地災害危険地区総括表

(平成20年4月1日現在)

単位：箇所

山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	計
99	0	102	201

山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
19 -	1	河合寺(1)	19 -	46	流谷(4)
19 -	2	河合寺(2)	19 -	47	天見(5)
19 -	3	河合寺(3)	19 -	48	天見(6)
19 -	4	河合寺(4)	19 -	49	天見(7)
19 -	5	神が丘(1)	19 -	50	天野(4)
19 -	6	寺元(1)	19 -	51	天見(8)
19 -	7	寺元(2)	19 -	52	天見(9)
19 -	8	寺元(3)	19 -	53	天見(10)
19 -	9	神が丘(2)	19 -	54	天見(11)
19 -	10	神が丘(3)	19 -	55	天見(12)
19 -	11	寺元(4)	19 -	56	滝畑(4)
19 -	12	寺元(5)	19 -	57	小深(1)
19 -	13	神が丘(4)	19 -	58	小深(2)
19 -	14	神が丘(5)	19 -	59	小深(3)
19 -	15	鳩原(1)	19 -	60	小深(4)
19 -	16	鳩原(2)	19 -	61	小深(5)
19 -	17	鳩原(3)	19 -	62	石見川(1)
19 -	18	鳩原(4)	19 -	63	石見川(2)
19 -	19	鳩原(5)	19 -	64	石見川(3)
19 -	20	天野(1)	19 -	65	小深(6)
19 -	21	天野(2)	19 -	66	天見(13)
19 -	22	天野(3)	19 -	67	加賀田(4)
19 -	23	石仏(1)	19 -	68	日野(2)
19 -	24	岩瀬(1)	19 -	69	日野(3)
19 -	25	滝畑(1)	19 -	70	寺元(6)
19 -	26	日野(1)	19 -	71	鳩原(6)
19 -	27	石仏(2)	19 -	72	天野(5)
19 -	28	太井(1)	19 -	73	太井(5)
19 -	29	太井(2)	19 -	74	滝畑(5)
19 -	30	太井(3)	19 -	75	石見川(4)
19 -	31	太井(4)	19 -	76	石見川(5)
19 -	32	滝畑(2)	19 -	77	石見川(6)
19 -	33	滝畑(3)	19 -	78	岩瀬(2)
19 -	34	加賀田(1)	19 -	79	天見(14)
19 -	35	加賀田(2)	19 -	80	天見(15)
19 -	36	加賀田(3)	19 -	81	流谷(5)
19 -	37	清水	19 -	82	流谷(6)
19 -	38	天見(1)	19 -	83	加賀田(5)
19 -	39	天見(2)	19 -	84	加賀田(6)
19 -	40	天見(3)	19 -	85	滝畑(6)
19 -	41	天見(4)	19 -	86	日野(4)
19 -	42	流谷(1)	19 -	87	日野(5)
19 -	43	流谷(2)	19 -	88	日野(6)
19 -	44	流谷、天見	19 -	89	滝畑(7)
19 -	45	流谷(3)	19 -	90	滝畑(8)

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
19 -	91	滝畑(9)	19 -	96	滝畑(14)
19 -	92	滝畑(10)	19 -	97	滝畑(15)
19 -	93	滝畑(11)	19 -	98	河合寺
19 -	94	滝畑(12)	19 -	99	寺元(7)
19 -	95	滝畑(13)			

崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
19 -	1	神ヶ丘(1)	19 -	39	滝畑(31)
19 -	2	神ヶ丘(2)	19 -	40	滝畑(32)
19 -	3	神ヶ丘(3)	19 -	41	滝畑(33)
19 -	4	鳩原、大井	19 -	42	滝畑(34)
19 -	5	日野(1)	19 -	43	滝畑(35)
19 -	6	清水	19 -	44	滝畑(36)
19 -	7	日野(2)	19 -	45	滝畑(37)
19 -	8	日野(3)	19 -	46	滝畑(38)
19 -	9	滝畑(1)	19 -	47	滝畑(39)
19 -	10	滝畑(2)	19 -	48	滝畑(40)
19 -	11	滝畑(3)	19 -	49	滝畑(41)
19 -	12	滝畑(4)	19 -	50	滝畑(42)
19 -	13	滝畑(5)	19 -	51	滝畑(43)
19 -	14	滝畑(6)	19 -	52	加賀田(1)
19 -	15	滝畑(7)	19 -	53	加賀田(2)
19 -	16	滝畑(8)	19 -	54	加賀田(3)
19 -	17	滝畑(9)	19 -	55	加賀田(4)
19 -	18	滝畑(10)	19 -	56	加賀田(5)
19 -	19	滝畑(11)	19 -	57	加賀田(6)
19 -	20	滝畑(12)	19 -	58	加賀田(7)
19 -	21	滝畑(13)	19 -	59	加賀田(8)
19 -	22	滝畑(14)	19 -	60	加賀田(9)
19 -	23	滝畑(15)	19 -	61	加賀田(10)
19 -	24	滝畑(16)	19 -	62	加賀田(11)
19 -	25	滝畑(17)	19 -	63	唐久谷(1)
19 -	26	滝畑(18)	19 -	64	唐久谷(2)
19 -	27	滝畑(19)	19 -	65	唐久谷(3)
19 -	28	滝畑(20)	19 -	66	唐久谷(4)
19 -	29	滝畑(21)	19 -	67	唐久谷(5)
19 -	30	滝畑(22)	19 -	68	唐久谷(6)
19 -	31	滝畑(23)	19 -	69	清水(1)
19 -	32	滝畑(24)	19 -	70	清水(2)
19 -	33	滝畑(25)	19 -	71	天見(1)
19 -	34	滝畑(26)	19 -	72	天見(2)
19 -	35	滝畑(27)	19 -	73	天見(3)
19 -	36	滝畑(28)	19 -	74	天見(4)
19 -	37	滝畑(29)	19 -	75	流谷

危険地区番号		位置	危険地区番号		位置
市町村	地区	大字	市町村	地区	大字
19-	38	滝畑(30)	19-	76	天見(5)
19-	77	天見(6)	19-	90	小深(2)
19-	78	天見(7)	19-	91	小深(3)
19-	79	天見(8)	19-	92	小深(4)
19-	80	天見(9)	19-	93	小深(5)
19-	81	天見(10)	19-	94	石見川(1)
19-	82	天見(11)	19-	95	石見川(2)
19-	83	天見(12)	19-	96	石見川(3)
19-	84	天見(13)	19-	97	石見川(4)
19-	85	岩瀬(1)	19-	98	石見川(5)
19-	86	岩瀬(2)	19-	99	小深(6)
19-	87	岩瀬(3)	19-	100	小深(7)
19-	88	太井	19-	101	石見川(6)
19-	89	小深(1)	19-	102	石見川(7)

宅地造成工事規制区域指定状況

平成19年4月1日現在(単位:ha)

市町村 (告示) (施行)	1次指定	2次指定	3次指定	4次指定	5次指定	6次指定	7次指定	8次指定	累計
	河内長野市	S38.4.11	S39.7.9	S43.2.8	S51.3.26	S61.3.24	H5.4.19	H7.3.31	
	"	"	"	S51.4.1	S61.3.31	H5.5.10	"	H10.5.1	
		1,086	1,770		1,259			250	4,365

資料10-1 緊急給水拠点整備図

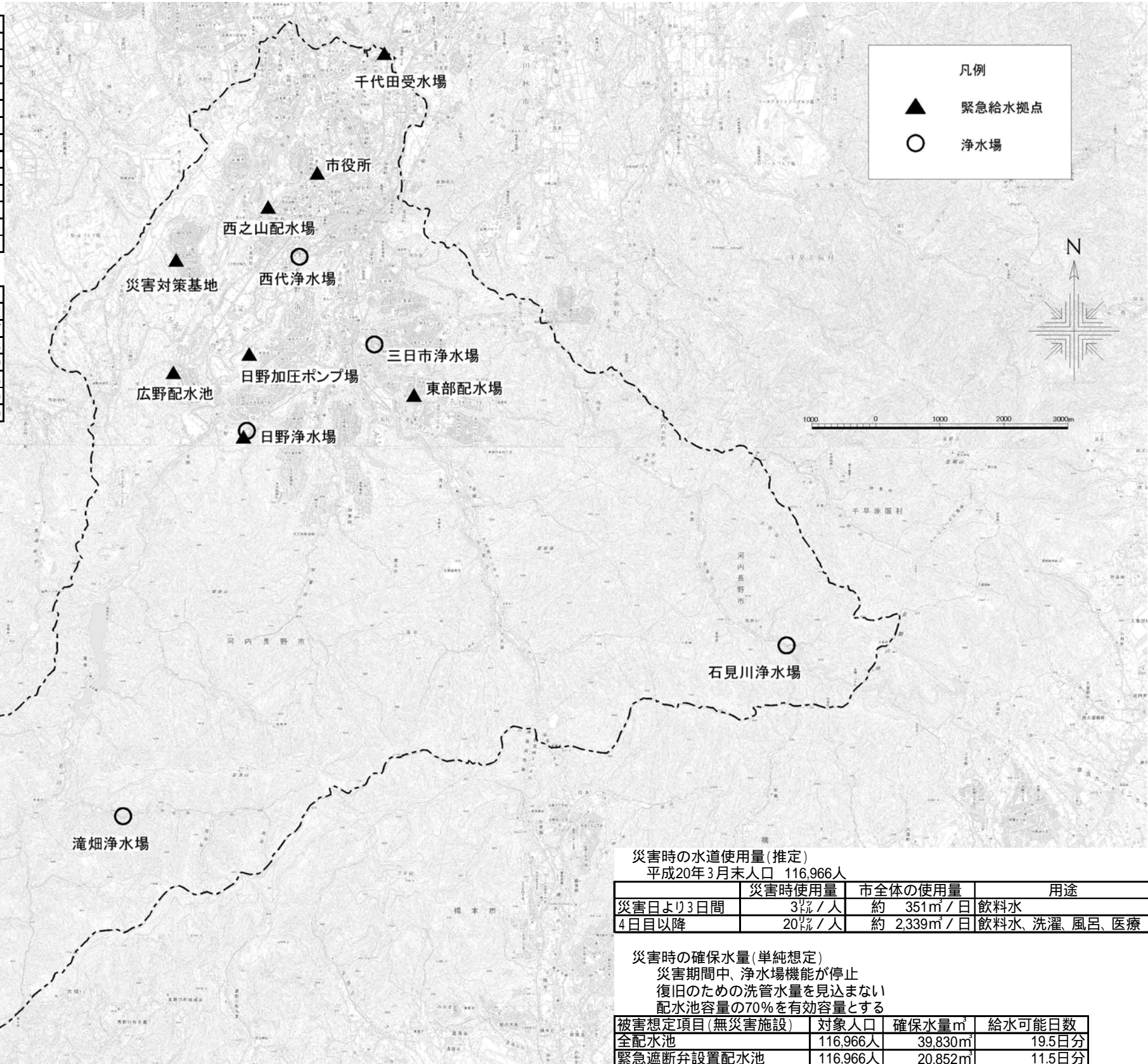
配水池 平成20年4月現在

系統	施設名	容量(m ³)
西之山系	1 西之山第1配水池	1,453
	2 西之山第2配水池	3,241
	3 西之山第3配水池	5,000
	4 西之山第4配水池	5,000
	5 西之山第4配水池	5,000
広野系	6 広野配水池	3,000
	7 広野配水池	3,000
	8 広野高区配水池	424
	9 緑ヶ丘配水池	1,290
	10 緑ヶ丘配水池	1,850
日野系	11 高瀬配水池	30
	12 あかしあ配水池	540
	13 日野配水池	5,700
	14 日野配水池	5,000
	15 南部第1配水池	570
	16 南部第2配水池	510
	17 南部第3配水池	550
	18 南部減圧水槽	73
	19 南青葉台配水池	564
	20 北青葉台配水池	719
	21 上加賀田配水池	30
	22 流谷低区配水池	23
	23 流谷高区配水池	30
浄水池	24 島の谷配水池	30
	25 天見ポンプ室	235
	26 岩瀬ポンプ室	100
	27 東部配水場	2,500
	28 東部第1配水池	1,800
	29 東部第2配水池	1,400
	30 東部第3配水池	1,800
	31 東部減圧水槽	100
	32 美加の台減圧水槽	689
	33 南花台減圧水槽	600

系統	施設名	容量(m ³)
三日市系	34 三日市第1配水池	2,080
	35 三日市第2配水池	768
	36 三日市第2配水池	644
	37 三日市第3配水池	200
	38 三日市減圧水槽	24
	40 滝畑第1減圧水槽	15
	41 滝畑第1減圧水槽	30
滝畑系	42 滝畑第2減圧水槽	30
	44 横谷配水池	40
川上系	45 石見川配水池	53
	46 小深配水池	85
	47 鳩原配水池	76
合計		56,896

緊急遮断弁設置済み

施設名	容量(m ³)	
1 西代浄水場	552	
2 三日市浄水場	397	
3 日野浄水場(1/2)	3,416	
4 千代田受水場	2,000	
5 滝畑浄水場	76	
6 石見川浄水場	69	
合計		6,510



災害時の水道使用量(推定)
平成20年3月末人口 116,966人

	災害時使用量	市全体の使用量	用途
災害日より3日間	3ℓ/人	約 351m ³ /日	飲料水
4日目以降	20ℓ/人	約 2,339m ³ /日	飲料水、洗濯、風呂、医療

災害時の確保水量(単純想定)
災害期間中、浄水場機能が停止
復旧のための洗管水量を見込まない
配水池容量の70%を有効容量とする

被害想定項目(無災害施設)	対象人口	確保水量m ³	給水可能日数
全配水池	116,966人	39,830m ³	19.5日分
緊急遮断弁設置配水池	116,966人	20,852m ³	11.5日分

資料10-2 水道災害備品備蓄状況

(平成20年4月1日現在)

資機材の整備状況(災害対策基地)

項目	内容	個数	項目	内容	個数
仕切弁キー	0.9m	12	キャップライト		2
制水弁キー		1	コードリール		1
キー廻し(プレインゲート)	1.0M	9	毛布		1
グラウンド廻し		5	寝袋		4
引上げ式スタンドパイプ		9	マホービン(大)	10ℓ	4
町野式ホース		6	夜間蛍光たすき		34
アダプター(雌・雌)	65	0	荷締器		5
バルブ廻し(二股)	1.5m	8	防水シート		1
止水栓キー		8	工具一式		1
ロープ		6	放水銃		1
スコップ		2	洗管用具(メーター部分)	13mm	9
かけや		2	洗管用具(メーター部分)	20mm	6
土のう袋(200枚入り)		2	メーター代用管	13mm	44
脚立		1	メーター代用管	20mm	45
パール		1	洗管用なべ		2
懐中電灯		17	懸垂幕「節水」		1
投光器	300W	6	横断幕「節水」		1

給水資機材の整備状況(災害対策基地)

項目	内容	個数	項目	内容	個数
高圧給水タンク車(車載型) 【市役所】	2t	1	緊急給水栓(携帯組立型) 【分散保管】	4栓式	2
給水タンク	2t	3	ポリタンク(白)	20ℓ	72
給水タンク	1.8t	3	ポリタンク(青)	20ℓ	53
給水タンク	1.2t	2	非常用飲料水袋	6ℓ	900
給水タンク(ポリ容器)	500ℓ	2	ペットボトル	500ml	6,700

資料10-3 市備蓄状況及び備蓄目標

重要物資

品名	H.21.3現在数量	備蓄目標	備考
アルファー化米	13,800食	14,000食	真空パックで湯又は水に戻して食べられるもの 5年間保存可能
乾パン	13,800食	14,000食	100g缶入り、5年間保存可能
高齢者用食	500食	280食	
粉ミルク・哺乳瓶	18缶・90本	147人分	
毛布	4,170枚	4,200枚	真空包装
おむつ	230枚	2,100枚	
生理用品	4,600個	23,205個	
簡易トイレ	600基	140基	

その他の物資

品名	H.21.3現在数量	備考
肌着	665枚	
衣類	1,100枚	Tシャツ
	130枚	トレーナー(下)
タオル	1,150本	
飲料水袋	2,400袋	6用
歯ブラシ	1,000本	
ポケットティッシュ	6,000個	
割り箸	5,000膳	
紙コップ	3,000個	
椀	2,500個	発泡スチロール製
トイレ処理セット	5,100個	

応急資機材

品名	H.21.3現在数量	備考
発電機	5台	
投光器	19台	
チェーンソー	20台	消防団に配備
万能オノ	100丁	消防団に配備
木杭	180本	7.5cm、長さ1.2m
防水シート	327枚	消防団に配備
土のう袋	16,000枚	
ブルーシート	375枚	
真砂土	3m ³	

資料10-4 大阪府災害用備蓄食糧等一覧

大阪府地域防災計画 関連資料（平成20年修正）
平成20年4月1日現在

品名	備蓄物資合計	拠点				備考
		北部拠点	中部拠点	南部拠点	府民センター等	
重要物資	アルファ化米	844,000 食	170,000 食	510,000 食	153,000 食	11,000 食
	高齢者等食	17,000 食	4,000 食	10,000 食	3,000 食	0 食
	毛布	595,000 枚	113,050 枚	341,950 枚	130,000 枚	10,000 枚
	哺乳瓶	3,900 本	960 本	1,980 本	960 本	0 本
	紙おむつ	128,000 枚	11,657 枚	69,859 枚	31,000 枚	15,484 枚
	生理用品	1,410,000 枚	339,600 枚	715,680 枚	340,320 枚	14,400 枚
簡易トイレ	1,700 基	450 基	850 基	400 基	0 基	
肌着	42,500 組	3,671 組	26,329 組	12,500 組	0 組	
タオル	35,553 枚	0 枚	25,053 枚	0 枚	10,500 枚	
ティッシュ	35,600 個	0 個	25,100 個	0 個	10,500 個	
飲料水袋	101,900 袋	0 袋	61,900 袋	40,000 袋	0 袋	
遺体袋	2,300 袋	0 袋	0 袋	2,300 袋	0 袋	
作業服	584 着	0 着	584 着	0 着	0 着	
ゴム長靴	867 足	0 足	867 足	0 足	0 足	
かにパン	2,760 袋	メーカー側ランニングストック 三立製菓(株)				
バタークッキー	1,552 袋	" 明治製菓(株)				
漬物	18 ト	" 府漬物組合				
粉ミルク	4,440 缶	" 森永乳業・ビーンスタークスノー				320g入り
	6,672 箱	" 明治乳業				108g入り

調達対応

精米 (5社)	災害救助用精米の保管及び供給等の協力に関する協定(株)大阪第一食糧・(株)ベイハン・幸南食糧(株)・幸福米穀(株)・(株)丸三・中山物産(株)	在庫報告量 510万食 (1,020トン)
災害用医療物資 確保・供給	災害用医療物資確保・供給業務を委託 災害拠点病院(大阪府立急性期・総合医療センターなど11箇所)	推定入院患者の3日分
災害用医薬品等 備蓄・供給	災害用医薬品等備蓄・供給業務を委託 (社)大阪府薬剤師会・大阪府医薬品卸協同組合	推定入院・外来患者の7日分 (上記推定入院患者の3日分を除く)
即席麺 (5社)	り災者用食糧確保を依頼(日清食品(株)・明星食品(株)・ハウス食品(株)・サンヨー食品(株)・エースコック(株))	依頼食数 305万食
乾パン(三立パン)	り災者用食糧確保を依頼(三立製菓(株))	依頼食数 9万食
バイクラッカー、ソーダクラッカー	り災者用食糧確保を依頼(明治製菓(株))	依頼食数 9万食
<p>飲料の提供協力 近畿コカ・コーラボトリング、ダイトードリンコ、アサヒ飲料、ジャパンビバレッジ：指定された物流拠点・災害対応型自動販売機の飲料無償提供</p> <p>救助用物資の供給協力 イオン西日本カンパニー、イズミヤ、イトーヨーカ堂、オークワ、関西スーパーマーケット、近商ストア、スーパーナショナル、ダイエー、大丸ビーコック、阪急ニッショーストア、平和堂、ライフコーポレーション、マイカル、イオンマルシェ、万代、コーナン商事、国分グローサースチェーン、サークルKサンクス、セブン-イレブン・ジャパン、デイリーヤマザキ、ファミリーマート、ポプラ、ローソン：保有・調達可能な救助用物資の供給協力</p>		

備蓄水(大阪府水道部製作)

大阪府備蓄水	高齢者などの災害時用援護者に対する給水活動を強化するため、アルミボトル缶詰備蓄水(490ml)100万本を備蓄	受水市町村 60万本
		府施設 40万本

災害時の給水には、非常用自家発電設備を備え未送水時でも給水可能な「あんしん給水栓(Aタイプ)」を府内45箇所に設置

水道部施設を中心に備蓄。内15万本は危機管理室所管分(中部広域防災拠点6万本、泉北府民センター7万5千本、寝屋川公園8千本、北河内府民センター5千本)

資料10-5 大阪府災害用生活必需品等備蓄一覧

府民センタービル別の備蓄状況

大阪府地域防災計画 関連資料（平成20年修正）

平成19年4月1日現在

センター名	アルファ 化米	毛 布	タ オ ル	ティ ッ シ ユ	ナ プ キ ン	紙 お む つ	備 考
三 島	食 1,000	枚 1,000	枚 1,500	個 1,500	枚 1,200	枚 860	
豊 能	1,000	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
泉 北	1,000	2,000	1,500	1,500	3,600	4,520	
泉 南	1,000	1,000	1,500	1,500	0	0	
南 河 内	1,000	1,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
中 河 内	1,000	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	
北 河 内	0	2,000	1,500	1,500	2,400	2,526	別途、寝屋川 公園にアルフ ァ化米5,000 食を備蓄
計	6,000	10,000	10,500	10,500	14,400	15,484	

資料11-1 ごみ処理施設

焼 却 場

名 称 南河内清掃施設組合第1清掃工場
所 在 地 富田林市大字甘南備2345
処理能力 300 t / 日
(平成20年4月現在)

名 称 南河内清掃施設組合第2清掃工場
所 在 地 河内長野市日野1564-3
処理能力 190 t / 日
(平成20年4月現在)

資料11-2 市内し尿処理施設

し 尿 処 理 場

名 称 河内長野市衛生処理場
所 在 地 河内長野市高向2092
処理能力 132 m³ / 日
(平成20年4月1日現在)

資料12-1 災害相互応援協定（中河内地域・南河内地域9市2町1村）

災害相互応援協定

中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

記

（広域的協定）

第1条 相互応援協定締結市町村（以下締結市町村という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

（応援要請等）

第2条 締結市町村長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市町村が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成し、活動することができる。

（人的応援）

第3条 前条第1項の応援要請は、受援側の市町村長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出勤を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町村長に対して行うものとする。

（物的応援）

第4条 災害援助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具、化学消火薬剤等を必要とする場合において、締結市町村長は、救援物資及び機械器具の種別・数、薬剤種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。

2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。

3 応援要請がない場合においても、応援側において、当該必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

（指揮）

第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 受援地の市町村長（又は災害対策本部長等）が指揮すること。

(2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

2 応援要請がなく出勤した場合は、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

（経費分担）

第6条 災害援助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

機械器具破損の修理、自動車等の燃料、職員の出勤手当及び被服等についての諸経費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

2 第1項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

（協定なき事項）

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村双方協議のうえ、決定するものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年2月1日から実施する。
- 2 災害相互応援協定書（平成7年8月28日協定）は廃止する。

上記協定締結の証として本協定書12通を作成し、締結市町村長記名押印のうえ、おのこの1通を保有する。

平成17年2月1日

八尾市長名	柏原市長名	大阪狭山市長名
富田林市長名	羽曳野市長名	太子町長名
河内長野市長名	藤井寺市長名	河南町長名
松原市長名	東大阪市長名	千早赤阪村長名

資料12-2 災害時における相互応援協定（橋本市・五條市・河内長野市）

災害時における相互応援協定

大阪府河内長野市・和歌山県橋本市・奈良県五條市（以下「協定市」という。）における災害相互応援については、他の協定に定めがあるものの他、この協定の定めるところによる。

（目的）

第1条 この協定は、協定市相互の協力体制を確立し、協定市の区域内において災害が発生し、被災市独自では十分な救援活動等の応急措置が実施できない場合、被災市が他の協定市からの応援により、応急対策活動を迅速に行うことを目的とする。

（応援）

第2条 協定市は、応援の要請があったときは可能な範囲で、相互に応援するものとする。

（応援要請）

第3条 被災市の市長又は災害対策本部長は、人員の応援を要請する場合は、災害の状況、出勤を求める人員並びに職種等を明示し、他の協定市（以下「応援市」という。）の市長に対し行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、協定市の区域内において災害が発生し、又は発生する恐れがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、同項の要請を待ついとまがないと認められる場合には、応援市は要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を被災市へ通報するものとする。

3 災害援助及び防御のため、救援物資及び機械器具、化学消火剤等（以下「救援物資等」という。）を必要とする場合においては、協定市はその供給について相互に応援の要請をすることができる。

4 前項の要請があったときは、応援市は、当該救援物資等を要請地まで搬送するものとする

5 第3項の規定にかかわらず応援市は、応援要請がない場合においても、当該救援物資等を把握のうえ、被災地まで搬送することができる。

（指揮）

第4条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

（1）被災市の市長又は災害対策本部長が指揮する。

（2）指揮は、応援隊の長に対して行う。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援市の責任において指揮することができる。

（経費の負担）

第5条 災害援助及び防御のため、応援に要した経費の負担については、次の区分によるものとする。

（1）機械器具の破損の修理、自動車等の燃料、職員の出勤手当及び被服等についての諸経費（応援が長期間にわたる場合は除く。）は、応援側の負担とする。

（2）応援要請に基づく往復途中の移動間において第三者に損害を与えた場合の補償費及び前号以外の経費負担については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(物資等の携行)

第6条 応援要請に応え、応援隊を派遣する場合には、応援隊が消費し又は使用する物資等を携行させるものとする。

(地域防災計画その他資料の交換)

第7条 この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他災害応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互の連絡調整を円滑に行うため、常に連絡担当部局を明らかにしておくものとする。

(疑義の調査)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、その都度協定市又は双方協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、協定市長記名押印のうえ各1通を保管する。

平成14年7月22日

大阪府河内長野市長名

和歌山県橋本市長名

奈良県五條市長職務代理者
五條市助役名

資料12-3 近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定の締結について (福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県)

地震等による災害が発生し、被災府県独自では十分に被災者に対する応急措置が実施できない場合に、被災府県が他府県に応援を要請する応急措置等を円滑に遂行するため、必要な事項について相互に協定する。

1 応援主管府県等の設定

大規模災害発生直後における被災府県の実態を考慮し、府県毎にあらかじめ設定した応援主管府県及び応援副主管府県が、応援実施の調整に当たる。

〔応援主管府県等の役割〕

震度6以上の地震が観測された場合等の応援要請によらない職員の緊急派遣
各府県への被災府県の状況の連絡
被災府県になりかわっての各府県への応援要請
応援計画の作成

2 応援要請手続き

被災府県独自では、適切な応急措置を執ることができないと考えられるような激甚な災害が発生した場合には、要請を待たずして応援活動を実施できるものとし、その活動については、被災府県からの要請があったものとみなす。

3 防災関係機関等との連携

大規模災害発生時には、府県のみでは十分な応援活動が実施できない場合が想定されることから、平素から防災関係機関等との連携強化に努める。

4 「自己完結型」応援活動

大規模災害発生直後における被災府県の実態を考慮し、被災府県への職員等の派遣に当たっては、食料・飲料水・テント・寝具等の物資等を応援側が用意するなど「自己完結型」応援活動を行う。

5 定期的な合同訓練の実施

協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、合同訓練を実施する。

6 その他

応援の種類、応援経費の負担、資料の交換等の基本的な事項について定める。

7 締結日及び施行期日

平成8年2月20日を締結日とし、同日から施行する。

近畿2府7県震災時等の相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法第8条の規程に基づき、福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県及び徳島県において、地震等による災害が発生し、被災府県では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、府県間の応援活動を迅速に遂行するため、必要な事項について定めるものとする。

(応援主管府県等)

第2条 応援活動を実施するため、次表のとおり府県ごとに応援主管府県及び応援副主管府県(以下「応援主管府県等」という。)を定める。

被災府県	応援主管府県	応援副主管府県
福 井 県	滋 賀 県	京 都 府
三 重 県	滋 賀 県	奈 良 県
滋 賀 県	京 都 府	三 重 県
京 都 府	大 阪 府	福 井 県
大 阪 府	兵 庫 県	奈 良 県
兵 庫 県	大 阪 府	徳 島 県
奈 良 県	大 阪 府	京 都 府
和 歌 山 県	大 阪 府	徳 島 県
徳 島 県	兵 庫 県	和 歌 山 県

2 災害が発生した場合には、被災府県は速やかに応援主管府県等に被害状況等を連絡し、連絡を受けた応援主管府県等は、被災府県の状況を他の府県に連絡するものとする。

(応援の種類)

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供
- (2) 被災者の救出・救護・防疫等災害応急活動に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 情報収集及び災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 避難者、傷病者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 前項に掲げる応援を実効あるものとするため、府県は、平素から防災関係機関等と十分な連携を図ることにより、災害発生時の迅速的確な対応に万全を期するよう努めるものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を受けようとする府県は、必要とする応援の内容について、応援主管府県等に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

2 要請を受けた応援主管府県等は、速やかに他の府県と調整の上、応援計画を作成し、被災府県に対し、応援内容を連絡するものとする。

3 第1項に定める要請をもって、応援を受けようとする府県から各府県に対して応援の要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた府県の負担とする。

- 2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた府県が、応援を受けた府県への往復の途中において生じたものについては応援した府県が賠償の責めに任ずる。
- 3 応援を受けた府県が第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた府県から要請があった場合には、応援した府県は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(緊急派遣等)

第6条 府県域において、震度6以上の地震が観測された場合又は激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災府県との連絡が取れない場合には、応援主管府県等は、速やかに当該被災府県に職員を派遣し、応援活動の実施に必要な情報収集等を行うものとする。

- 2 応援主管府県等は、情報収集の結果、特に緊急を要し第4条第1項に定める要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たずに応援を行うことができる。
- 3 前項による応援については、第4条第1項に定める要請があったものとみなす。

(物資等の携行)

第7条 府県は、被災府県の要請に応え、又は前条の規定により職員等を派遣する場合には、職員等が消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

(資料の交換)

第8条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年6月末日までに、地域防災計画その他災害応急活動に必要な参考資料を相互に交換するものとする。

ただし、参考資料の内容に重要な変更があった場合には、その都度、各府県に連絡するものとする。

(訓練)

第9条 府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年合同して災害応急活動に関する訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項は、必要の都度協議して定めるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成8年2月20日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書9通を作成し、各府県記名押印の上、各1通を保有する。

平成8年2月20日

福井県知事名	京都府知事名	奈良県知事名
三重県知事名	大阪府知事名	和歌山県知事名
滋賀県知事名	兵庫県知事名	徳島県知事名

資料12-4 災害時における物品の供給協力に関する協定書雛形（物品関係）

河内長野市（以下「甲」といいます。）と（以下「乙」といいます。）は、河内長野市内に災害が発生し、または発生の恐れがある場合（以下「災害時」といいます。）に、甲が市民の生命を守る責務を果たすために行う災害対策業務に関し、乙が社会的使命に基づいて実施する物品の供給協力について、次のとおり協定を締結します。

（協力要請）

第1条 甲は、災害時の業務遂行に必要な場合は、甲から乙に物品の供給を要請することができます。

2 前項の手續は、口頭、電話、もしくは次の事項を記載した文書で要請します。口頭又は電話で要請を行った場合は、事後速やかに、文書を提出するものとします。

- (1) 所属部課の名称と担当者名
- (2) 要請理由（災害状況等）
- (3) 必要とする物品の種類・数量等
- (4) 納入又は受け渡しの日時・場所
- (5) その他必要事項

（協力の実施）

第2条 乙は、前条の要請を受けた場合は、該当物品を優先して甲に供給します。

2 前項の供給に係る物品の対価・運搬費等は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定します。

（報告）

第3条 甲は、協定の万全な実行を図るため、乙に対し在庫物品の品名、数量等について逐次報告を求めるものとします。

（有効期間）

第4条 この協定は、平成 年 月 日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続します。

（協議）

第5条 協定に関し疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙誠意を持って協議のうえ解決に努めるものとします。

この協定の成立を証するため本書2部を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1部を保有します。

平成 年 月 日

甲 河内長野市原町一丁目1番1号

河内長野市長

乙 住所

代表者氏名

主な協定対象品目

食 料 品	ごはん類
	肉類かんづめ
	魚類かんづめ
	果実かんづめ
	清涼飲料
	即席めん
	みそ
	食塩
	砂糖
	梅ぼし
	しょう油
	粉ミルク
	生 活 必 需 品
ティッシュペーパー	
洗濯用洗剤	
乾電池（単１，単２、単３）	
紳士下着	
婦人下着	
生理用ナプキン	
紙オムツ	
脱脂綿	
タオル	
毛布	

出荷要請書、出荷確認書

出荷要請書

第 号																											
年 月 日																											
様																											
河内長野市長																											
出 荷 要 請 書																											
年 月 日付け「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に もとづき、次の物資の出荷を要請します。																											
<table border="1"><thead><tr><th>品 名</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	品 名	数 量	備 考																								
品 名	数 量	備 考																									

出荷確認書

出 荷 確 認 書																											
年 月 日付け第 号の出荷要請書により出荷したことを確認します。																											
<table border="1"><thead><tr><th>品 名</th><th>数 量</th><th>備 考</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr></tbody></table>	品 名	数 量	備 考																								
品 名	数 量	備 考																									
年 月 日																											
(企 業)																											
(河内長野市)																											

災害時における物品の供給に協力する店舗に関する覚書

河内長野市（以下「甲」といいます。）及び
（以下「乙」といいます。）が平成 年 月 日をもって締結した「災害
時における物品の供給協力に関する協定書」にもとづき、乙の物品供給に協力す
る店舗は、現在市内で営業している下記の店舗及び今後市内に出店する店舗とし
ます。

現在市内で営業している店舗

所在地

名称

_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____

甲 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市
河内長野市長

乙

(注)本覚書は、多支店店舗について河内長野市と多支店企業本社が締結
したものであります

資料12-5 「災害時における物品の供給協力に関する協定書」に関する連絡先

(平成21年1月現在)

会社名	順位	店名(部所)	電話	F A X
河内長野米友会	1	河内長野米友会 (代表者 東口米穀店)	0721-53-2020	0721-53-2419
(株)西友	1	企業コミュニケーション部	03-3598-7760	03-3598-7763
イズミヤ(株) 河内長野店	1	河内長野店	0721-64-1227	0721-63-5476
	2	総務部	06-6657-3323	06-6657-3398
(株)チェーンストアオークワ 河内長野店	1	オークワ本社	073-425-2481	073-424-5308
	2	河内長野店	0721-56-6300	0721-56-7200
(株)サンブラザ 三日市駅前店	1	三日市駅前店	0721-63-3719	0721-63-3473
(株)スーパー やまもと千代田店	1	本部(我堂店)	0723-37-1300	0723-37-1305
	2	千代田店	0721-56-3100	0721-56-3111
大阪いずみ市民 生活協同組合	1	理事会事務局	072-232-5100	072-225-2517
	2	コープ加賀田	0721-63-0250	0721-60-2012
コーナン商事(株)	1	ホームセンターコーナン	072-274-1621	072-274-1713
(株)関西スーパーマーケット 河内長野店	1	河内長野店	0721-56-2005	0721-56-2008
	2	総務チーム	072-772-0341	072-772-1713

資料12-6 災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書雛形（建設関係）

河内長野市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、市域内で大規模な自然災害（地震、風水害等の自然災害をいう。以下同じ。）が発生した場合又は自然災害がまさに発生しようとしている場合（以下「災害時等」という。）における応急の復旧作業及び被害の防止作業（以下「応急対策」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等において甲が乙に対して応急対策への協力要請をするにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において実施する応急対策に、乙の応援が必要であると認めるときは、乙に対し応急対策への協力を要請することができる。

（応急対策の実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、速やかに応急対策に必要な人員、機材及び器具を整えて出動するものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、速やかに応急対策に従事するものとする。

（費用負担）

第4条 乙がこの協定に基づき実施した応急対策に要した費用は、作業終了後、甲の基準により算出した額をもって、甲が負担するものとする。

（訓練）

第5条 乙は、この協定に基づく応急対策が円滑に行われるよう甲が実施する災害応援活動に関する訓練に参加するものとする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、甲乙誠意をもって協議するものとする。

（有効期間）

第8条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。

ただし、期間満了1箇月前までに甲乙いずれからも変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後の年度についても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

（甲）河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市
代表者 河内長野市長 印

（乙）住所
会社名
代表者

資料12-7 「災害時における緊急対策及び復旧に関する応援協定書」（建設関係）
に関する連絡先

（平成20年4月現在）

	会社名	住所	電話番号
河内長野市土木建設協同組合	(株)カワタニ	加賀田12-2	65-6124
	幸栄建設(株)	小山田町632-1	54-6066
	(株)杉岡建設	昭栄町3-55	54-1855
	大和興産(株)	原町194-6	53-1831
	(株)高山組	栄町24-55	53-3033
	中央建設(株)	西之山町21-21	54-1255
	(株)中谷組	日野452	63-9800
	(株)西端組	天野町1408	54-5639
	部谷工務店(株)	楠ヶ丘14-27	62-2848
	ホクシン道路(株)	楠町東1752-1	63-2714
	(株)道本工務店	東片添町15-6	62-3581
	(株)南丸八建設	原町5-6-12	53-1081
	大阪府電気工事組合羽曳野支部長野ブロック	森花電気商会	上田町58-1
(有)土井畑電気商会		加賀田175	65-6157
山浦電気商会		小山田町2675	52-5095
小坂電気商会		堺市草尾578-2	072-237-0180
(有)北野電気		上原町753	52-2190
徳永電気商会		西之山町11-20	53-1038
大浦デンキ		木戸西町3丁目1-5	53-1660
出村電気店		上原町964-2	54-4912
東電気商会		高向777-1	52-6109
(株)千福電気工業社		本町29-29	53-3428
須高電工		高向1606-4	54-3338
甲南電気工業(有)		本多町4-6	55-6257
河内長野ミリオン電器(株)		長野町5-1	53-2588
北山電気工事(株)		汐の宮町23-7	53-7661
(株)アサヒテクノ		木戸1-1-3	54-1880
みつもと電気工業		喜多町41-24	50-1444
(有)トモリエンジニアリング		木戸西町2丁目1-20	54-5013
(有)シバモト		古野町5-22	56-1299
日野電設		日野867	55-7676
(有)高橋電気防災		市町932-6	54-0036
山岸電気		楠ヶ丘32-3	69-0756
寺西電気設備		美加の台1-39-1-517	64-1693
吉村電気工事		千代田南町5-9	52-5998
アイシン空調(株)	市町385	54-1625	
(株)山之内建設	南花台1-1-9	63-0185	
(有)緑勢美建	小塩町431-5	64-0499	
(株)木谷工務店	三日市町137	63-2651	
南大阪建設(株)	三日市町137-2	63-3687	
(株)建匠	上原町749-2	55-6540	

資料12-8 設備支援等に関する応援協定

災害時における緊急設備支援に関する協定書

協定先 : (株)セレスポ

目的 : 大震災時に、避難所での災害対策に必要なテント設備等を速やかに確保するため(要請後24時間をめどに搬入)

内容 : パイプテント、風防幕、テーブル、折りたたみ椅子、ブルーシート等

連絡先 : 大阪市住之江区北加賀屋3-1-30大阪支店
06-6682-8711

災害時における緊急対策に関する協定

協定先 : (財)自転車センター関西サイクルスポーツセンター

目的 : 災害時における物品の貸与、施設の使用等に協力を得るため

内容 : 炊き出し用物品、自転車等

連絡先 : 河内長野市天野町1304
54-3100

資料12-9 大阪府水道震災対策相互応援協定書

大阪府水道震災対策相互応援協定書

(目的)

第1条 本協定は、大阪府域に地震が発生し水道施設に被害が生じた場合、大阪府地域防災計画に基づき、大阪府、大阪府域の市町村（大阪市を除く。）の水道事業者及び泉北水道企業団（以下「各水道事業者」という。）が相互に協力して、迅速かつ適切な応急対策を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 各水道事業者は、震災時に迅速かつ適切な応急対策を実施するための相互応援体制として、大阪府水道震災対策中央本部（以下「中央本部」という。）、大阪府水道震災対策ブロック本部（以下「ブロック本部」という。）、大阪府水道震災対策現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を組織し、相互に協力するものとする。

2 前項の相互応援体制は、別図のとおりとする。

(中央本部)

第3条 中央本部は、大阪府営水道震災対策本部会議の構成員、大阪府営水道協議会（以下「府水協」という。）会長、府水協各ブロックの代表者及び中央本部長が指名する者をもって構成する。

2 中央本部長には大阪府水道企業管理者を、中央副本部長には府水協会長及び大阪府水道部長をもって充てる。

3 中央本部長は中央本部を統括し、中央副本部長はこれを補佐する。

(ブロック本部)

第4条 ブロック本部は、府水協各ブロックの会員、大阪府水道部水道事業所（以下「事業所」という。）の所長、次長及び各課長並びにブロック本部長が指名する者をもって構成する。

2 ブロック本部長には府水協各ブロックの代表者を、ブロック副本部長には事業所長を、ブロック本部班長には事業所次長をもって充てる。

3 ブロック本部長はブロック本部を統括し、ブロック副本部長はこれを補佐する。

(現地連絡本部)

第5条 現地連絡本部は、大阪府水道部（以下「水道部」という。）及び市町村水道等の職員の中から現地連絡本部長が指名する者をもって構成する。

2 現地連絡本部長は中央本部長が指名する。

3 現地連絡本部長は現地連絡本部を統括する。

(中央本部等の設置)

第6条 中央本部及びブロック本部は、大阪府域に震度5弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、現地連絡本部は、中央本部長が必要と認めた場合に設置するものとする。

2 前項の場合のほか、震度4以下の地震その他災害の発生又は他府県への応援派遣等に当たり、中央本部は大阪府水道企業管理者が、ブロック本部及び現地連絡本部は中央本部長

が必要と認めた場合に設置するものとする。

- 3 中央本部は水道部本庁舎に、ブロック本部は事業所に、現地連絡本部は適宜必要な箇所に設置するものとする。

(応援要請)

第7条 応援の要請は、中央本部に対し、応援を受ける水道事業者（以下「被応援事業者」という。）が口頭、電話、電信その他の情報通信手段により行うものとする。

- 2 前項の場合のほか、被災地が混乱している状況にあつて、中央本部会議において応援が必要と判断した場合は、被応援事業者から応援要請があつたものとみなす。

- 3 被応援事業者は、後日速やかに中央本部に文書を送付するものとする。

(費用負担)

第8条 応援に要した費用の負担については、当事者間においてそれぞれ別途協議するものとする。

(実施要領)

第9条 本協定に基づく具体的な震災対策相互応援等の実施については、大阪府水道震災応急対策実施要領の定めるところによる。

(情報交換)

第10条 各水道事業者は、震災対策に留まらず、大規模な事故等想定されるすべての危機について相互に協力し、情報交換を行うものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、その都度、水道部及び府水協で協議するものとする。

本協定の締結を証するため本書46通を作成し、記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年3月31日

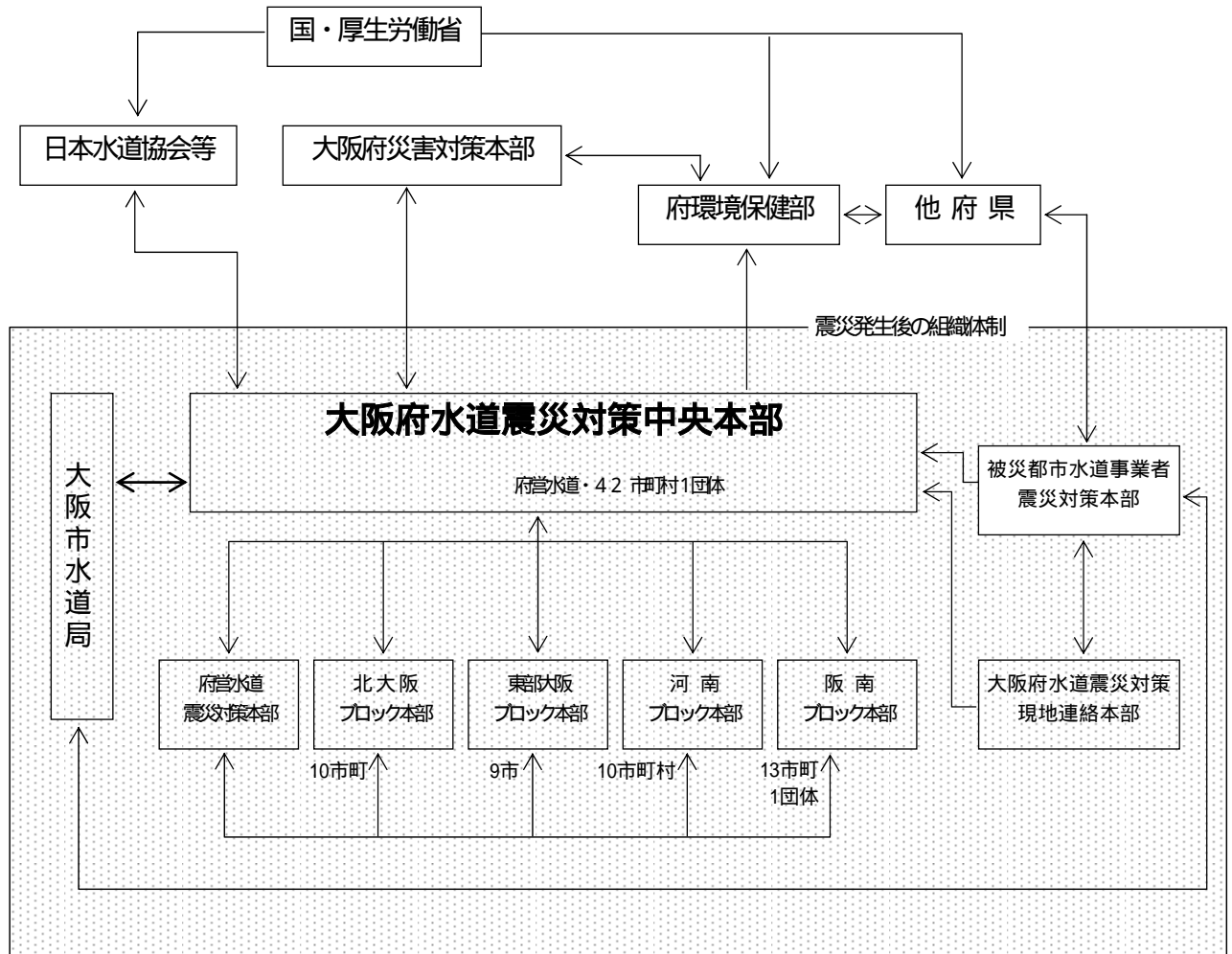


図 - 1 大阪府水道震災対策中央本部組織図

資料13-1 耐震安全性の分類

官庁施設に求められる耐震安全性（耐震安全性の分類）

施設の用途	対象施設	耐震安全性の目標		
		構造体	建築非構造部材	建築設備
災害対策の指揮、情報伝達のための施設	指定行政機関入居施設 指定地方行政ブロック機関入居施設 東京圏、名古屋圏、大阪圏及び地震防災対策強化地域にある指定地方行政機関入居施設 指定地方行政機関のうち上記以外のもの及びこれに準ずる機能を有する機関入居施設	I類	A類	甲類
	類			
被災者の救助、緊急医療活動等のための施設	病院関係機関のうち、災害時に拠点として機能すべき施設	I類	A類	甲類
	上記以外の病院関係施設	類		
避難所として位置づけられた施設	学校、研修施設等のうち、地域防災計画で、避難所として指定された施設	類	A類	乙類
危険物を貯蔵又は使用する施設	放射性物質又は病原菌を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	I類	A類	甲類
	石油類、高圧ガス、毒物等を取り扱う施設、これらに関する試験研究施設	類		
多数のものが利用する施設	学校施設、社会教育施設、社会福祉施設等	類	B類	乙類
その他	一般官庁施設（上記以外のすべての官庁施設）	類	B類	乙類

耐震安全性の目標

構造体の大地震に対する耐震安全性の目標	I類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。
	類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。
	類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。
建築非構造部材の大地震に対する耐震安全性の目標	A類	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。
建築設備の大地震に対する耐震安全性の目標	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていると共に、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できる。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られている。

出典：官庁施設の総合耐震計画基準

資料13-2 応急仮設住宅建設候補地

1. 必要面積

全壊、焼失棟数×0.3×50㎡ / 1戸 = 約 81,000 ㎡

2. 候補地

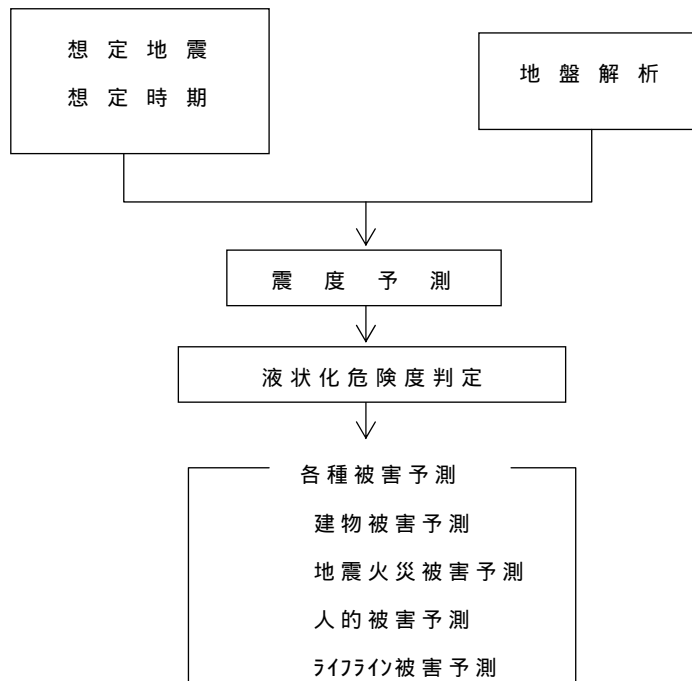
名 称	面積 (㎡)
大師総合運動場	20,900
赤峰市民広場	18,402
下里総合運動場	19,000
天野少年球技場	3,170
松ヶ丘公園	1,700
清見台第1公園	4,550
寺ヶ池公園野球場	8,000
野作第1公園	3,000
南花台第10公園	3,600
汐の宮公園	1,500
美加の台第1公園	2,100
計	85,922

資料14 地震被害想定概要

1. 市の被害想定

(1) 前提条件

ア. 被害想定フロー



イ. 想定地震

次の2つの想定地震を設定した。

想定地震1（南海トラフにおける地震）

規模はマグニチュード8.4とし、震央は東経135.62°、北緯33.03°とした。

この地震は規模が安政南海地震（1854年）と同等であり、震央が南海地震（1946年）と同じ位置である。

想定地震2（中央構造線における地震）

市南部和歌山県境とほぼ並行に位置する活断層である中央構造線による内陸直下型地震を想定した。中央構造線は、根来～城東断層（新編日本の活断層による活断層No.45,35,30,27）で総延長59.9kmが動いたときの地震を想定した。断層長により地震規模を推定するとマグニチュード7.3となる。

ウ. 想定時期

想定時期は、地震火災や人的被害等で影響が大きい「冬季の夕刻（平日）」とした。

エ. 地盤解析

地震による地盤の揺れや被害は、地盤の状況によって大きく左右されることが知られている。そこで、精度の高い地震動予測を行うため、市内で実施されたボーリング資料を基に市域を11種類の地盤類に分類し、これらの地盤種を250m×250mのメッシュで表した。

オ. 震度予測

地震波は、地表近くにくると、地表付近の地盤が軟弱であるために増幅される。この増幅される度合いは地盤の状況により異なり、一般に低地が大きく山地が小さい。防災アセスメントでは、市域を区分した地盤種毎に応答計算を行い、地表最大加速度、地表最大速度、地表最大変位を求め、気象庁の計測震度計算法（平成8年）により震度を求めた。

想定地震1では、市域の推定震度は6弱～5弱となった。これによると、市北部で震度が大きく、国道170号周辺の低地で震度6弱となっており、それを囲むように震度が小さく

なっている。山間部でも、千早口や天見等の谷底低地で震度 6 弱となっている。これら震度の大きい地域は、本市の主要な機関、産業、宅地が集中している。

想定地震 2 では、市域の推定震度は 6 強～ 5 強であり、想定地震 1 より震度が大きい。地域別には想定地震 1 と同じく市北部で震度が大きい、震度 6 強の地域はある程度限定される。

カ．液状化危険度判定

液状化とは、地震動によって地盤が液体のようになって砂が吹き出したり流動したりする現象であり、地下埋設物の被害や地盤の不等沈下が発生する。防災アセスメントでは、ボーリング調査結果から、液状化指数（P L）を算出し、液状化危険度を判定した。一般に液状化は、低地の砂層にみられるものであって、過去の地震被災例をみても、丘陵地、山地で液状化が発生したという記録はほとんど見られない。

想定地震 1 では、地震動が小さく、市域では液状化の発生度は低い。

想定地震 2 では、天見川、加賀田川、西除川沿いの低地において、液状化の危険性がある。

想定地震 1，2 のいずれにおいても、市域の山地部、丘陵部については、液状化の発生度は低いという結果となった。しかし、これらの想定であらわれていないが、丘陵地のため池周辺部において局地的に厚い砂層を有する等、比較的液状化の発生度の高い地盤も存在する。

キ．建物被害予測

建物は、構造により振動特性や耐震性に大きな違いがあるため、本調査では 4 つの構造（木造、RC 造、S 造、その他の構造）に区分して被害予測を行った。また、それぞれについて、建築年代、階層等の振動特性に影響する項目についても考慮した。

ク．地震火災被害予測

地震によって発生する出火（出火予測）、その出火に対する消防活動、さらに消防活動によって消し止められなかった火災の延焼動態（延焼予測）について予測した。

ケ．人的被害予測

建物被害及び地震火災被害予測結果を基に、死傷者数及び避難所生活者数を推定した。

コ．ライフライン被害予測

本調査では、上水道、下水道、ガス管の地下埋設管及び配電線、電話線の支持物を対象とし、地表最大加速度、P L 値等を基に標準被害率を算出した。

また、標準被害率に延長または本数を乗じることにより被害量を推定した。

(2) 被害想定結果

本市の建物被害、焼失被害、人的被害等を算定した。建物被害では、小山田地区の被害率が最も大きくなった。焼失被害では、設定時期を冬の17時とし、延焼経過24時間における値を示した。これによると、長野地区の焼失率が最も大きくなった。

		想定地震	
		中央構造線	南海トラフ
地震の規模 (マグニチュード)		7.3	8.4
建物総数		41,150棟	
建物被害	全壊棟数	2,710棟 (6.6%)	60棟 (0.2%)
	半壊棟数	11,680棟 (28.4%)	1,690棟 (4.1%)
焼失被害	出火点数	29	3
	焼失棟数	3,000棟 (7.3%)	- (0.0%)
総人口		119,810人	
人的被害	死者数	720人 (0.6%)	60人 (0.05%)
	負傷者数	1,450人 (1.2%)	140人 (0.1%)
	避難所生活者数	13,340人 (11.1%)	1,280人 (1.1%)
ライフライン被害 <small>250mメッシュでの最大</small>	上水道管	5箇所以上	
	下水道管	2～3箇所	
	ガス管	3箇所以上	
	電力柱	1本未満	2本以上
	電話柱	1本未満	1～2本

2. 府の被害想定

内陸直下型地震及び海溝型地震による被害を想定した。

大阪府地震被害想定概要

	上町断層帯 (A)	上町断層帯 (B)	生駒断層帯
地震の規模	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.5~7.8	マグニチュード(M) 7.3~7.7
	計測震度 5弱~6強	計測震度 5強~7	計測震度 4以下~5強
建物全半壊棟数	全壊 449 棟 半壊 881 棟	全壊 1,184 棟 半壊 1,844 棟	全壊 12 棟 半壊 34 棟
出火件数 (炎上1日夕刻)	0 件	1 件	0 件
死傷者数	死者 2 人 負傷者 281 人	死者 7 人 負傷者 539 人	死者 0 人 負傷者 10 人
り災者数	5,108 人	10,647 人	189 人
避難所生活者数	1,482 人	3,088 人	55 人
ライフライン	停電	3,331 軒	5,683 軒
	ガス供給停止	0 千戸	8 千戸
	電話不通	2,065 加入者	2,065 加入者
	水道断水	1.7 万人	3.5 万人

	有馬高槻断層帯	中央構造線断層帯	東南海・南海地震
地震の規模	マグニチュード(M) 7.3~7.7	マグニチュード(M) 7.7~8.1	マグニチュード(M) 7.9~8.6
	計測震度 4以下~5弱	計測震度 6弱~6強	計測震度 4以下~5強
建物全半壊棟数	全壊 0 棟 半壊 0 棟	全壊 1,077 棟 半壊 1,861 棟	全壊 21 棟 半壊 56 棟
出火件数 (炎上1日夕刻)	0 件	1 件	0 件
死傷者数	死者 0 人 負傷者 0 人	死者 5 人 負傷者 592 人	死者 0 人 負傷者 15 人
り災者数	1 人	10,715 人	217 人
避難所生活者数	1 人	3,108 人	63 人
ライフライン	停電	0 軒	20,021 軒
	ガス供給停止	0 千戸	8 千戸
	電話不通	0 加入者	2,065 加入者
	水道断水	0 万人	4.0 万人

出典：大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書、平成19年3月、大阪府

< 付属資料 > 河内長野市防災会議委員名簿

平成20年8月27日現在

条例3条5項	役職名	氏名
会長(条例3条2項)	河内長野市長	芝田 啓治
第1号委員		
第2号委員	大阪府 富田林土木事務所長	田中 拓夫
	大阪府 総務部危機管理室南河内地域担当地域防災監	淵野 辰巳
	大阪府 富田林保健所次長	堀 安雄
第3号委員	大阪府 河内長野警察署長	新延 雄二郎
	大阪府 河内長野警察署警備課長	鈴木 弘之
第4号委員	河内長野市 副市長	藤 進
	河内長野市 副市長	阪谷 俊介
	河内長野市 水道局長	池西 一郎
	河内長野市 企画総務部長	山田 彰男
第5号委員	河内長野市 教育長	福田 弘行
第6号委員	河内長野市 消防長	松井 均
	河内長野市 消防団長	場工 耕司
第7号委員	西日本電信電話(株)大阪東支店設備部長	畑 憲幸
	関西電力(株)羽曳野営業所長	宮井 崇吉
	南海電気鉄道(株)河内長野駅長	西尾 勝芳
	(社)河内長野市医師会長	山片 重法
	大阪ガス(株)導管事業部南部地区保安総括	太田 悟郎
	河内長野ガス(株)代表取締役社長	山本 明彦

< 定数 > 1号、2号、3号、4号及び7号委員の定数は、それぞれ1人、3人、2人、7人及び7人以内

< 任期 > 1～6号期限なし、7号委員2年間(補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間)